

平成20年 第2回

身延町議会定例会会議録

平成20年6月16日 開会

平成20年6月17日 閉会

山梨県身延町議会

平成 2 0 年

第 2 回身延町議会定例会

6 月 1 6 日

平成20年第2回身延町議会定例会(1日目)

平成20年6月16日
午前10時00分開議
於 議 場

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 町長あいさつ
- 日程第5 提出議案の報告並びに上程
- 日程第6 提出議案の説明
- 日程第7 提出議案に対する質疑
- 日程第8 提出議案に対する討論
- 日程第9 提出議案に対する採決

2. 出席議員は次のとおりである。(20人)

- | | | | |
|-----|---------|-----|---------|
| 1番 | 松 浦 隆 | 2番 | 河 井 淳 |
| 3番 | 望 月 秀 哉 | 4番 | 望 月 明 |
| 5番 | 芦 澤 健 拓 | 6番 | 上 田 孝 二 |
| 7番 | 福 与 三 郎 | 8番 | 望 月 寛 |
| 9番 | 日 向 英 明 | 10番 | 望 月 広 喜 |
| 11番 | 穂 坂 英 勝 | 12番 | 伊 藤 文 雄 |
| 13番 | 渡 辺 文 子 | 14番 | 奥 村 征 夫 |
| 15番 | 川 口 福 三 | 16番 | 近 藤 康 次 |
| 17番 | 笠 井 万 汎 | 18番 | 石 部 典 生 |
| 19番 | 中 野 恒 彦 | 20番 | 松 木 慶 光 |

3. 欠席議員は次のとおりである。

な し

4. 会議録署名議員（3人）

9番 日向英明
11番 穂坂英勝

10番 望月広喜

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

（21人）

町	長	依田光弥	副町長	野中邑浩
総務課	長	市川忠利	会計管理者	中沢俊雄
財政課	長	佐野雅仁	政策室長	依田二郎
町民課	長	秋山和子	税務課長	笠井一雄
身延支所	長	佐野治仁	下部支所長	小林英雄
教育	長	笠井義仁	学校教育課長	赤池一博
生涯学習課	長	佐野正美	福祉保健課長	広島法明
子育て支援課	長	近藤正国	建設課長	柴原信一
産業課	長	佐野由雄	土地対策課長	望月和永
観光課	長	赤坂次男	環境下水道課長	赤池義明
水道課	長	串松文雄		

6. 職務のため議場に出席した者の職氏名（2人）

議会事務局長 遠藤 守
録音係 馬場徳之

開会 午前10時20分

○議会事務局長（遠藤守君）

おはようございます。

それでは、相互の礼で始めたいと思います。

ご起立を願います。

相互に礼。

（ あ い さ つ ）

ご着席ください。

○議長（松木慶光君）

本日は、大変ご苦労さまでございます。

平成20年第2回定例会の開会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

梅雨の季節、あじさいの花がますます美しく見える今日このごろでございます。議員各位には何かとお忙しい中、ご出席をいただきまして、心から敬意を表す次第であります。

さて、本定例会に町長から提案されます諸議案は、いずれも重要な内容を有するものでございます。議員各位におかれましては、慎重なご審議により、適正にして妥当な結論を得られますよう、切望する次第であります。

これから暑さ厳しい夏に向かいますが、各位にはご自愛の上、諸般の議事運営にご協力を賜りますようお願い申し上げます。開会のあいさつといたします。

それでは、出席議員が定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

本日は、議事日程第1号により執り行います。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第116条の規定によって、

9番 日向英明君

10番 望月広喜君

11番 穂坂英勝君

以上、3人を会議録署名議員に指名いたします。

日程第2 会期の決定を行います。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、平成20年6月16日から平成20年6月20日までの5日間と決定することにご異議ございませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、会期は平成20年6月16日から平成20年6月20日までの5日間と決定いたしました。

日程第3 諸般の報告を行います。

地方自治法第121条の規定に基づき、今期定例会に執行部の出席を求めたところ、お手元に配布のとおり、出席の通知がありました。

次に議会としての報告事項もお手元に配布のとおり、各種行事等に参加いたしましたので、ご了承ください。

次に陳情書の写しがお手元に配布してありますので、ご了承願いたいと思います。

日程第4 町長のあいさつを行います。

町長。

○町長（依田光弥君）

皆さん、大変ご苦労さまでございます。ごあいさつを申し上げます。

本日ここに平成20年第2回身延町議会定例会が開会されるにあたり、提出をいたしました議案の概要をご説明申し上げ、併せて町政の状況等、ご報告をさせていただきます。

町政進展のために、格段のご支援をいただいております議員各位、ならびに町民の皆さまのご理解とご協力をお願い申し上げます。

平成16年9月13日、装いも新たにやすらぎと活力ある開かれた町をコンセプトに、一步一步歩んでまいりました3年9カ月。多くの試練を乗り越えて、議員各位をはじめ町民の皆さんとともに進めてまいりましたまちづくり、本年度は、その真価が問われる年であろうかと思っております。

平成20年度がスタートして2カ月余りでございますが、行財政改革を基調とする中で、身延町の清新なイメージを生かし、安全・安心なまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

環境に配慮した事業、安心して子どもを産み育てられる地域づくり、高齢者が生きがいを持って暮らせる地域づくり、安全に暮らせる生活基盤づくりなど、職員の資質向上を図る中で、町民の皆さんと協働して、さらに輝く身延町づくりにまい進をする決意でございます。

ご承知のように、現下の経済状況はサブプライムローンの不良債権化に伴う景気減速がなかなか根深く、この影響は日本経済においても大変、深刻であります。また、原油価格は高騰を続けており、石油を海外へ依存している日本経済にとって、金融と合わせてダブルパンチとなっております。これまで回復基調でありました景気の状態も視界不良といった状態になっておるところであります。

道路特定財源である揮発油税の暫定税率につきましては、先の国会において再可決をされましたが、福田首相は自民党総務会の決定を得ずして、来年度からの道路特定財源の一般財源化を閣議決定いたしました。道路整備については、先行きの不透明感はぬぐえません。また福田首相は低所得者に配慮いたしました後期高齢者医療制度の見直し、消費者庁の新設などにも言及をしております。政局ますます混迷を深め、ホットな夏を迎えることになりそうであります。

次に町政の課題、また報告事項等について述べさせていただきます。

ちょっと時間が長くなりますが、お許しを頂戴したいと思います。

行政改革の推進についてであります。集中改革プランに基づき、職員ともども意欲的に行政改革に取り組んでいるところでございますが、これまでに早期退職優遇措置の活用による19人の人員削減、ノー残業デーの設定、時差出勤制度創設などによる残業時間縮減、職員給与格付けの厳格な運用、また宿直制度の見直しなどによる人件費の削減、さらに滞納整理の積極的な取り組みによる税収確保、公用車20台の削減、こまめな消灯などによる経費削減等々に取り組んでまいったところでございます。加えて、行政改革への職員の意識向上を促がすた

めの研修などにも意を用いるとともに、窓口対応などの改善にも取り組み、一定の成果を挙げていると思っているところでございます。

現在、集中改革プランの第2次実施計画の取り組み内容について、とりまとめを急いでおるところでございますが、今後はこれまでの実績を検証、検証結果をふまえ、第3次実施計画を8月上旬をめどに策定し、これに基づき平成20年度以降についても、より一層、積極的な取り組みにより、行政改革を推進してまいりたいと存じておるところでございます。

次に人事評価制度導入についてであります。人事評価は職員の持つ能力を最大限に引き出し、職員の意欲や能力を客観的・継続的に把握・評価し、人材育成や能力開発を行うため、行政改革推進の中においても、特に重要と考えております。一昨年以来、職員の共通理解のもとに制度導入を行うため、調査・研究を行い、平成19年度は1年間をかけた、人材育成基本方針および人事評価マニュアルを設定いたし、これに基づき、これまでにそれぞれの課の目標、担当の目標、各個人の目標設定、課長と課員の面談などを終えておるところでございます。

人事評価については、すでに人事における職員配置や昇任・昇格の基礎資料として活用しておるところでございますが、今年度から人事面ばかりではなく、給与面にも反映させる内容での実施に向け、具体的に動き出しておるところであります。

当町の人事評価制度は人材育成を主目的としており、財政など地方自治体を取り巻く環境は年々、厳しさを増す中で、より有能な人材を育てるため、人事評価制度を最大限活用していく必要があると考えております。

次に町税、使用料の滞納問題についてであります。三位一体改革による財源移譲により国に納めておりました所得税の一部が地方自治体の個人住民税に振り替えられ、地方自治体の自主財源としての地方税は、一段と大きな役割を果たすこととなります。町財政に大きく影響するばかりではなく、税負担の公平性、行政サービスの質の維持などから、さらには納税者の信頼確保のためにも、町税の滞納については、特に適切な対応が求められております。

なお、滞納整理の実績を上げるため、目標値を設定し、短期的な目標値としては、平成19年度分は町税、使用料とも100%。町税も過年度分については、これまで例年3千万円から4千万円程度での徴収でありましたが、年度末までに5千万円徴収を目標に、徴収業務に取り組みを行ってまいりました。実績数値は現年度は96.2%、過年度分については3,645万円で、達成率は72.9%となっております。

税源移譲により、住民税の増税感が相当強く、滞納整理は一段と困難を極めることとなります。今年度は県の滞納整理推進機構とも連携をしながら、新たな体制ですでに資産調査を着手するなど、財産の差し押さえ処分を視野に入れた、特に悪質な滞納者対応をスタートさせたところであり、今後、滞納をなくすため、また新たな滞納者を生じさせないため、滞納整理を当面の間における町の重点課題の1つに位置づけ、あらゆる手を尽くして取り組んでいく考えであります。

次に中部横断自動車道についてであります。中部横断自動車道については、早期全線開通を目指し、平成19年9月議会における町議会の国の各機関への意見書提出をはじめ、期成同盟会等、活動の中で、国や県選出国會議員への要望活動を重ねるなど、全町を挙げて積極的な取り組みを行っておるところであります。

六郷・増穂インター間については、すでに工事が始まっており、いよいよ中部横断自動車道が身近に感じられるようになりました。身延町区間においては、一色地内では本線の事業用地

取得が始まっており、平成20年度は国と地権者との用地交渉が本格化をし、今年度中には一部工用道路の建設着手の見通しになっております。町では用地取得、工用残土処理場確保を中心に、事業推進のため、支援体制を整え、引き続き事業促進を目指してまいります。

また、中部横断自動車道開通を視野に入れたインター周辺の地域開発構想推進の中で、下山地内の富士川河川敷については、開発構想区域として位置づけ、利用計画を検討してまいりましたが、この河川敷の一部は現在、地元の皆さんが河川占用により水田耕作地として利用されておりますが、町の開発構想に基づく河川敷利用計画にご理解をいただき、今年をもって耕作をやめられるということをご了承いただき、国との協議の中で、地元の皆さんが占用しております区域については、町が将来的に土地利用するため、占用の権利を町が継承し、占用許可手続きを済ませました。当該地は国が特殊採取事業を導入し、砂利掘削を行い、その後今年度から開始される中部横断自動車道の工事残土により、基盤造成を行い、当面、町ではそこを防災広場や公園やグラウンド整備などにより、町民の憩いの広場として利用し、将来的には国から払い下げを受け、公共用地、あるいは商工業施設用地として、さらに土地の高度利用構想を推進していく考えであります。

次にデマンド交通システム導入計画についてでございますが、先ほど全協でご説明をさせていただきました。今後の事業スケジュールについては、町を大きく南部エリアと北部エリアに分け、公共交通の空白地域の早期解消を図るため、まず南部エリアについて今年、10月1日から試験運行を開始の計画といたしております。21年度中には、全町でデマンド交通事業を展開する方針でございます。

なお、この事業は3年間に限り、国の補助を受けられる見通しとなっており、国と細部について協議を進めておるところであります。

次に下部CATVのPFI導入事業の計画の進捗状況でございますが、電波法改正に伴うデジタル化について、いよいよ待たなしの時期がまいっております。この対応策といたしまして、民間の資金や技術が活用でき、しかも初期投資が少ないPFI方式の導入を決定いたしました。事務作業を進めているところでありますが、電磁波法改正によるデジタル化は2011年7月から予定をされており、これ以前までにはデジタル化対応工事を終える必要があるわけですので、全体計画の作業スケジュールをもとに、これまでに、この事業への事業参加希望を募ったところ、事業参加を希望する応募事業者が1社ございました。現在、この会社が提案書作成に取り組んでおりますが、この会社から提出される提案書の内容について、サービス内容が町や事業者の考えている水準や要求内容と整合しているか否かを審査し、事業契約締結の考えでございます。計画内容、事業の進捗状況については、機会あるごとに説明会を開催するなど、地域の皆さんのご理解のもとに、事業に取り組んでいく考えでございますので、よろしくお願いを申し上げます。

現在、事業中の大型工事の進捗状況でございますが、大野下水道処理場建設工事については、おおむね機械設備の工場製作、水処理層の付帯コンクリート工事や濾材充填工事、さらには管理棟工事が完了いたし、今後、脱水処理設備工事、中央監視整備工事や外構工事、周辺整備工事などを急ぎ、平成21年1月末には処理場全体の完成を目指して進んでおるところであります。

次に柿島団地建設工事については、昨年9月上旬に本格的に工事を始めました。すでに建物本体については、約90%の進捗率となっております。現在、各部屋の給配水設備工事、電気

配線工事などを中心に工事を急いでいるところでございますが、浄化槽工事、集会場工事、外構、植栽工事、自転車置き場工事、物置工事などについては、6月末に発注、年内にはすべての工事を完成させ、21年1月には入居できるよう、鋭意、進めておるところでございます。

また、かねてから建設計画を進めていた西嶋公民館については、5月末に工事を発注。建築本体工事については、仮契約を済ませておるところでございます。今議会に建築本体工事の契約締結議案を提出しておりますが、議会承認が得られ次第、直ちに工事に着工。新年度初頭から利用できるよう、年度末には工事を完成させる考えでございます。

次に本日、提案をいたしました議案につきましては、お手元にお届けしてございます。報告第1号から報告第7号までの7件は、それぞれ専決処分の承認を求めるものでございます。また報告第8号から報告第10号までの3件につきましては、それぞれ繰越明許費繰越計算についてであります。さらに、報告第11号は下水道事業特別会計継続費繰越計算についてであります。

議案第60号、61号については条例の一部改正であります。

次に、議案第62号から第68号までの7件につきましては補正予算でございます。

さて、平成19年度の身延町一般会計予算、ならびに特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の事務処理が的確に行われ、5末日をもって良好に決算がされたことを、報告を申し上げます。

昨年6月に成立をいたしました地方公共団体財政健全化法により、今年秋には平成19年度決算に基づき、地方公共団体財政健全化法上の財政指標の数値を公表することになっております。本町財政指標の状況は、現状において健全段階であると見込まれておりますが、国においては、少子高齢化が急速に進む中で、社会保障と税制について一体的な改革が進められており、国および地方の厳しい財政の状況をふまえ、歳入歳出一体改革を進めるには、簡素で効率的な行政システムを確立し、歳入の自主財源について積極的な確保策を講じ、歳出の徹底した見直しによる抑制と重点化を進めるなど、効率的で持続可能な財政の転換を図っていくことが求められているところであります。

それでは、平成20年度身延町一般会計補正予算の主なものについて、説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、一般会計および特別会計において、4月1日の定期人事異動に伴う給与費の補正をさせていただきます。

まず歳入であります。使用料へ温泉会館駐車場使用料を29万7千円追加させていただきました。これは、同駐車場の維持管理を商工会に委託する経費に充てるものであります。

次に県支出金へ市町村合併支援特例交付金1,100万円、ならびに建築物耐震改修事業補助金50万円を追加させていただきました。これは西嶋小学校体育館改修事業、ならびに木造住宅耐震性向上型改修支援事業費への補助金であります。

次に繰入金へ、減債基金繰入金3,500万円を追加させていただきました。これは平成19年度に承認された公的資金、保証金免除繰上償還に関わる財政健全化計画に基づいた下水道事業債繰上償還の財源として減債基金を繰り入れ、下水道事業特別会計へ繰り出すものであります。

また繰越金には3,944万4千円、諸収入には305万円の追加であります。この諸収入のうち、250万円はコミュニティ助成金で財団法人 自治総合センターから助成をされるもので、梅平1区コミュニティ広場整備に補助をするものであります。

次に歳出の主なものにつきまして、説明を申し上げます。

まず、総務費の文書広報費に昨年より取り組んでおります、地域情報通信施設整備運営事業のアドバイザー費用900万円を計上いたしました。これは下部コミュニケーションテレビの地上デジタル放送等への対応のため、今回の補正とさせていただきます。また、企画費のコミュニティ事業助成金、ならびにまちづくり推進事業補助金として、262万5千円を追加させていただきます。

次に商工費ですが、観光費にNPO みのぶ観光センター事業費補助金300万円を計上いたしました。これは、本町の観光振興の一翼を担うNPO みのぶ観光センターの設立を支援するものであります。

次に、土木費の住宅管理費に木造住宅耐震性向上型改修支援事業費補助金等100万円。下水道費に下水道事業特別会計等繰出金を、4,282万2千円を計上いたしました。これは木造住宅へのさらなる耐震性向上を啓発するものであり、下水道事業特別会計においては、主に下水道事業債の繰上償還にかかる繰出金の計上であります。

次に教育費であります。小学校費、西嶋小学校管理費に体育館改修事業費1,351万円。社会教育費、公民館費に集落公民館整備費補助金91万3千円。保健体育費、身延学校給食費に食器・食缶洗浄機購入費用として、377万円を計上いたしました。

以上、平成20年度一般会計ならびに特別会計の補正予算について、概要を申し上げます。

最後に議案第69号は、中富地区公民館西嶋分館建築主体事業請負契約についてであります。

以上でございますが、それぞれ担当の課長に説明をいたさせますので、ご審議の上、ご決定を頂戴いたしたいと思うわけでございますが、よろしくお願いを申し上げます。

ありがとうございました。

○議長（松木慶光君）

町長のあいさつが終わりました。

日程第5 提出議案の報告、並びに上程を行います。

報告第1号 専決処分の承認を求めることについて（身延町農村地域工業等導入促進のための固定資産税の免除に関する条例の一部を改正する条例）

報告第2号 専決処分の承認を求めることについて（身延町税条例の一部を改正する条例）

報告第3号 専決処分の承認を求めることについて（身延町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

報告第4号 専決処分の承認を求めることについて（身延町手数料条例の一部を改正する条例）

報告第5号 専決処分の承認を求めることについて（平成19年度身延町一般会計補正予算（第8号）について）

報告第6号 専決処分の承認を求めることについて（平成19年度身延町老人保健特別会計補正予算（第5号））

報告第7号 専決処分の承認を求めることについて（平成19年度身延町下水道事業特別会計補正予算（第6号））

報告第8号 平成19年度身延町一般会計繰越明許費繰越計算について

報告第9号 平成19年度身延町簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算について

報告第10号 平成19年度身延町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算について
 報告第11号 平成19年度身延町下水道事業特別会計継続費繰越計算について
 議案第60号 身延町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
 議案第61号 身延町営住宅条例の一部を改正する条例について
 議案第62号 平成20年度身延町一般会計補正予算(第1号)について
 議案第63号 平成20年度身延町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について
 議案第64号 平成20年度身延町老人保健特別会計補正予算(第1号)について
 議案第65号 平成20年度身延町介護保険特別会計補正予算(第1号)について
 議案第66号 平成20年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)について
 議案第67号 平成20年度身延町農業集落排水事業等特別会計補正予算(第1号)について
 議案第68号 平成20年度身延町下水道事業特別会計補正予算(第1号)について
 議案第69号 中富地区公民館西嶋分館建築主体工事請負契約について
 発委第1号 身延町議員の定数を定める条例の制定について
 発委第2号 身延町議会委員会条例の一部改正について
 請願第1号 教育予算を拡充し、教育の機会均等及び水準の維持向上を図るための請願について
 請願第2号 後期高齢者医療制度の廃止を求める請願について
 以上、報告11件、条例改正2件、補正予算7件、請負契約1件、発委2件、請願2件、併せて25件を一括上程いたします。

日程第6 提出議案の提案理由の説明を求めます。

報告第1号から報告第11号および議案第60号から議案第69号まで、町長。

○町長(依田光弥君)

それでは、議案の提案理由について説明を申し上げます。

報告第1号 専決処分の承認を求めることについて

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求める。

平成20年6月16日 提出

身延町長 依田光弥

処分事項

1. 身延町農村地域工業等導入促進のための固定資産税の免除に関する条例の一部を改正する条例

専決処分書でございますが、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、議会を招集する時間的余裕がないと認め、次のとおり専決処分をする。

平成20年3月31日

身延町長 依田光弥

1. 身延町農村地域工業等導入促進のための固定資産税の免除に関する条例の一部を改正する条例

理由でございますが、農村地域工業等導入促進法第10条の地区等を定める省令(昭和63年自治省令第26号)の一部を改正する省令(平成20年総務省令第41号)が平成20年3月

31日に公布され、4月1日から施行されることに伴い、身延町農村地域工業等導入促進のための固定資産税の免除に関する条例の一部を改正する必要性が生じたが、議会を招集する時間的余裕がないので、専決処分をする。

以上であります。

次に報告第2号 専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求める。

平成20年6月16日 提出

身延町長 依田光弥

処分事項

1. 身延町税条例の一部を改正する条例

専決処分書でございます。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、議会を招集する時間的余裕がないと認め、次のとおり専決処分をする。

平成20年4月30日

身延町長 依田光弥

1. 身延町税条例の一部を改正する条例

理由でございますが、地方税法等の一部を改正する法律（平成20年法律第21号）が平成20年4月30日に公布され、公布の日から施行されることに伴い、身延町税条例の一部を改正する必要性が生じたが、議会を招集する時間的余裕がないので、専決処分をする。

以上であります。

報告第3号 専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求める。

平成20年6月16日 提出

身延町長 依田光弥

処分事項

1. 身延町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、議会を招集する時間的余裕がないと認め、次のとおり専決処分をする。

平成20年4月30日

身延町長 依田光弥

1. 身延町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

理由

健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）が平成18年6月21日に、また地方税法等の一部を改正する法律（平成20年法律第21号）が平成20年4月30日に公布され、公布の日から施行されることに伴い、身延町国民健康保険税条例の一部を改正する必要性が生じたが、議会を招集する時間的余裕がないので、専決処分をする。

以上でございます。

次に報告第4号 専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求め。

平成20年6月16日 提出

身延町長 依田光弥

処分事項

1. 身延町手数料条例の一部を改正する条例

専決処分書でございますが、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、議会を招集する時間的余裕がないと認め、次のとおり専決処分する。

平成20年5月1日

身延町長 依田光弥

1. 身延町手数料条例の一部を改正する条例

理由

戸籍法（昭和22年法律第224号）が平成19年5月11日に公布され、平成20年5月1日から施行されることに伴い、身延町手数料条例の一部を改正する必要性が生じたが、議会を招集する時間的余裕がないので、専決処分をする。

次に報告第5号であります。専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求め。

平成20年6月16日 提出

身延町長 依田光弥

処分事項

1. 平成19年度身延町一般会計補正予算（第8号）

専決処分書でございますが、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、議会を招集する時間的余裕がないと認め、次のとおり専決処分する。

平成20年3月31日

身延町長 依田光弥

1. 平成19年度身延町一般会計補正予算（第8号）

理由

平成19年度身延町老人保健特別会計の補正予算に伴い、繰出金の必要性が生じたこと、および指定寄附金の歳入に伴い、財源組み替えの必要性が生じたので専決処分する。

この平成19年度身延町一般会計補正予算（第8号）でございますが、平成19年度身延町の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,147万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ104億6,856万8千円とする。

2は、省略させていただきます。

平成20年3月31日

身延町長 依田光弥

次に報告第6号でございます。専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求め。

平成20年6月16日 提出

身延町長 依田光弥

処分事項

1.平成19年度身延町老人保健特別会計補正予算（第5号）

専決処分書でございますが、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、議会を招集する時間的余裕がないと認め、次のとおり専決処分をする。

平成20年3月31日

身延町長 依田光弥

1.平成19年度身延町老人保健特別会計補正予算（第5号）

理由でございますが、身延町老人保健特別会計において、医療給付費等の負担金を補正する必要が生じたので、専決処分する。

次の平成19年度身延町老人保健特別会計補正予算（第5号）でございますが、平成19年度身延町の老人保健特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,016万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27億651万8千円とする。

2は、省略をいたします。

平成20年3月31日

身延町長 依田光弥

次に報告第7号でございます。

報告第7号 専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求め。

平成20年6月16日 提出

身延町長 依田光弥

処分事項でございますが、1.平成19年度身延町下水道事業特別会計補正予算（第6号）、
専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、議会を招集する時間的余裕がないと認め、次のとおり専決処分をする。

平成20年3月31日

身延町長 依田光弥

1.平成19年度身延町下水道事業特別会計補正予算（第6号）

理由

特定環境保全公共下水道下部下水道事業、身延公共下水道事業の進捗において、継続費および繰越明許費の補正をする必要が生じたので、専決処分する。

次に平成19年度身延町下水道事業特別会計補正予算（第6号）でございますが、平成19年度身延町の下水道事業特別会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

(継続費の補正)

第 1 条、継続費の変更は「第 1 表 継続費補正」による。

(繰越明許費の補正)

第 2 条、繰越明許費の追加は「第 2 表 繰越明許費補正」による。

以下、省略をさせていただきます。

平成 20 年 3 月 31 日

身延町長 依田光弥

次に報告第 8 号でございますが、平成 19 年度身延町一般会計繰越明許費繰越計算について、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 146 条第 2 項の規定により、平成 19 年度身延町一般会計繰越明許費繰越計算について、次のとおり報告する。

平成 20 年 6 月 16 日 提出

身延町長 依田光弥

この次のページでございますが、平成 19 年度身延町の一般会計繰越明許費繰越計算書については、詳細については担当課長が説明を申し上げますので、とりあえず、この計算書をご覧いただいて、ご理解を頂戴いたしたいと思っております。

報告第 9 号 平成 19 年度身延町簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算について

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 146 条第 2 項の規定により、平成 19 年度身延町簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算について、次のとおり報告する。

平成 20 年 6 月 16 日 提出

身延町長 依田光弥

これにつきましても、平成 19 年度身延町簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書がお手元にあるかと思っておりますが、細かい点につきましては、担当課長が説明をさせていただきますので、省略をさせていただきます。

報告第 10 号 平成 19 年度身延町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算について

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 146 条第 2 項の規定により、平成 19 年度身延町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算について、次のとおり報告する。

平成 20 年 6 月 16 日 提出

身延町長 依田光弥

この繰越明許につきましても、平成 19 年度身延町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書がございますので、詳細につきましては、担当課長が説明をさせていただきますので、省略をさせていただきます。

次に報告第 11 号 平成 19 年度身延町下水道事業特別会計継続費繰越計算について。

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 145 条第 1 項の規定により、平成 19 年度身延町下水道事業特別会計継続費繰越計算について、次のとおり報告する。

平成 20 年 6 月 16 日 提出

身延町長 依田光弥

この 11 号につきましても、平成 19 年度身延町下水道事業特別会計継続費繰越計算書が添付いたしておりますので、のちほど担当課長が説明いたしますので、省略をさせていただきます。

次に議案第60号 身延町国民健康保険条例の一部を改正する条例について。
身延町国民健康保険条例の一部を改正する条例の議案を提出する。
平成20年6月16日 提出

身延町長 依田光弥

提案理由でございますが、健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）の施行に伴い、身延町国民健康保険条例の一部を改正する必要が生じた。

これが、この議案を提出する理由であります。

次に議案第61号 身延町営住宅条例の一部を改正する条例について。
身延町営住宅条例の一部を改正する条例の議案を提出する。

平成20年6月16日 提出

身延町長 依田光弥

提案理由でございますが、国の公営住宅における暴力団排除の基本方針をふまえ、町営住宅の入居者等の生活の安全と平穩の確保、および町営住宅制度の信頼を確保するため、身延町営住宅条例の一部を改正する必要が生じた。

これが、この議案を提出する理由であります。

次に議案第62号でございます。平成20年度身延町一般会計補正予算（第1号）、平成20年度身延町の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。
（歳入歳出予算の補正）

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,989万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ95億1,379万2千円とする。

2は、省略をさせていただきます。

平成20年6月16日 提出

身延町長 依田光弥

次に議案第63号 平成20年度身延町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、平成20年度身延町の国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ912万1千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23億203万1千円とする。

2は、省略をさせていただきます。

平成20年6月16日 提出

身延町長 依田光弥

議案第64号 平成20年度身延町老人保健特別会計補正予算（第1号）
平成20年度身延町の老人保健特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,167万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億8,301万円とする。

2は、省略をさせていただきます。

平成20年6月16日 提出

身延町長 依田光弥

次に議案第65号でございますが、平成20年度身延町介護保険特別会計補正予算(第1号)、平成20年度身延町の介護保険特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ18万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億3,208万7千円とする。

2は、省略をいたします。

平成20年6月16日 提出

身延町長 依田光弥

議案第66号 平成20年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)

平成20年度身延町の簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ121万4千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億9,136万7千円とする。

2は、省略をいたします。

平成20年6月16日 提出

身延町長 依田光弥

議案第67号 平成20年度身延町農業集落排水事業等特別会計補正予算(第1号)

平成20年度身延町の農業集落排水事業等特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ263万1千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,342万円とする。

2は、省略をさせていただきます。

平成20年6月16日 提出

身延町長 依田光弥

議案第68号 平成20年度身延町下水道事業特別会計補正予算(第1号)

平成20年度身延町の下水道事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,545万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億3,953万9千円とする。

2は、省略をさせていただきます。

平成20年6月16日 提出

身延町長 依田光弥

次に議案第69号でございます。

議案第69号 中富地区公民館西嶋分館建築主体工事請負契約について

中富地区公民館西嶋分館建築主体工事請負について、身延町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分の範囲を定める条例(平成16年身延町条例第50号)第2条の規定に基づき、議会の議決を求める。

記

1. 契約の目的 中富地区公民館西嶋分館建築主体工事
 2. 契約の方法 指名競争入札による契約
 3. 契約金額 9,586万5千円
 4. 契約の相手方 山梨県南巨摩郡身延町波木井135
近藤工業株式会社 代表取締役 近藤憲央
- 平成20年6月16日 提出

身延町長 依田光弥

提案理由でございますが、中富地区公民館西嶋分館建築主体工事請負契約を締結するため、議会の議決が必要でございます。

これが、この議案を提出する理由であります。

以上でございます。よろしくご審議をいただき、ご可決を賜りますようお願いを申し上げます。ありがとうございました。

○議長（松木慶光君）

町長の説明が終わりました。

次に、担当課長の詳細説明を求めます。

報告第1号、報告第2号、報告第3号について、税務課長。

○税務課長（笠井一雄君）

それでは、私のほうから報告第1号から報告第3号まで、詳細の説明をさせていただきます。

まず報告第1号 専決処分の承認を求めることについて（身延町農村地域工業等導入促進のための固定資産税の免除に関する条例の一部を改正する条例）についてでございます。

これについては、3ページをご覧ください。

改正の内容としては、農工法第10条の規定の適用を受けている工業等導入地区については、当分の間、引き続き同条、総務省省令で定める地域と経過措置を規定し、適用期間を平成20年3月31日から平成21年12月31日まで、延長をいたしました。

これに伴いまして、身延町農村地域工業等導入促進のための固定資産税の免除に関する条例も、同じように適用期間を平成20年の3月31日から21年12月31日まで、延長をしたものでございます。

続きまして、報告第2号 専決処分の承認を求めることについて（身延町税条例の一部を改正する条例）について、詳細説明をさせていただきます。

それでは、7ページをお開きください。

今回の改正につきましては、大きく4点の改正がございます。

1点目につきましては、公益法人制度改革の対応でございます。

条例の7ページ、7行目の23条関係から公益法人制度改革関係になります。今回の改正で主務官庁制、許可主義を廃止し、現行の公益法人を平成20年12月1日から5年間をかけて新しい制度に移行させます。新しい制度では、法人の設立と公益性の判断を分離し、法人の設立は登記のみで設立できるようにし、これについては、一般社団法人および一般財団法人に関する法律で縛りました。

次のステップで、公益社団法人、それから公益財団法人に認められるには、登記のみで、一般財団法人の申請を受け、民間有識者による委員会の意見に基づき、内閣総理大臣、または都

道府県知事が認定することによって、統一的な判断をし、明確な基準を示して、これを公益社団法人および公益財団法人の認定等に関する法律で縛りました。

この改正で、法人住民税均等割が変わりました。従来、法296条1項第2号に掲げる公益法人等、例えば社会福祉法人とか宗教法人、学校法人等でございますけども、これらについては、収益事業を行う場合のみ課税をしておりました。これを細分化し、平成20年12月1日より、これらの公益法人につきましては、収益事業を行う場合のみ、最低税率で課税し、行わない場合は非課税となりました。

また、従来、これ以外の公益等法人につきましては課税しておりましたけれども、これを細分化し、法296条第1項第2号に掲げる以外の法人、別表第2に該当する、例えば私立の学校法人、企業年金基金、健康保険組合、商工会等は最低税率で課税することになりました。さらに、これらに全然該当しない一般社団法人、一般財団法人は最低税率で課税することといたしました。併せて、従来、人格なき社団等につきましては課税されておりましたけれども、これを細分化し、平成20年4月1日より収益事業を行う場合には最低税率で課税し、収益事業を行わないものにつきましては、非課税となりました。このような改正は7ページ、中段からの表の先頭から記載されております。

なお、法人割につきましては、国税と同様な扱いになっております。

2点目といたしましては、8ページ、下段からになります。寄附金税制でございます。話題となった、ふるさと納税は寄附金税制に吸収した形で具体化されることになりました。どういうシステムになったかといいますと、ふるさとの町に寄附をした方は、町から発行された領収書を使い、翌年の3月15日までに税務署に申告をして、所得税の還付を受けることとなります。それとともに、税務署から連絡のあった住所地の市区町村は、翌年の住民税を控除後の税額で寄附をした方に課税することになりました。

制度の改正点ですが、現行の寄附金制度では所得税控除方式であったものが、税額控除方式になりました。さらに現行、地方公共団体に対する寄附のうち適用下限が10万円だったものを、適用下限を大幅に下げ、5千円以下を超える部分に適用するように改正し、一定の限度まで所得税と併せて、全額控除されることになりました。控除率は日赤共同募金等が県民税4%、市町村民税6%となり、ふるさとへの寄附は住民税の基本控除額、一律10%と個人住民税、所得割の額の1割を合わせたものを限度としております。

また、寄附金全体の一定限度額は、国税は総所得金額の上限40%までで、住民税25%までだったものが、総所得金額の30%までに拡大するよう、改正をされました。

3点目につきましては、個人住民税の公的年金からの特別徴収の導入でございます。10ページ、下段、44条の関係から始まりますが、11ページ、12行目、第47条の2をご覧ください。公的年金から特別徴収をする内容が規定されております。

公的年金等受給者にかかる個人住民税の課税状況は、現在、原則として年4回、納税義務者みずからが納税をしているところでございますが、このうち住民税の課税される2割強の65歳以上の公的年金受給者が特別徴収の対象となることが想定されております。本町では5,889人の年金受給者がございますが、約2割といたしまして、1,200人程度だと思います。徴収する税額は、公的年金等にかかる所得割額および均等割額になります。特別徴収義務者は、社会保険庁になります。対象年金は老齢基礎年金等になります。実施期間、時期でございますが、平成21年10月支給分から実施することとなります。

12ページ、7行目、47条の3の特別徴収義務者は社会保険庁となります。

同じく12ページ、下段、47条の5では特別徴収の対象税額と徴収方法を規定しております。4月、6月、8月の上半期の支給月ごとに前年の上半期の年金からの特別徴収税額を3分の1ずつ、3回で仮徴収し、下半期の支給月、10月、12月、2月ごとに年金額から当該年度の上半期の年金からの特別徴収税額を控除した額を3分の1ずつ3回で、本徴収するようになっております。

4点目につきましては、上場株式等の配当所得に対する課税と譲渡所得等に対する課税の関係でございます。18ページ、上段、附則第16条の3の関係になります。

ここに上場株式等にかかる配当所得にかかる町民税の課税の特例がございます。景気の影響を考慮し、25ページ、2項にありますとおり、平成21年1月1日から22年12月31日までの間、100万円以下の配当について、所得税7%、住民税3%の軽減税率が継続される特例措置ができました。また、100万円を超える配当につきましては、本則の税率、住民税5%、それから所得税15%になるとともに、確定申告が必要になってまいります。

20ページ、5行目、附則第19条の関係から、株式等にかかる譲渡所得等にかかる個人住民税の課税の特例がございます。これらも景気等、影響を考慮し、27ページ、18項にありますとおり、平成21年1月1日から22年12月31日までの間、500万円以上の譲渡益につきましては、所得税7%、住民税3%の軽減税率が継続される特例措置ができました。500万円を超える譲渡所得益につきましては、本則の税率、住民税5%、所得税15%になるとともに、確定申告が必要になってまいります。

以上、報告第2号の詳細説明でございました。

続きまして、報告第3号 身延町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、ご説明をいたします。

33ページをお開きください。

改正の趣旨でございますが、健康保険法等の一部を改正する法律および地方税法等の一部を改正する法律案等による改正に伴い、町の国民健康保険税の後期高齢者医療制度の創設に伴う整備を行うものでございます。

改正の概要でございますが、33ページ目の新第2条から新第5条の2まで。それから36ページ、中段の新第6条から新第7条の3までに後期高齢者医療制度の創設に伴い、賦課額に後期高齢者等にかかる課税額を追加するとともに、その算定基準を定めました。

ここでは、従来からの老人保健の支出が医療分から行われておりましたので、広域からの負担額は変わるものの、基本的に新しい医療分と、後期高齢者支援分の合計算定額が従来の方式による医療分の算定額と同一となるよう定め、制度改正による急激な負担が出ないように医療分の減額で、後期高齢者支援をするような形にしております。

具体的には、改正前の医療分所得割が5.5%、介護分が0.6%で、合計6.1%でございましたが、改正後は医療分が4%、後期高齢者支援分が1.5%、介護分が0.6%で、合計6.1%。また均等割につきましては、改正前、医療分が2万4,300円。介護分が4,800円で、合計2万9,100円でしたが、改正後は医療費が1万9千円、後期高齢者支援分が5,300円、介護分が4,800円で、合計2万9,100円になり、改正前と変わっておりません。資産割、平等割につきましては、改正前の医療分と介護分の合計が改正後の医療分と後期高齢者支援分、介護分との合計額と、ぴったり一致はしておらないわ

けでございますけども、これにつきましては、特定世帯の減免特例等がございますので、微調整をさせていただきます。

また、国保世帯であった家族が後期高齢者医療制度に移ることによって、平等割が、その世帯にとって、国保と後期高齢者制度の二重となってしまう、課税額が上昇する場合が想定されますので、旧国保世帯と同一の世帯に属する国保世帯について、5年間を半額にする特例措置が設けられました。

次に賦課限度額の変更があります。33ページ目、新第2条において、医療分が56万円から9万円を減じ、47万円にいたしました。この措置は、これまで老人保健に対する負担が、医療分から行われておりましたが、後期高齢者支援金の項目が新たにでき、その限度額も12万円と設定されたため、その調整のための全国ベースで検討され、下げられたものでございます。

次に旧国保世帯と同一の世帯に属する国保世帯である特定世帯にかかる減額措置を33ページ、下段から第21条に定め、新23条といたしました。

内容的には、従来の減額措置のほかに後期高齢者医療制度に移った方を国保の被保険者として、カウントできるという特例措置などが設けられたところでございます。

36ページ目、下段からの附則では平成18年度および平成19年度の課税特例、老年者控除の廃止、年金控除の改正等を削除いたしました。

国民健康保険税は、保険料の徴収の手段として、税の形式をとっておりますが、その実質は地域の医療保険であります国民健康保険の財源を賄うための保険料でございます。保険税額の算定は市町村の選定で、さまざまな方式がございますけれども、その枠付け、メニューにつきましては、国側で設定をしております。今回の改正は医療費の増減による改正ではなく、あくまでも後期高齢者医療制度が創設されたために伴う改正でありますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上、報告第3号の詳細説明でございました。

私のほうからは、詳細説明を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（松木慶光君）

次に報告第4号、報告第6号、議案第60号、議案第63号、議案第64号について、町民課長。

○町民課長（秋山和子君）

それでは報告第4号について、専決処分書についての詳細説明をさせていただきます。

41ページをお開きください。

今回の専決処分は、戸籍法が平成19年5月11日に公布され、平成20年5月1日より施行されることに伴い、別表中の5号、新しいほうで言いますと、4行目になります。もしくは第126条を加える改正となっております。

126条の内容としましては、町長または地方法務局長は統計の作成、または学術研究であって、公益性が高く、その目的を達成するために、戸籍等の記載事項の報告、情報を提供することができるという内容となっております。

報告第6号に移らせていただきます。7ページをお開きください。

報告第6号 専決処分について、詳細説明を行います。

今回の専決処分は、平成19年度身延町老人保健特別会計補正予算(第5号)で、補正額5億16万5千円を追加し、歳入歳出それぞれ27億651万8千円とするもので、医療給付費負

担金の確定に伴い、3月31日に遡って行うものです。

6ページをお開きください。

歳入ですが、1款支払い基金交付金、1項支払い基金交付金、1目医療費交付金、1節現年度分、補正額は2,403万2千円で、これは支払い基金からの交付金になります。

2款国庫支出金、1項国庫負担金、1目医療費負担金、1節現年度分、補正額は1,212万2千円で、これは国庫支出金となります。

3款県支出金、1項県負担金、1目県負担金、1節現年度分、補正額は2,253万2千円。これは県の支出金となります。

4款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金、1節医療費分、1,147万9千円。これは一般会計からの繰入金になります。

7ページをご覧ください。

歳出ですが、2款医療諸費、1項医療諸費、1目医療給付費、19節負担金補助及び交付金、補正額は5,132万7千円で、その他負担金となります。

2款医療諸費、1項医療諸費、2目医療費支給費、19節負担金補助及び交付金、補正額は減額の116万2千円で、その他負担金であります。

次に議案第60号、2ページをご覧ください。議案第60号について、詳細説明をさせていただきます。

健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、身延町国民健康保険条例の一部を改正することとなりました。この改正は、厚生労働省の告示行為に基づいて改正するものです。

内容的には、診療報酬の算定方法および訪問看護診療費にかかる指定訪問看護の費用の額の算定方法の改定となります。今回の改定により、旧診療報酬の算定方法は廃止されることとなります。

次に、議案第63号をお願いいたします。7ページをお開きください。

議案第63号について、詳細説明をさせていただきます。

歳入ですが、4款国庫支出金、1項国庫負担金、4目特定健康診査等負担金、1節特定健康診査等負担金、補正額は19万7千円で、これについては、国庫負担金となります。

6款前期高齢者交付金、1項前期高齢者交付金、1目前期高齢者交付金、1節前期高齢者交付金、補正額は24万9千円で、これは前期高齢者交付金になります。

7款県支出金、1項県負担金、2目特定健康診査等負担金、1節特定健康診査等負担金、補正額は19万7千円になります。これは県負担となります。

11款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、3節職員給与費等繰入金、補正額は減額の963万8千円となりまして、これは4月人事異動に伴う減額分となります。

次に11款繰入金、2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金、1節財政調整基金繰入金、補正額は減額の12万6千円となります。

次に8ページをお開きください。

歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、2節、3節給料と職員手当、4節共済費、総額963万8千円の減額については、4月の人事異動に伴うものですので、省かせていただきます。

2款保険給付費、1項療養諸費、1目一般被保険者療養給付費、19節負担金補助及び交付金については、財源の組み替えとなっております。

4 款前期高齢者納付金等、1 項前期高齢者納付金等、1 目前期高齢者納付金、1 9 節負担金補助及び交付金、補正額は2 4 万9 千円になります。この部分については、当初においては負担金が発生するか不明だったため、項目のみの計上をしていたため、今回、納付額が確定したための計上となります。

9 ページをご覧ください。

8 款保健事業費、1 項保健事業費、1 目特定健康診査等事業費、1 3 節委託料、補正額は2 6 万8 千円です。補正額は2 6 万8 千円で、特定健康診査の保健指導にかかる禁煙対策事業費です。この事業については、新規事業となっております。これについては、特定健康診査によるメタボリックシンドローム解消のための保健指導の一環となっており、禁煙対策として、禁煙外来のある飯富病院との連携をとる中で、保健師が対象者に禁煙に対して、サポートしていきます。飯富病院は禁煙外来を設置している病院であり、設置については、禁煙治療の経験を有する医師が1 人以上の勤務。禁煙治療にかかる専任の看護師、または准看護師が1 人以上、配置していること等が義務付けとなっております。保健医療機関の敷地内が禁煙であること。禁煙治療を行うための呼気一酸化炭素濃度測定器を備えていること等が条件となっております。

以上により、特定健診にかかる結果に基づき、保健師が対象者と個別に面談し、実施していく事業となっております。今回の対象人員の見込みについては、3 0 人ほどを見込んでおります。

1 4 節使用料及び賃借料、1 9 款負担金補助及び交付金については、科目の組み替えとなっております。この組み替えについては、当初、保健指導の中で施設の使用を使用料で考えておりましたが、施設側と協議をしていく中で、利用者本人が利用のために現金を支払い、後日、証明書等によって、償還払いすることとなったための組み替えとなっております。

以上です。ありがとうございました。

申し訳ございません。もう1 つ、ございました。

申し訳ございません。議案第6 4 号についての詳細説明を行わせていただきます。7 ページをお願いいたします。では、6 ページから説明をさせていただきます。

1 款支払基金交付金、1 項支払基金交付金、1 目医療費交付金、1 節現年度分、補正額は6 5 5 万9 千円で、これは支払い基金の交付金です。

2 款国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目医療費負担金、1 節現年度分、補正額は3 4 1 万3 千円で、国庫負担金となっております。

3 款県支出金、1 項県負担金、1 目負担金、1 節現年度分、補正額は8 5 万3 千円で、県負担金となっております。

4 款繰入金、1 項一般会計繰入金、1 目一般会計繰入金、1 節医療費分補正、補正額が8 5 万4 千円となっております。これについては、一般会計からの繰入金となっております。

7 ページの歳出をご覧ください。

2 項医療費諸費、1 項医療費諸費、1 目医療給付費、1 9 節負担金補助及び交付金、補正額は1 , 1 6 7 万9 千円となっており、医療費にかかる負担金となっております。

以上です。ありがとうございました。

○議長（松木慶光君）

次に報告第5 号、報告第8 号、議案第6 2 号、議案第6 9 号について、財政課長。

○財政課長（佐野雅仁君）

それでは報告第5号 専決処分書についての詳細説明を行います。

今回の専決処分は、平成19年度身延町一般会計補正予算(第8号)で、補正額が1,147万9千円を追加し、歳入歳出それぞれ104億6,856万8千円とするもので、これは医療給付費の負担金の確定に伴い、民生費中、先ほど申しました老人医療費繰出金を3月31日に遡って行うものでございます。

6ページをお開きください。

歳入ですが、1,131万9千円。これは地方交付税を充当させていただきました。地方交付税、普通交付税合わせまして、平成19年度、46億740万1千円入っております。これから、今までの累計、43億8,781万9千円を差し引きますと、2億1,958万2千円が平成19年度の繰越金の財源となるものでございます。そのうちの1,131万9千円、これを充当させていただきました。残が2億1,958万2千円となります。

17款の寄附金でございますが、2目の指定寄附金、これにつきましては16万円の補正額でございますが、富士山の世界文化遺産登録推進に対する寄附金でございまして、はじめは山梨県が企業からの寄附金を、富士山世界文化遺産登録経費負担に応じて支払ったものでございまして、身延町にきたものでございます。はじめに出したのが、126万4千円でございまして、これから16万円引きますと、実数を出したのが110万4千円ということになります。

歳出に入ります。

総務費、2款総務費、1項総務管理費、4目企画費でございますが、これについては補正額はございませんが、先ほど歳入で申しましたように、一般財源と寄附金の財源の組み替えをするものでございます。

3款民生費、1項社会福祉費、4目老人福祉医療費、繰出金が1,147万9千円。これにつきましては、医療費の最終支払い確定に伴い、それぞれの負担に応じて支払うものでございまして、先ほど町民課長が申しましたとおり、医療費の交付金が2,403万2千円。繰越金が1,212万2千円。県支出金が253万2千円。町の支出金が1,147万9千円。合計しますと、5,016万5千円となるわけですが、そのうちの1,147万9千円を繰出金として出すものでございます。

報告第8号でございますが、詳細説明をいたします前に、まず様式の、印刷に間違いがございました。ご訂正をお願いいたします。金額の横に書いてあります、翌年度繰越金という「金」を「繰越額」にご訂正願いたいと思います。なお、これにつきましては水道事業会計、下水道会計も同じでございますので、ご訂正をお願いいたします。

それでは平成19年度身延町一般会計繰越明許費繰越計算書について、詳細説明を行います。

まず3款民生費でございますが、児童福祉費、次世代育成支援対策施設整備費補助金。これにつきましては、大島保育園の建設の補助金でございまして、9月上旬には完成する予定となっております。金額が1億4,274万2千円。国庫支出金が8,156万7千円。一般財源が6,117万5千円ということでございます。

それから6款農林水産業費、1項農業費、事業名が中山間地域総合農地防災事業負担金、長塩の地区でございまして、147万円でございまして、すでに完成されております。右のほうでございますが、この起債につきましては、一般公共事業債を充当させております。

それから下段の真ん中でございまして、中山間地域総合整備事業負担金、荒町でございまして。

これも完成しております。270万3千円でございます、これも起債は84万2千円、一般公共事業債を充当しております。

それから一番、下段でございますが、溜め池等、整備事業負担金、西嶋でございますが、これは6月、今月中に完成する予定でございます。金額が805万円。地方債といたしましては、一般公共事業債を充当しております。

それから11款災害復旧事業、2項の公共土木施設災害復旧費、町道大須成切石線、道路災害復旧工事。予定では6月完成のほうに、今月中に完成する予定であります。金額といたしましては3,969万円。説明でございますが、左の特定財源でございますが、国庫支出金が2,647万3,230円。地方債が1,320万円。これは災害復旧債を充当しております、合計金額が1億9,465万5千円ということで、繰越明許費の繰越計算書でございます。

続きまして、議案第62号の説明に入ります。

平成20年度身延町一般会計補正予算(第1号)でございますが、詳細説明をさせていただきます。

8ページをお開き願いたいと思います。

歳入でございますが、13款使用料及び手数料、1項使用料、6目商工使用料でございます。補正額29万7千円でございますが、これは3節駐車場使用料ということで、温泉会館の駐車場使用料でございます。まず、使用料をとる区画が12区画ありまして、1区画が3千円でございます。5月1日から来年3月31日までの11カ月分でございます、下部病院で、すでに9区画を申し込んでおり、使用しております。9区画掛ける3千円掛ける11カ月、2万9,700円という数字になりました。

15款県支出金、2項県補助金、1目総務費県補助金1,100万円。3節の合併支援費補助金1,100万円。これは市町村合併支援特例交付金を充てるものでございまして、町長のあいさつの中でもありましたが、雨漏りがあるということと、屋根の外壁、雨どいを解消するものでして、西嶋小学校の体育館の改修工事でございます、合併支援のときの補助金を1,100万円、充当するものでございます。

6目の土木費県補助金、補正額50万円。1節の住宅費補助金50万円でございます、これにつきましては、木造住宅のわが家の耐震化支援事業費補助金でございます、新しく高齢者のみを対象とする補助金が出ました。それにつきましては、その以前でございます、当初から見込みました1戸当たり120万円掛ける4分の1で、30万円ということでございましたが、この補正後、1戸120万円掛ける3分の1、4分の1から3分の1に補助率が上がりました。40万円という形になって、これは高齢者世帯負担増を含むということで、30万円から40万円、10万円アップしました。こういう形のものでございまして、これと新規で1戸120万円掛ける3分の1で40万円。これは高齢者世帯のみ、新しくできました高齢者世帯のみが、40万円が出ました。それで当初に予算計上をした30万円から40万円にアップした10万円と新しく新規で出ました40万円を足して、50万円が建築物の耐震改修事業補助金という形で入ってくるものでございます。

17款寄附金、1項寄附金、2目指定寄附金60万円。1節指定寄附金60万円。これにつきましては、毎年、日本軽金属さんより50万円、灌漑用揚水施設にかかる寄附金ということでいただいております。

それから下段でございますが、児童福祉にかかる寄附金でございますが、常葉の望月円さま

より10万円いただいております。これは福祉のために使ってくださいということでございますので、ここに合わせて60万円計上いたしました。

18節繰入金、2項基金繰入金、2目の減債基金繰入金、補正額3,500万円。1節の減債基金繰入金、町長のあいさつの中でも出てきましたが、財政健全化計画に伴う繰上償還でございます。本年度は6%から7%で、借りた公営企業債償還でございます。帯金、塩之沢特定管渠下水道分でございます。当初予算で計上しなかった理由でございますが、財務省からの額の決定が3月に入ってから確定したためであり、議会最中であり、公営企業金融公庫が10月に解散いたしてしまいます。公営企業金融公庫が10月に解散し、9月までの償還分を、元金償還分を予算化するものでございまして、ご理解を願いたいと思います。

なお、公営企業金融公庫は10月で解散し、のちは地方公営企業金融機構に基づいて、そちらのほうに移行します。地方公営企業金融機構になります。

次ページをお願いします。

19款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、補正額が3,944万4千円。1節繰越金3,944万8千円でございます。平成19年度の繰越金を充当するものでございます。これによりまして、決算でございますが、6億5,100万円ぐらいの繰り越しが出る見込みとなっております。今、微調整しております。6億5,100万円ぐらいにはなろうと思います。それから2億7,900万円を差し引きます、当初予算です。それから繰越明許費6,491万4千円を差し引きます。6月の補正予算3,944万円を差し引きますと、約2億6,800万円が繰越金の残という形になって、残ってくるものと思われま。

20款諸収入、4項雑入、1目雑入、15節雑入55万円。16節コミュニティ事業費助成金250万円。これにつきましては、雑入でございます。55万円。環境下水道課でございますが、これは平成12年に取得したものでございます。8年、使用しましたが、走行距離1万キロ。実は4月7日に追突事故の被害に遭いました。環境下水道のキャラバンが追突されたためによる、物損車両損害保証金でございます。55万円の雑入として受けます。

なお、車はもう使用不能でございます。歳出のほうで、またご説明いたしますが、小型車を買うという、計上していますので、よろしくをお願いします。

16節コミュニティ事業補助金250万円。平成20年の宝くじのコミュニティ助成事業でございます。梅平1区のコミュニティ広場整備、遊具の設置および広場の整備ということで、250万円入ってくるものでございます。

それでは、10ページをお開きください。歳出に入りたいと思います。

議会費につきましては2節、3節、4節の人事異動によるものでございますので、省略させていただきます。

総務費、総務管理費についても、一般管理費についても人事異動によるものでございますので、省略させていただきます。

2目の文書管理費、委託料、地域情報通信施設整備事業、アドバイザー業務900万円。昨年10月に入札を行いました。公告文書で行い、11月に事業者の公募を行ったわけですが、ご存じのとおり、参加企業がございませんでした。そのため、募集要項等の内容検討を行い、3月に再公募したところ、4月に企業の参加表明がございましたので、当初予算を固める段階では、まだ予算化はできないというような事態でございました。再公募、内容の検討期間中でもありまして、事業者の参加確認が得られないとの判断から、参加表明の現実性を

もって予算化することとしたため、今6月の定例会で900万円を上程するものでございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

3目財産管理費でございます。16万円。三者共有泉成分分析業務でございますが、これにつきましては、温泉法の改正により10年に一度の分析が義務化されております。このことを受け、20年2月に一度、成分分析を行ったところでございますが、その結果を再度、夏季にもう一度、最終調査をしたいと思っております。

ちなみに2月の時点では、温泉では適当でないというような結果が出ておりますが、もう一度、行いまして、それで最終の判断としたいと思っております。

企画費で、4目の企画費でございますが、補正額は減額の405万5千円。2節、3節、4節については省略させていただきます。

11節需用費、これは身延の下山憩いの家の浴室の壁面タイルの修繕ということでございまして、17万4千円。12平方メートル掛ける100タイルですね。それから13節委託料、減額の2,880万円、デマンド交通システム導入業務。それからこれは、19節の負担金補助及び交付金にも関係がございまして、委託料で当初は盛りましたが、それを19節の身延町地域公共交通活性化協議会への負担金という形で組み替えるものでございまして、13節が減額になり、その分19節のほうで、2,880万円が、増額になるものでございます。

それから宝くじのコミュニティ事業助成金、梅平1区コミュニティ、先ほど言いました、歳入で言いました250万円でございます。それから、まちづくり推進事業でございますが、12万5千円でございます。これにつきましては身延町の招待野球交流大会、一生懸命頑張っております。その人たちの招待の野球交流大会ということで、10万円を計上させていただきました。それから年末のイルミネーション事業、これは飯富の三叉路付近でございまして、2万5,400円ということで、合計12万5千円。合わせて3,142万5千円を、19節で計上いたしました。

それから徴税費につきましては、これは人事異動に伴うものでございますので、省略をさせていただきます。

同じく3項の戸籍住民基本台帳費も人事異動、国土調査費も人事異動に伴うものです。

13ページの支所及び出張所費でございますが、2節、3節、4節については人事異動に伴うものでございます。補正額164万7千円でございます。そのうちの13節委託料65万4千円。右、説明のとおりでございますが、これは今まで生きがい活動支援通所事業ですね、いわゆるデイサービス事業が社会福祉協議会の中にも入っていましたので、そこに委託しておりました。その関係で、今度は身延福祉センターに社協が移動したため、社協の委託料を減額し、下部支所費に予算の更正をするものでございますので、お願いいたします。

それから身延支所費につきましては、人件費に伴うものでございます。

次ページの、14ページをお願いいたします。

社会福祉総務費、減額の696万8千円。2節、3節、4節については人件費でございます。28節繰出金963万8千円。先ほど町民課長が申しましたように、これも人事異動に伴う人件費の件でございまして、繰出金が減額となります。

それから、3目高齢者福祉費8万6千円でございます。

8節の報償費50万円。当初、100万円を予算化しておりました。これが修正いたしまして、150万円とするものでございまして、ただし、12月分まで一応、計上してあります。

また来年の1月から3月については、12月補正の段階で、また計上されると思いますので、よろしく願いいたします。

それから13節委託料、減額の60万1千円でございますが、これは先ほど、説明しました下部支所にかかるものでございますので、社協から下部支所にいくものです。そこに説明がございまして、防火対象物点検業務の5万3千円以外が減額の65万4千円。主に、これが理由でございます。

それから繰出金でございますが、介護保険特別会計繰出金、これも人事に伴うものでございます。18万7千円。

それから、4目老人医療費85万4千円の予算計上でございます。これについては、医療給付費分の繰出金でございます。85万4千円でございます。28節。

次ページをお願いいたします。

児童福祉費、2節、3節、4節は人事異動に伴うものです。

それから18節備品購入費でございますが、これは先ほど歳入で申しました常葉の望月円さんの指定寄附金を充当するものでございまして、福祉センターのほうに積み木ブロック等の遊具などを購入するものでございまして、児童館備品という形で購入いたします。児童館のほうでします。

それから3目の常葉保育所費でございますが、2節、3節、4節は人件費のため、省略させていただきます。

7節の賃金、減額の188万円でございますが、これにつきましては、人事異動によりまして、従来、臨時の職員で行っていたものを正職員に替えたため、臨時の賃金が減額し、2節、3節、4節が増えたということで、補正額366万6千円となるものでございます。

4目の久那土保育所費でございますが、減額の568万1千円。これも人事に伴うものです。16ページをお願いいたします。

原保育所費、静川保育所費は人事に伴うものでございます。

4款の衛生費でございますが、2節、3節、4節は人事異動に伴うものでございます。

それから11節需用費27万3千円でございますが、そよかぜワークス、元保健所の給水管の修繕と誘導灯、それから煙感知器、消防設備修繕一式でございまして、27万3千円の修繕費を計上させていただきました。

それから、12節役務費につきましては8万円。これは消防機器の点検手数料7万9,800円でございますので、8万円計上させていただきました。

19節負担金補助及び交付金でございますが、小児救急医療事業負担金でございます。国中地域の追加負担分12万9千円と、それから当初が76人で21万4千円。実績が133人で34万3千円。19年度の患者数による差額分でございます。東部地域の新規負担金追加がございまして、平成20年10月から設置する予定で41万4千円が出ました。これを差し引きますと、17万8千円。小児救急医療事業負担ということで、計上させていただきました。

環境衛生費、2節、3節、4節につきましては人事に伴うものでございますので、省略させていただきます。

12節、18節、27節、先ほど申しました交通事故で、損害賠償をしてもらいました55万円ですが、平成12年に取得したキャラバンでございます。8年使用いたしました。走行距離が9万キロの環境衛生のキャラバンが、4月7日に追突事故に遭遇いたしました。使用不能

となったために損害賠償金55万円と一部一般財源61万円を合わせまして、116万円で新車の軽貨物ワゴンタイプを購入する。それに伴う12節の手数料2万7千円と、自動車損害保険料2万7千円と、27節の公課費については、従前のキャラバンは重量税が1万8,900円でした。今度は軽貨物重量税で8,800円となったため、これを差し引きますと、1万円の減となるものでございまして、12節、18節、27節については車購入に伴うもので、発生するものでございます。

3項の簡易水道運営費、1目の簡易水道運営費、減額の121万4千円。28節繰出金、これは簡易水道事業特別会計に繰り出すものでございます。人件費に伴うものです。人事異動でございまして。

それから労働諸費、5款1項1目、補正額100万円。13節委託料、社会体育施設維持費、管理費業務の委託料でございまして。

それから、18ページをお願いします。

農業総務費については人事に伴うものでございますので、省略させていただきます。

3目の農業振興費、補正額50万円。19節、50万円。これは飯富の水利組合ですか、日本軽金属からいただいた、その他の財源でございまして、日本軽金属からいただいた寄附金でございまして。補助金として、計上しております。

それから林業費については、人事に伴うものでございまして。

商工費、7款1項1目商工振興費でございまして。11万9千円。これは先ほど申しました温泉会館駐車場管理委託料でございまして、委託先が身延町商工会、駐車場の収入が27万9千円掛ける40%、4割でございまして。40%、11万8,800円。繰り上げまして、11万9千円を管理委託という形で、身延町商工会に出すものでございまして。

観光費でございまして。2項観光費、1目観光費でございまして、2節、3節、4節につきましては人事に伴うものです。

それから19節、300万円。補助金、NPO みのぶ観光センター事業補助金でございまして。これにつきましては、当初でしたかたんですけれども、設立登記が終わるまでということで、みておりました。県知事の設立許可が平成20年2月29日、NPOの設立の登記が20年の3月3日になりました。このために、300万円を6月の補正という形でございまして。

この主な設立の趣旨でございまして、身延町の観光資源を新たな地域ブランドとして定着させ、観光振興に関するさまざまな事業を行い、多くの観光客を誘客し、地域を訪れた観光客が自然、文化、歴史に触れることで癒されるとともに、地域特産の食等に満足して元気を取り戻す地域づくりを目指すことで、地域の活力を取り戻し、もって地域中小企業社の活性化と住民の満足向上に資することを目的としているものでございまして。

土木費でございまして、これも人事異動に伴うものでございまして。

20ページをお開きください。

住宅費でございまして、この2節、3節、4節は人事異動に伴うものでして、補正額、減額の69万8,700円。19節、100万円。これが先ほど歳入で説明いたしました、右、説明のとおりでございまして、木造住宅宅地物耐震改修事業補助金が当初70万円でございました。これが、今度は80万円になります。差額の10万円でございまして。それから、その下の木造住宅耐震性向上型改修支援事業費補助金、当初これがなかったものでして、新規でございまして80万円。それから木造住宅新築および改修事業補助金、当初は190万円ございまして。

たが、今回の補正で200万円になりますので、10万円の差額でございます。合わせますと、100万円。19節、100万円の補助金ということで、計上させていただきました。

6項下水道費、1目下水道総務費4,282万2千円。28節繰出金でございます。右、説明のとおりでございます。下水道特別事業繰出金4,545万3千円。それから農業集落排水事業等特別会計繰出金、減額の263万1千円。これは人件費に伴うものでございます。

主に起債の償還、財政健全化法に伴う元金償還3,640万5千円等、下部処理場周辺用地の取得費730万2千円を繰り出すものでございまして、合計4,282万2千円と、差し引きしますとなります。

9款の消防費、3項防災費、1目防災費でございますが、補正額48万4千円でございます。12節役務費23万4千円。19節負担金補助及び交付金が25万円でございます。役務費につきましては、5年に一度の検査でございます。当初がまだ、これがやるか、やらないかわからないということで、迷っておりました。それが4月になりましたら、通知が来まして受けなさいということで、防災行政無線の電波管理局の定期検査、手数料でございます。23万4千円の計上であります。

19節でございますが、これは梅平2区の防犯灯の建設工事補助金でございます。事業費が51万783円の2分の1以内ということで、25万円で防犯灯建設事業補助金ということで計上いたしました。

10款1項1目教育委員会費、補正額、減額の936万9千円。2節、3節、4節は人件費のため、省略いたします。

それから旅費でございますが、135万円。費用弁償でございますが、これにつきましては英語の教師、指導助手、帰国者、来日者、費用弁償でございます。航空運賃でございます。ALTですか、20万円掛ける6人で120万円。3人入れ替えるということでございまして、120万円出さなければならぬと。新規の招致者の国内オリエンテーリングの宿泊費が3泊ございまして、3泊4日でございまして、および国内交通費、4万掛ける3人、12万円。それから英語指導助手の研修、宿泊費の旅費でございます。これが1万8千円と、3千円の1万2千円。新規招致者県内オリエンテーション、1泊が6千円掛ける3人で1万8千円。英語の指導助手中間県内研修旅費、3千円掛ける4人で1万2千円。合計135万円でございます。

それから11節需用費、51万7千円。これはALT、寝具ですね、2万5千円掛ける3組。女性が2人でございます。3人、受け入れる予定でございます。7万5千円と、旧下部の医師住宅を使っていたとということでございまして、3カ月分でございます。4千円掛ける3カ月で1万2千円。6月から8カ月分の、合併処理浄化槽が全然使っていないので、こちらの清掃なんかをいたすために出てきましたものです。

それから修繕費でございますが、県営住宅、退去するにあたり、全部修繕しなければなりません。2軒分、40万円と医師住宅のベランダの塗装が3万円。合計43万円でございます。

それから12節役務費41万1千円ですが、新規招致者の英語指導助手の来日時の手荷物託送料3,500円掛ける3人で、3個で1万500円と英語指導手引きの、助手の引っ越し費用ですね、16万円掛ける2人で32万円。それから手数料としまして、電話回線、休止でございます。工場の手数料が3万円。汚泥の引き抜きが5万円。合計8万円で、合わせて41万1千円となります。

22ページをお願いいたします。

ここの減額の5万1千円、賃借料でございます。これもやはりA L Tの賃借料でございます。なぜかと申しますと、従来は県営住宅に住んでいました。それが下部団地に住んでいたものが、今度は町の施設に入るものでございますので、その分が減額という形となっております。

それから小学校費でございますが、4目西嶋小学校管理費でございます。1,351万円。予算でございますが、13節委託料100万円、15節工事請負費1,251万円。これにつきましては、町長のほうからも説明がありましたように、西嶋小学校の体育館でございます。屋根とか外壁、雨漏りなんかがあるということで、改修工事のための設計が100万円。工事費として、1,250万円を計上させていただきました。

中学校費でございますが、3の中学校管理費213万5千円。共済費が25万5千円と、賃金が188万円。これも先ほど言いましたような、従来、勤務していた正職員が、逆に今度は常葉保育園に異動になったため、ここを補てんするためには、臨時職員を採用するという形になりまして、こういう形で、賃金が6,100円掛ける250日、152万5千円。賞与が6,100円掛ける50日、30万5千円。通勤手当が4,100円掛ける12カ月、4万9,200円。合計188万円でございます。臨時職員の賃金でございます。

それから社会教育費、2節、3節、4節は省略させていただきます。

公民館費に入ります。2目、19節負担金及び補助金ですが、横光公民館でございます。横光公民館の改築費の補助金でございます。工事費が274万500円。これの3分の1でございます。91万3,500円。91万3千円で予算計上をさせていただきました。

それから図書館費でございますが、これは人件費に伴う減でございます。

文化振興費、文化財保護費、13節委託料5万2千円。ブッポウソウ繁殖地生息環境業務でございますが、身延山久遠寺境内および総門周辺でございますが、昭和12年に身延町ブッポウソウ繁殖地として、国の天然記念物に指定されました。翌年、身延町がその管理団体に指定されました。以来、70年ほど経過いたしておりますが、少なくともここ数十年はブッポウソウが目撃されていないということでございます。このため、何をどう保護すべきかが不明確となっておりますので、文化財としての繁殖地の保護と開発事業との調整が困難な状況にあります。そこで野鳥の専門家に指定地および、その周辺と生息状況調査、実際にブッポウソウは生息しているのか。それから生息環境調査、生息環境として適しているのかを依頼し、これらの結果をもとに、今後の保護策について検討していきたいため、5万2千円を計上するものでございます。7千円掛ける3人掛ける2日間、4万2千円が日当でございます。それから7千円掛ける1人掛ける1日、交通費7千円。4万2千円と7千円で、5万2千円の予算計上でございます。

金山博物館に入りますが、旅費でございます。7万6千円。これにつきましては、遺跡の見学会実施に伴う職員、旅費の追加でございます。予定としましては、島根県の大田市、世界文化遺産登録の石見銀山を遺跡見学会を2泊3日で行いたいということでございまして、これにつきましては、大型バス1台分を、参加者を募集し、参加人数によって大型バスを出しますけれども、職員の旅費は見学会の実施予定をするために、3万8千円掛ける2人分、7万6千円を予算計上するものでございます。次の文化会館管理費につきましては、職員人件費のため、省略させていただきます。

24ページをお願いします。

6目、7目和紙の里運営費、現代工芸美術館運営費ともに人件費の異動によるものでござい

ます。

ただ、11節の需用費でございますが、14万3千円。これは前にも一般質問でございました、高速バスの移動式コンクリートの看板を作るものでございまして、6万8千円掛ける2基、2つ作りますので、それを1.05、消費税を掛けますと14万2,800円になります。繰り上げまして、14万3千円。消耗品で計上させていただきました。

6項の保健体育費、保健体育総務費と中富学校給食ですが、これにつきましては、人事異動に伴うものでございますので、省略させていただきます。

4目の身延学校給食費でございますが、共済費は割愛させていただきます。

18節備品購入です。機械器具費、食器・食缶洗浄機、今までも何回となく予算要望があったんですが、ごまかしごまかし使ってもらっていたございまして、耐用年数10年のものが、今20年使用しております。平成元年に購入したものでございまして、食器・食缶洗浄機は20年使用し、故障が多くなっております。そのため、夏休みを利用して取り替えたいということでございまして、そのための費用が、食器・食缶洗浄機が280万円。それに伴うダクト工事費等々、配管工事、搬入据え付け等を合わせ、それに消費税を入れて377万円となりますので、それを予算計上させていただきました。

体育施設費に入ります。補正額65万3千円。7節賃金、それから13節委託料でございますが、これにつきましては、下部地区の町民運動場保守整備等の賃金、6月から来年の3月まで、44人掛ける8千円で35万2千円と、三沢のふれあい広場保守整備等賃金、6月から3月まで、6人掛ける8千円で4万8千円でございます。古関運動場保守整備等賃金、6月から来年3月まで3人掛ける8千円、2万4千円。合計42万4千円でございます。

それから委託料でございますが、22万9千円。これにつきましては右、説明のとおりでございまして、遅沢の法面除草作業が2回、遅沢のグラウンドゴルフ場が4回やる予定でございまして、合計22万9千円を上程させていただきました。

それから6目の勤労センター管理費4万8千円。これは勤労センター、グラウンド等保守整備等賃金でございます。やはり6月から3月まで、6人掛ける8千円、4万8千円を計上させていただきました。

以上でございます。よろしく申し上げます。

それでは、次に議案第69号でございます。詳細説明ということでございます。

町長からも申しましたように、入札参加者でございますが、8社ございまして、うち辞退が2社。理由は資材の高騰によるというもので、辞退が2社ございまして、落札金額が9,130万円。落札率が99.11%。入札回数1回でございまして、落札者、近藤工業株式会社。落札額が9,130万円でございます。仮契約の年月日が平成20年5月28日。仮契約金が9,586万5千円でございます。着工は、身延町議会の議決のあった日の翌日。完成が平成21年2月20日。工事概要がRC造りの平屋建て。述べ床面積534.78平方メートル。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（松木慶光君）

ここで、昼食のため暫時休憩いたします。

開会を午後1時半といたします。

休憩 午後 0時30分

再開 午後 1時30分

○議長（松木慶光君）

それでは、開会いたします。

午前中に引き続き、詳細説明を行います。

それでは報告第7号、報告第10号、報告第11号、議案第67号、議案第68号について、環境下水道課長。

○環境下水道課長（赤池義明君）

報告3件と議案案件2件の詳細説明を行わせていただきます。

最初に報告第7号 平成19年度身延町下水道事業特別会計補正予算（第6号）の専決処分について、詳細の説明をさせていただきます。

今回の専決処分の内容につきましては、継続費、ならびに繰越明許費の補正にかかるもののみでありますことから、歳入歳出予算の総額に増減があるものではございません。

内容はまず、継続費補正でございます。継続費補正の予算書の2ページをご覧いただきたいと思います。

これにつきましては、身延処理区における処理場建設事業について、国庫支出金であります汚水処理施設整備交付金の事務および起債借り入れ申し込み事務において、県の担当課との協議により、県として国との折衝の結果、繰り越しの手続きをとっていただくこととなりましたことにより、当初、計画いたしました事業費を確保した上で、繰り越し手続きの事務処理を行う必要が生じたことによるものでございます。

なお、事業費の一部を繰り越し手続きといたしましては、地方自治法施行令第145条の規定により、継続費の逐次繰越として措置するものでございます。

次に繰越明許費でございます。予算書の3ページでございますが、お願いします。

下部処理区処理場周辺整備用地の買収につきまして、これまで交渉を進めてきたところではございますが、相続権者が20人余に及び、所有権移転登記に必要な書類を取り揃えることが年度内には困難となりましたことにより、今回、用地購入費、ならびに所有権移転登記業務委託についての繰越明許費を専決処分させていただき、さらに交渉を進めていきたいとするものでございます。

以上、報告第7号の詳細説明でございますが、よろしくお願ひ申し上げます。

続きまして、報告第10号でございます。

報告第10号 平成19年度身延町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算について、詳細の説明をさせていただきます。

繰越計算書をお願いいたします。

平成19年12月、第4回定例議会および平成20年第1回定例議会において、繰越明許費の限度額をそれぞれ、身延公共下水道事業管渠詳細設計業務、2,291万1千円。管渠布設工事1億5,927万円。下部特定環境保全公共下水道事業、真空ステーション詳細設計業務677万1千円。管渠布設工事4,046万2千円として、議決をいただきました。さらに3月31日付けによる補正予算（第6号）の専決処分により、限度額を下部処理区処理場周辺整備用地所有権移転登記業務委託150万円。処理場周辺整備用地公有財産購入費15万3千円と

して設定をし、出納閉鎖期であります5月31日をもって、翌年度繰越額が合わせて2億1,936万8千円に確定いたしましたので、今回、繰越明許費繰越計算書として、ご報告させていただくものであります。

繰越措置に伴う財源といたしましては、一般会計からの繰入金を既収入特定財源として2,778万8,500円。未収入特定財源として、国県支出金7,735万7,500円。地方債8,062万2千円。内訳は、下水道事業債5,305万8,700円。過疎対策事業債2,756万3,300円。その他財源であります、簡易水道受託工事負担金3,360万円となっております。業務委託および工事請負、ならびに用地購入に関する部分のうち、一部を除き契約締結が済み、順調に進捗しておりますことを併せてご報告申し上げますので、よろしくご承認くださいますよう、お願い申し上げます。

それでは引き続きまして、報告第11号の詳細説明をさせていただきます。

報告第11号 平成19年度身延町下水道事業特別会計継続費繰越計算について、詳細の説明をさせていただきます。繰越計算書をお願いいたします。

身延町公共下水道事業身延処理区処理場建設事業について、3月31日付けによる専決処分、補正予算(第6号)により、総額を1億1,675万円。年割額を平成19年度7億円、20年度4億1,675万円と設定をさせていただいたところでございます。

事業は昨年7月、臨時議会において、工事請負契約締結案件の議決後、鋭意、進められてきたところではあります。中途で一部のアクシデントなども若干影響し、水処理層においての水張検査およびろ材の充填工事など、19年度に予定した工事の一部について、年度内の完了が見込めなくなりましたことにより、繰り越しをせざるを得なくなりました。

今回、出納閉鎖期であります5月31日をもって、翌年度、繰越額が1億1,913万円に確定いたしましたので、継続費繰越計算書として、ご報告させていただくものであります。

繰越措置に伴う財源といたしましては、繰越金595万6,500円。特定財源として、国県支出金6,399万5,500円。地方債4,917万8千円。内訳は、下水道事業債3,274万1,300円。過疎対策事業債1,643万6,700円となっております。工事も現在、順調に進捗しております。6月の末には出来高検査をするべく予定しておりますことを併せてご報告申し上げますので、よろしくご承認くださいますよう、お願い申し上げます。

引き続きまして、議案第67号の詳細説明をさせていただきます。

議案第67号 平成20年度身延町農業集落排水事業等特別会計補正予算(第1号)について、詳細の説明をさせていただきます。

今回の補正につきましては、4月1日付けの人事異動に伴う人件費の減額と市町村設置型浄化槽の整備に必要な経費の追加をお願いするものでございます。

まず歳入予算でございますが、予算書の6ページをお願い申し上げます。

4款一般会計繰入金、1項1目農業集落排水事業繰入金、ならびに3目戸別浄化槽整備事業繰入金、合わせて263万1千円減額するものでございます。

次に歳出予算でございますが、予算書の7ページでございます。

1款農業集落排水事業費、1項1目上之平地区維持管理費中、2節給料を70万3千円の減額。3款戸別浄化槽整備事業費、1項2目戸別浄化槽整備事業建設費中、給料等件費を合わせまして、411万円の減額。13節委託料でございますが、当初30基分の市町村設置型浄化槽を整備する準備のため、現地調査、設計業務を計上したところでございますが、その後、

設置希望者が増え、35基となりましたことにより、今回、124万5千円の追加。15節の工事請負費でございますが、詳細設計の結果、人槽の変更などにより、事業費が増えることになりましたので、87万4千円の追加。また16節原材料費につきましては、当初5人槽で計画しておりましたが、7人槽に変更する必要が生じたため、浄化槽1基分の購入費の差額として、6万3千円を追加するものであります。

以上、議案第67号の詳細説明でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

引き続きまして、議案第68号をお願ひ申し上げます。

議案第68号 平成20年度身延町下水道事業特別会計補正予算(第1号)について、詳細の説明をさせていただきます。

まず歳入でございますが、予算書の6ページをお願ひいたします。

4款繰入金でございます。1項一般会計繰入金に帯金、塩之沢下水道事業一般会計繰入金、角打、丸滝下水道事業一般会計繰入金、身延下水道事業一般会計繰入金、下部下水道事業一般会計繰入金、下水道一般会計繰入金にそれぞれ増額および減額措置により、合わせて4,545万3千円を追加措置いたすものでございます。

次に歳出でございますが、予算書の7ページのほうをお願ひします。

今回、各項目の共済費につきましては、合わせて9万5千円の減額でございます。

続きまして、2項3目下部下水道事業建設費でございますが、当初、処理場の建設地を決めるにあたり、温泉郷であること。旅館が近接していることなど、特殊な地域であることから、臭いや景観に特に配慮してほしいとの要望が、地元からございました。周辺の用地の取得に向け、交渉を継続してまいりました。

今回、地権者のご理解を得ることができましたので、用地の買収費、ならびに所有権移転登記にかかる経費について、それぞれ17節公有財産購入費730万2千円。13節委託料30万円の計上でございます。

次に4款公債費でございます。本町では今回、国が示した財政の健全化に取り組む地方自治体の公債費負担軽減を目的とした公的資金保証金免除繰上償還制度に基づき、起債の繰上償還を行うことといたしました。公的資金、いわゆる政府資金や公営企業金融公庫からの借入金を繰上償還する場合、これまでは償還期限までの利子相当額を保証金として支払う必要があり、繰上償還の効果が十分に発揮されませんでした。今回は、その保証金を支払うことなく、高金利の公的資金、これにつきましては、平成5年までに貸し付けられた年利5%以上のものでございますが、それを繰上償還することができることとなりました。

帯金、塩之沢ならびに角打、丸滝下水道事業で借り入れました公営企業金融公庫資金の元金の償還金として、合わせて3,912万4千円の計上。また、繰上償還措置による本年度分の利子の軽減分として、合わせて117万8千円の減額でございます。今回の繰上償還により、平成31年度の償還期限までの利子負担の軽減分として、約1,490万円が見込まれてございます。

以上、議案第68号の詳細説明でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長(松木慶光君)

次に報告第9号、議案第66号について、水道課長。

○水道課長(串松文雄君)

報告第9号 平成19年度身延町簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算について、説明

いたします。

繰越計算書をお開きください。

1款2項新照坂トンネル送水管布設工事、翌年度繰越額583万9千円につきましては、工事は完成しております。既収入特定財源583万9千円につきましては、一般会計からの繰入金であります。

2款2項身延公共下水道工事負担金、翌年度繰越額3,360万円につきましては、5つの工区において、現在、事業が進められております。平成20年10月30日を最終完成予定として、現在、工事が進められております。

既収入特定財源618万5千円は、一般会計からの繰入金でございます。未収入特定財源として、国庫支出金741万5千円。地方債2千万円の内訳につきましては、簡易水道事業債1千万円。過疎対策事業債1千万円でございます。

2款3項下部特定環境保全公共下水道工事負担金、翌年度繰越額1,638万9千円につきまして、工事のほうは完成しております。

既収入特定財源161万5千円につきましては、一般会計からの繰入金でございます。未収入特定財源として、国庫支出金357万4千円。地方債1,120万円の内訳につきましては、簡易水道事業債560万円。過疎対策事業債560万円でございます。

以上、よろしくお願いたします。

次に、議案第66号の詳細説明を申し上げます。

議案第66号 平成20年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)の詳細説明を申し上げます。

6ページをお開きください。

まず、歳入でございますが、5款1項一般会計繰入金、121万4千円を減額するものでございます。これにつきましては、4月の職員人事異動に伴います給与費、ならびに公債費の補正でございます。

次に7ページをお願いします。

歳出であります。1款、ならびに2款の給与費につきましては、職員の人事異動に伴います補正でございます。

3款公債費につきましては、給与費の一般財源が減額となることから、財源組み替えをお願いするものでございます。

以上、身延町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)の詳細説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長(松木慶光君)

次に議案第61号について、建設課長。

○建設課長(柴原信一君)

議案第61号 身延町営住宅条例の一部を改正する条例の詳細説明をさせていただきます。

3ページをご覧ください。

条例の改正の背景といたしましては、国土交通省の全国調査結果から公営住宅における暴力団員等による殺人事件や傷害事件、他人名義による不正入居や不正使用、家賃滞納、職員や住民に対する恫喝等、さまざまな問題等が多数発生していることが明らかとなりました。公営住宅の入居者および周辺住民の生活の安全と平穩を確保する上で、看過できないものとなってお

ります。

このような状況をふまえ、町営住宅等の入居者および周辺住民の生活の安全と平穩を確保するため、入居資格に暴力団員でないことの要件を加える等、所要の改正を行うものであります。

4ページをご覧ください。

改正の内容としまして、第6条、入居者の資格であります。暴力団員には、入居者資格がないこととします。

第7条、入居者資格の特例。

第9条、入居者の選考。

第12条、同居の承認。同居および入居承継の承認の改正であります。同居しようとするものが暴力団員である場合は、同居の承認を行わないこととする。入居者との地位を承継しようとする者が暴力団員である場合は、入居者承継の承認を行わないこととします。

第42条、住宅の明け渡し請求。明け渡しの請求事由の改正であります。入居者は同居者が暴力団員であることが判明したときは、明け渡しを請求することができることといたします。

第57条、警察本部長への情報の提供依頼であります。山梨県警察本部長からの情報に関する規定の新設であります。入居者は、同居者が暴力団員であるか否かについて、山梨県警察本部長に対し、情報提供依頼ができることとします。

以上、身延町営住宅条例の一部を改正する条例の詳細説明を終わります。

○議長（松木慶光君）

議案第65号については、異動による人件費の補正でございますので、省略いたします。

次に発委第1号、発委第2号について、提出議員であります穂坂英勝君より趣旨説明をお願いいたします。

穂坂英勝君。

○11番議員（穂坂英勝君）

ご報告の前に、文字の欠落している点がありますので、大変申し訳ございません。発委第1号の、ページがないんですが、裏面に附則の施行期日のところに、この条例は「公布のから」となっていますが、文字が欠落しておりますので、「日」を足してください。よろしく願いいたします。

それでは、朗読をもって提案に代えさせていただきます。

発委第1号

平成20年6月16日

提出者

身延町議会運営委員会委員長 穂坂英勝

身延町議員の定数を定める条例の制定について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第109条の2第5項および身延町議会会議規則第14条第3項の規定により、提出します。

提案理由

身延町議会活性化等調査検討特別委員会の調査結果および本町の現状を鑑みの中で、身延町議会の議員の定数、ならびに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例を廃止し、身延町議員定数を定める条例を制定する必要が生じた。

これが、この議案を提出する理由である。

身延町議会の議員の定数を定める条例

地方自治法（昭和22年法律第67号）第91条第1項の規定に基づき、身延町議会の議員の定数は16人とする。

附則

（施行期日）

1. この条例は公布の日から施行し、この条例の施行の日以降、はじめて、その期日を告示する一般選挙から適用する。

（身延町議会の議員の定数、ならびに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の廃止）

2. 身延町議会の議員の定数、ならびに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例（平成17年身延町条例第22号）は廃止する。

以上でございます。

発委第2号

平成20年6月16日

身延町議会議長 松木慶光殿

提出者

身延町議会運営委員会委員長 穂坂英勝

身延町議会委員会条例の一部改正について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第109条の2第5項および身延町議会会議規則第14条第3項の規定により、提出します。

提案理由

身延町行政組織の一部が改正されたのに伴い、身延町議会委員会条例の一部を改正する必要が生じた。

これが、この議案を提出する理由である。

身延町議会委員会条例の一部を改正する条例

身延町議会委員会条例（平成16年身延町条例第197号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「町民課」を「税務課」に改め、同条第2号中「福祉保健課」を「町民課、福祉保健課」に改め、「環境下水道課」を削り、同条第3号中「建設課」の次に「環境下水道課」を加える。

附則

（施行期日）

1. この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2. この条例の施行の際、現に改正前の身延町議会委員会条例（以下、「旧条例」という。）

第2条の規定による、それぞれの委員会の委員として選任されている者は、この条例の施行後の身延町議会委員会条例（以下、「新条例」という。）第2条の規定による、それぞれの委員会の委員として選任されている者とみなす。

3. この条例の施行の際、現に旧条例第2条の規定による、それぞれの委員会に付託されている案件で、この条例の施行の日以降、その所管が異なることとなる案件は、新条例第2条の規定による、それぞれ所管の委員会に付託された案件とみなす。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（松木慶光君）

次に請願第1号について、紹介議員であります近藤康次君より趣旨説明を求めます。
近藤康次君。

○16番議員（近藤康次君）

では議長の命に従い、紹介文を朗読いたします。

平成20年5月30日

教育予算を拡充し、教育の機会均等及び水準の維持向上を図るための請願書

請願人

身延町PTA連合会長	上田本幸
町立小中学校校長会会長	深沢良人
中学校教頭会	伊藤泰輔
峡南教職員組合峡南支部	遠藤征吾

紹介議員

近藤康次

日向英明

請願の事項ですが、義務教育の根幹である教育の機会均等、水準確保、無償性の維持に不可欠な義務教育費国庫負担制度を堅持すること。

○教育条件の格差解消を図るため、地方交付税を含む国における教育予算を拡充すること。

○きめ細かな教育を一層推進するために、少人数教育の実現を中心とする教職員定数の改善を図ること。

以上のことを趣旨にしまして、請願理由が成り立っておりますけれども、長文でありますので、お手元の資料をご覧くださいまして、本文は省略したいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（松木慶光君）

次に請願第2号について、紹介議員であります渡辺文子君より趣旨説明を求めます。

○13番議員（渡辺文子君）

請願第2号 後期高齢者医療制度の廃止を求める請願

請願者

身延町後期高齢者医療制度の廃止を求める会

代表世話人 笠井秀平

世話人 大森小三郎

佐野民治

深沢 徹

渡辺ちよ

磯野 茂

紹介議員 渡辺文子

請願の趣旨は、安心できる老後の医療をつくるために、後期高齢者医療制度の廃止を求めるというものです。

自民・公明政権が実施を強行した、この制度に年寄り早く死ぬということかと、全国から

怒りが湧き上がっています。政府は制度の骨格は間違っていないといながら、見直しを繰り返しています。制度の実施前に、早くも扶養家族の高齢者からの保険料取り立てを半年凍結するなど、見直しに追い込まれました。さらに、新たに低所得者層の保険料の軽減を実施するとしています。このように、何回も見直しをせざるを得ないのは、制度の骨格が間違っていることを証明していると考えます。

政府のいう見直しでは、お年寄りの苦しみは決してなくなりません。一時的に一部の保険料が下がったとしても、この制度は2年ごとに保険料を自動的に値上げする仕組みです。厚生労働省の資料から試算すると、団塊の世代が加入するころには、保険料は今の2倍以上に跳ね上がります。小手先の見直しではなく、制度の廃止こそ、今、求められています。

町民からの本請願です。よろしくご審議ください。

○議長（松木慶光君）

以上で、提出議案の説明は終了いたしました。

日程第7 提出議案に対する質疑を行います。

なお、議案の表題は議案番号のみに省略させていただきます。

報告第1号について、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（なし）

質疑がないので、質疑を終結いたします。

報告第2号について、質疑を行います。

質疑はございませんか。

日向君。

○9番議員（日向英明君）

若干、質問をしたいと思っています。

身延町税条例の一部改正のことなんですけど、先ほど詳細説明の中でも、少し分かりませんので、聞いてみたいと思うんですけど、旧下部町三沢地区は区としての法人化は、私の記憶では2年か3年前に、三沢区としての法人化をしたわけですね。もちろん公益性というか、儲かるような団体ではありませんので、このへん、いわゆる先ほどの上程の中で、非営利的なものの中では、この税条例がどんなふうに関わってくるのか。あるいは、当該の三沢区の法人化の部分については、果たして税がどういうふうに関わってくるのか。そのへんをちょっと、説明してもらいたいと思います。

以上です。

○議長（松木慶光君）

税務課長。

○税務課長（笠井一雄君）

ただいまのご質問について、お答えをいたします。

ご指摘の法人といいますが、人格のない社団等、これにつきましては法人ではなく、社団、または財団で代表者、または管理人の定めのないもの、権利能力のない社団ということで、社団としての実質は兼ね備えていらっしゃるわけですが、法令上の要件を満たさないため、法人として登記ができない法人や任意団体ともいう部分でございます。設立前の会社

や町内会等を申します。

これらにつきましては課税を、収益のある活動をする場合は最低税率で課税をして、それ以外のものについては、非課税といたすことになっております。

以上です。

○議長（松木慶光君）

日向君。

○9番議員（日向英明君）

具体的に答えてもらいたいと思っているんですけど、つまり三沢区としては、もうすでに法人化して、そのことは役場のほうへ届けてあると思うんですがね。それとは全然、話が違うものでしょうか。そういうようなことではなくて、会社とか、そういうことをおっしゃるということでしょうかね。

○議長（松木慶光君）

税務課長。

○税務課長（笠井一雄君）

ただいまのご質問ですけども、すでに地縁団体になっている団体ということでございますね。これも同じものでございまして、収益事業を行う場合は課税をいたしますけれども、最低税率で課税をすることになります。これ以外のものについては非課税とされます。

以上です。

○議長（松木慶光君）

ほかに質疑はございませんか。

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

2点お伺いします。

8ページの寄附金税額控除のところ、ふるさと納税の話が出ましたけども、これ、実際にこの対象になる、ふるさと納税の対象者というのは、現在あるのかどうかということと、それから11ページ、公的年金等に関わる、所得に関わる個人の町民税の特別徴収とありますけども、これは特別徴収というのは、天引きするということですよ。こういうふうなことを、どういう法律に基づいてできるのかということと、私の記憶がもし間違っていなければ、私がある会社に入ったときに、天引きの貯金とか天引きされる税金とかについては、なんか特別の契約書みたいなものがあつたような気がするんですが、そういうものがなくても、どんどん天引きというか、特別徴収というものができるものなのかどうか、そのへんをお伺いしたいと思います。

○議長（松木慶光君）

税務課長。

○税務課長（笠井一雄君）

ふるさと納税につきましてでございますけども、ふるさと納税につきましては、現在、町に昔住んでいて、現在はよそへ出ているけれども、そのふるさとのために寄附をしたいという方がおられれば、いつでもできるような形になっております。ただし、先ほども言ったとおり、最低5千円以上の方であれば、それを超えた部分については、ふるさと納税ということで認められません。現在は、今のところございません。

それから、もう1点の公的年金にかかる徴収制度でございますけども、これについては、すでに介護保険税、それから国税でいえば所得税、それから4月から国保税、それから、あるいは後期高齢者の保険料等が対象になってまいります。

今回、天引きをされるのは住民税でございますけれども、これにつきましては、この税条例の中にある文言で徴収が可能ということでございますので、ご理解を願いたいと思います。

○議長（松木慶光君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

具体的には、どの部分なんでしょうか。その文言というところを、ちょっと確認させてください。

○議長（松木慶光君）

税務課長。

○税務課長（笠井一雄君）

ただいまの法的な部分につきましては、税条例の47条2で規定してございます。本人の承諾は必要かどうかということでございますけども、承諾はとってございません。

○議長（松木慶光君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

この問題だけでなく、先ほど後期高齢者の保険料に関してもおっしゃっていましたが、こういう特別徴収というふうなことが、もう自由にできるという、条例とか法律で決めれば、勝手にできるというふうなことではないと思うんですが、そのへんの、例えば相手方にこうなんですけど、徴収してもいいですかとか、そういうこともなくて、徴収はされるわけなんですか。

○議長（松木慶光君）

税務課長。

○税務課長（笠井一雄君）

ちょっと勘違いして申し訳ございませんが、これは国のほうで定めている法律に伴って、本町の税を改正した部分でございます。それで、国のほうの税条例の改正という部分で規定をしているところでございます。

国の法律で定めているところでございますが。地方税法です。

○議長（松木慶光君）

ほかに。

渡辺文子君。

○13番議員（渡辺文子君）

今の問題ですけども、平成21年の10月から年金から住民税の天引きということで、本町では先ほどの説明では、1,200人ぐらいの方が、この項に当てはまって、年金から天引きをされるということなんですけれども、やっぱり高齢者の生活を保障すべき年金で、人それぞれの事情というか、あると思うんですね。ただ、だからといって、住民税を払わないということではなくて、今月はちょっと事情があるから遅くなるとか、そういうような、今までもそういうような相談というか、相談にはたぶん、窓口で行ってきているんだと思うんです。それが

今回、いやおうなしに一律に天引きということになってしまっているんですけども、今までそういうような相談で、やっぱり窓口でそういうような対応をしたような事実はあったんでしょうか。そのことで、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（松木慶光君）

税務課長。

○税務課長（笠井一雄君）

公的年金からの徴収でございますけれども、公的年金から住民税を引かれる方の数は、先ほど言いましたとおりなんですけども、年金控除額が120万円ございます。さらに非課税限度額が280万円を超える所得がある者に課税をされると。初めて課税をされて、合計148万円以上の方でないと、計算上は住民税がかかってきません。一番最初にかかる均等割でございますが、4千円でございます。それ以上、もっている方について、今回の公的年金からの徴収があるわけでございますけれども、実際には今言った120万円の部分と非課税限度額28万円の両方を足した148万円ですが、このほかに国保税も控除分、それから介護保険料の控除分等があって、大体、年間180万円以上をもらっていないと、公的年金からの引き落としはしないという状況になると思います。

これから、これは実際の実施は来年の10月でございます。説明会等も、今からあるところでございますので、難しい部分もありますけれども、実際には年間180万円ぐらいをもらっていないと、住民税からの引き落としはされないと、われわれは考えております。

以上です。

○議長（松木慶光君）

ほかにありますか。

（ な し ）

ほかにありませんので、質疑を終結いたします。

報告第3号について、質疑を行います。

質疑はございませんか。

渡辺文子君。

○13番議員（渡辺文子君）

後期高齢者制度の導入に伴い、こういう条例が出てきたということで、先ほどの説明で、医療分5.5が医療分4.0と後期高齢者の支援分が1.5と分かれて、総体的には金額は変わらないというお話を伺ったんですけども、保険料に上限はないというお話だったんですけども、新たに後期高齢者の医療制度の支援分ということが入ることにしたがって、負担が増える方たちがどのくらいいるのかということ、ちょっと知りたいんですけども。人数、ちょっと分かりますか。

○議長（松木慶光君）

税務課長。

○税務課長（笠井一雄君）

先ほどもご説明いたしましたとおり、医療分と後期高齢者分にそれぞれの税率が分かれる、また均等割、平等割も金額が分かれます。今、議員さんのおっしゃった分だと、個々の金額を比べてみないと、ちょっと分かりませんが、計算上ではこの数字のとおり、前の国保税と変わらないところでございます。

昨年の12月に国保税の一部改正をいたしまして、納期が変更になりました。今回、9回で国保税を集めますので、現在、7月31日の納期に向かって、第1回目の賦課を行っているところでございます。それらの計算が出てこない、細かい、具体的に個人的な部分で、どちらが高いだろうかという部分では出てこない、ご理解を願いたいと思います。

○議長（松木慶光君）

渡辺文子君。

○13番議員（渡辺文子君）

さっきから言っているように、全体として金額が変わらないから、それはそれでいいんですけども、個人的に少なくなった分と増えた分と、だから相殺しないと同じにならないということですね。単純に考えて。そうすると、私は増えた人がいるのではないかなと。個人的に何人かというまでは、たぶん分からないとは思いますが、今まで負担がなかった人の負担が増えるということは確実に思うんですけど、その理解でよろしいでしょうか。

○議長（松木慶光君）

税務課長。

○税務課長（笠井一雄君）

個人的に増える方がいらっしゃるとすれば、後期高齢者と国保税の両方を納めている家庭、1人の人に両方がかかるということは原則ございませんので、旦那さんと、それから奥さんがいて、1人が後期高齢者、75歳を超えた方、それから1人は75歳以下の方で国保にいる方だと思います。そういう人たちにつきましては、先ほども言ったとおり、5年間の減額特例、あるいは2年間の特例を設けておりまして、例えば社会保険から旦那さんが後期高齢者に行くことによって、国保に入る方につきましては、この資料の2ページにございますとおり、所得割・資産割等は免除、それから均等割・平等割等は半額になっております。

後期高齢者で、どのくらい負担しなければいけないか分かりませんが、後期高齢者と社会保険、2人が国民健康保険に加入したとすれば、全部とられる部分で、これだけの減額があるということで、総体的に極端に増える方はいらっしゃらない。ただ、個々に見れば、先ほど言ったとおり、多少の増えた減ったは、たしかにあるかと思えます。

以上です。

○議長（松木慶光君）

ほかに質疑はございませんか。

（なし）

質疑がないので、質疑を終結いたします。

報告第4号について、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（なし）

質疑がないので、質疑を終結いたします。

報告第5号について、質疑を行います。

質疑ございませんか。

（なし）

質疑がないので、質疑を終結いたします。

報告第6号について、質疑を行います。

質疑ございませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑を終結いたします。

報告第7号について、質疑を行います。

質疑ございませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑を終結いたします。

報告第8号について、質疑を行います。

質疑ございませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑を終結いたします。

報告第9号について、質疑を行います。

質疑ございませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑を終結いたします。

報告第10号について、質疑を行います。

質疑ございませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑を終結いたします。

報告第11号について、質疑を行います。

質疑ございませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑を終結いたします。

なお、報告第8号から報告第11号までの以上4件については、地方自治法施行令第145条第1項および第146条第2項の規定により報告されたものでありますので、これで終結いたします。

議案第60号について、質疑を行います。

質疑ございませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第61号について、質疑を行います。

質疑ございませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第62号について、質疑を行います。

質疑ございませんか。

石部君。

○18番議員(石部典生君)

11ページのデマンドについて、ちょっとお尋ねします。

先ほどの説明ですと、今年度は10月1日から南部地域だけで始めるという、そういう説明

でありましたが、当初のデマンド交通に対しての当局の説明は、全町一斉にというような、そのような形で進んできたように思うんですが、どうして、このような形になったのか、そのへんを詳細に教えてください。

○議長（松木慶光君）

政策室長。

○政策室長（依田二郎君）

当初は、町の一般財源だけでやる予定でしたが、補助金をもらってやるということと、今の路線バス等の協議の関係で、身延大城線を廃止、身延中野線を減便というようなことで、山交タウンコーチとの協議が整いました。そういうこともありまして、今現在、ほかの路線についても協議をしている最中ですので、今回は南部エリアのデマンドを始めるということにさせていただきます。

○議長（松木慶光君）

石部君。

○18番議員（石部典生君）

町民を集めての説明会でも、そのような最初の計画を発表していますので、そのへんはきちっと、やっぱり住民に周知すべきだと思います。どうでしょうか、そのへんは。

○議長（松木慶光君）

政策室長。

○政策室長（依田二郎君）

先ほど説明しましたが、6月中には補助金の関係の決定通知がきますので、7月になりましたら、全戸にチラシを配りたいと思います。その内容につきましては、今、言われたようなことを説明したいと思います。そういう形でPRをしながら、デマンドを取り組んでいきたいと思っています。

以上です。

○議長（松木慶光君）

石部君。

○18番議員（石部典生君）

続きまして、観光費でお尋ねします。19ページです。

NPO みのぶ観光センターへの事業補助ということで、300万円載っているわけですが、これは本町の観光産業への振興という中で、町の支援策だと思うわけですが、現状どのような形で進んでいるのか。今後、町がどのように取り組んでいくのか。そのあたりの説明をお願いします。

○議長（松木慶光君）

観光課長。

○観光課長（赤坂次男君）

お答えします。

みのぶ観光センターでは4月12日、土曜日の山日新聞に折り込みを入れまして、企業や個人の会員を募集しております。6月13日現在で69人が賛同し、会員となっております。

後段の質問ですけども、身延町には身延山観光協会と下部観光協会の2つの観光協会があります。また、身延町長が代表となって、身延町観光連盟が組織されております。この観光連盟

の実行部隊として、それぞれの組織と連携して、身延町全域の観光資源をより多くの皆さまに紹介していく役目を担っていただき、観光立町を目指していくものであります。

以上です。

○議長（松木慶光君）

石部君。

○18番議員（石部典生君）

町の方針というものが大体定まっているようですが、大変、観光産業が低迷しています。ぜひ、行政としての最大限の支援策で、これから取り組んでいただきたいと思います。

○議長（松木慶光君）

ほかに質疑はございませんか。

松浦君。

○1番議員（松浦隆君）

今のデマンド交通の関係で、ちょっと政策室長のお答えの中で気になったことがあるんですが、今のバスが廃止になる、それから減便になるから、そちらのほうへやるというのは、最初の趣旨から違うのではないかと思うんですが。足の確保ができないところを、その住民の方々の足の確保ができるようにということでの、デマンド交通のスタートだったのではなかったのでしょうか。なんか今の答えだと、逆なほうな気がするんですが。

○議長（松木慶光君）

政策室長。

○政策室長（依田二郎君）

特に大島が空白地域、大島・和田区の公共交通がなんにもないということで、はじめにやりたいということであります。

バス路線が廃止するという、足の確保というか、実際にどのくらい乗っているかということの調査をしてもらいました。山交のほうからも実際に利用者がどのくらいいるかという数ももらっておりまして、ここは減便しても、十分デマンドで対応できるということで、考えております。

○議長（松木慶光君）

松浦君。

○1番議員（松浦隆君）

そうすると、南部エリアに関してはそれで、今の話だと思うんですが、同じように、北部エリアでも基本的には足の確保ができていないで、困っているところがあるわけですね。なぜ南部エリアだけなんでしょうか。

○議長（松木慶光君）

政策室長。

○政策室長（依田二郎君）

いっぺんに、予算上、どこか減らして、どこかでということ考えておりましたので、減らせるという話になったところが、一応、その南部の中野線と大城線というようなことです。現在は町営と町有バスが走っていますので、それについてもどういふふうにするかということを考えながら、取り組んでいきたいと思っていますので、そういうことです。よろしくお願ひします。

○議長（松木慶光君）

ほかに質疑はございませんか。

笠井君。

○17番議員（笠井万沱君）

重ねてすみません、デマンド交通について、1点伺いたいと思います。

2,880万円等、組み替えになっているわけでありますけども、2,880万円、地域公共活性化協議会に全部任せるわけですね。補助金を出して。そして、その協議会そのものについては、協議会というものはどういうふうなのか、答弁を求めたいと思います。

2点目として、今、石部議員のほうから、同僚議員からも話が出ましたけども、NPO みのぶ観光センターの事業費補助金300万円の話がございましたけど、みのぶ観光センター事業を組織する、組織というものはどういうものなのか。2点、答弁を求めます。

○議長（松木慶光君）

政策室長。

○政策室長（依田二郎君）

先ほどから説明しておりますが、国の補助金の受け皿としまして、活性化協議会をつくれということです。活性化協議会のほうに、補助金が入ってきます。補助金が、2分の1の補助金ということですが、予算の範囲内ということでありますので、その部分がそっくり入ってくるかどうか分からないという状況です。今回、13日に申請をあげまして、約3,800万円ぐらいの事業費になりました。1,900万円ほど国のほうに申請をあげましたが、今、内示で1,500万円ぐらいになるんじゃないかと言われております。ただ、これについてもはっきりはしていませんので、そうしますと、今回、その差額分はいいんではないかということなんですが、今回ははっきりしていませんので、その金額は一応、予算組み替えだけさせてもらっておいて、必要な分はあとで、負担金として協議会のほうへ支出するというのでいきたいと思っております。

以上です。

○議長（松木慶光君）

では、町長。

○町長（依田光弥君）

ただいまのご質問のことなんですけど、その組織等については、この活性化協議会へ議員さんが入っていませんので、ちょっと休憩をいただいて、そしてその組織等、要するに協議会の趣旨とか、いろいろな面についての参考資料、お届けをして、ご理解をいただきたいと思いません。

○議長（松木慶光君）

観光課長。

○観光課長（赤坂次男君）

お答えいたします。

組織ですけども、身延町商工会、それから身延山観光協会、下部観光協会、西嶋和紙工業協同組合と身延町からなっております。また、役員ですけども、理事長として身延町商工会の会長が、副理事長には身延山観光協会と下部観光協会の会長がそれぞれ就任しております。また、理事には、西嶋和紙工業協同組合の正副会長と身延町商工会、身延山観光協会、下部観光協会

の副会長が就任しております。

以上です。

○議長（松木慶光君）

笠井君。

○17番議員（笠井万沱君）

金銭的なことで2点、質問させていただきます。

今、デマンド交通そのものについては金銭的な、国の2分の1の補助金そのものが、確定されていない中で今後どうなるか分からない、流動的だよというような答弁をいただいたわけがありますけども、今後、一般財源の中から、今、2,880万円、どのくらいの規模になるか分かりませんけれども、地域で補助する考えがあるのかどうなのかというのが1点と、300万円です。これから足りるのか、足りないのか分かりませんが、改めて補正を組む考えがあるかどうか。2点、答弁を求めます。

○議長（松木慶光君）

政策室長。

○政策室長（依田二郎君）

予算、先ほど言いましたけど、2,800万円と、もし国から1,500万円くれば、4千万円超えますので、当初計画しました3,800万円には十分足りると思います。だから補正を組む必要はありません。

○議長（松木慶光君）

観光課長。

○観光課長（赤坂次男君）

今回、300万円お願いしてありますけども、補正を組む予定はございません。

○議長（松木慶光君）

ほかに質疑はございませんか。

穂坂君。

○11番議員（穂坂英勝君）

同じ質問で、大変申し訳ないんですけども、最初から質問しようと思って書いておいた部分が、同僚議員が質問したんですけども、ここが分からないというところが、ここだと思って、もう1回聞きたいんですけども、まずデマンド交通の、この財源組み替えの部分、この活性協議会というのは、たぶん公営交通会社、役場、それともう1つ、どこか。そういうもので、今後、デマンド交通を実施していくには、そこで協議して、ここのところはそうしよう、そうすれば路線バスは廃止するとか、その協議をやっているところなんでしょう。それが明確に分かれれば、同僚議員が言っていた話がすべて明確になると思うので、それを1点。

もう1つ、やはりこれも同じところで申し訳ないんですけど、NPO みのぶ観光センター、これも身延の観光振興につながる諸団体が今までもたくさんある、それをまとめて、一元的に動かそうとして設立した会社なのか、まったく別に組織立ってきたのかが明確でないものですから、これは何をやると、今まではあって、いろいろ観光振興の施策の中で、商工会が管理したり、いろいろやってきた。それでは、不十分な部分をつくったんだろうと。それをご説明いただくと、非常によく分かります。それが1点の質問。

それから、もう1つ。10ページでしたか、900万円、地域情報通信施設整備、とても長

い、このアドバイザー業務の900万円。これについて、いろいろ書いてあるので、これは要するに地域情報通信システムをPFIで実施しようと。その中で業者が、応募者が1人あって、勘違いしているかも分からないから、よく聞いていて、ご答弁願いたいんですが、その応募者に運営事業のアドバイザーという業務が僕にはよく分からないので、その点を1点、質問したいんですけども、よろしくをお願いします。

○議長（松木慶光君）

政策室長。

○政策室長（依田二郎君）

地域公共交通活性化協議会のメンバーですが、交通事業者、それと交通関係の公のほうの交通関係、担当課というか、南部署、国土交通省、それから関東運輸局、甲府支局等の人と、あと民間の有識者が入っております。そういうメンバーで、交通活性化協議会をつくっております。そのメンバーを含んだ形で、その前の段階で、地域公共交通会議というものがあります。この会議において、運行路線の変更、新規の届け出等は、ここで決定しなければ運輸支局へ提出できないということになっておりまして、そのメンバーを含んだ形で活性化協議会が含まれております。

そのために、会議で決定しなければ次の段階へ進みませんので、タクシー業者等の業者さんの承諾というか、同意を得て、初めてこの会議にかけられるというような状況が、根っこのところにあるということで、承知してもらいたいと思います。

○議長（松木慶光君）

観光課長。

○観光課長（赤坂次男君）

お答えします。

先ほども説明しましたように、みのぶ観光センターが身延町観光連盟の実行部隊として軌道に乗れば、将来的には身延町観光連盟を自然的に解散してもよろしいかなというふうに考えております。

○議長（松木慶光君）

町長。

○町長（依田光弥君）

センターのことで、ちょっとあれですけど、基本的には今の身延山観光協会とか下部観光協会、さらに商工会で観光関係をやっているんですけど、実働部隊、先ほど赤坂課長からも話がございましたが、実働部隊というのがあまりないんですよ。エージェントなんかと接触したり、JTBだとか、そういう旅行会社、それぞれ向こうに相手がいるわけですから、そういう皆さんと緊密な連携とってはおかしいけど、要するにコミュニケーションを図る、要するに人材をそこでプールして、そしてやろうと。ですから、今までの観光協会はいながらにして、お客さん呼び込んだわけですけど、今回のセンターについては、要するに向こうへ行って、エージェントに、要するに身延に来ていただくというような働きかけをしようということで、積極的に対応をしようという意気込みで設立をされているわけでございますので、町としてもそのことについては、大いに頑張りたいいただきたいというようなことで、300万円を計上するということでありまして。

○議長（松木慶光君）

総務課長。

○総務課長（市川忠利君）

地域情報通信施設整備運営事業のアドバイザー事業につきまして、説明をさせていただきます。

先ほどもありましたが、この4月に1社から公募がありました。その事業者につきまして、この6月22日までに、一応、提案書の締め切りとなっております。提案書の内容審査、それからPFIの運営委員会の審査業務のアドバイス、それから本協定を結ぶ中で、契約等の業務のアドバイス等を受けるための委託費であります。よろしくをお願いします。

○議長（松木慶光君）

日向君。

○9番議員（日向英明君）

11ページの財産管理費、節の13節の委託料の金額は16万円ということで、大変少ないわけですけど、三者共有泉成分分析業務ということなんですけど、これはどこの場所なのか。それから三者とは、誰と誰と誰を指すのか。それからまた、分析の業務がどういうふうに出るか分かりませんが、その出た結果について、どういうふうな対応をしていくか。この3つの点について、答弁を求めます。

○議長（松木慶光君）

財政課長。

○財政課長（佐野雅仁君）

お答えします。

三者共有泉とは身延町、それから下部ホテルさん、富士ミネラルさんですか、この人たちが三者と言われているわけで、主に町が関与してはいないと思われる形跡もあるけど書き物もない、ただ三者共有泉で合併前からの引き継ぎで、きているわけでございます。場所というのは、私たちより皆さん方のほうが知っているわけですから、湯元の前ですか、湯元温泉の前ですね。そこが三者共有泉といわれるところですね。

分析、2月にやった時点ではノーでしたね。この12月に補正で組んだときにも、2、3回はいたしますよと私は申してあるわけございまして、専門業者にいろいろ聞くところによると、夏場と冬場をやったほうがいいですよということで、2月ではノーでございますので、夏場にどうなるのか分かりません。しかし、ノーというのが濃いであれば、お返ししなければなりませんので、私たちは町で法を守る立場上、そんなものは使えないということになります。ですから、ここははっきり言ってありますけども、うちは手を引きますよという形になります。

今、言われたように、今後どうするかということですけど、どうもこうも、最終結果を見ないで、なんとも言えませんので、私の口からはこのへんまででございますので、また結果を見てから、ご質問をお願いいたします。

○議長（松木慶光君）

ほかに質疑はございませんか。

川口君。

○15番議員（川口福三君）

デマンド交通について、いろいろ同僚議員からも質問が出たんですが、ちょっと、私もデマンド交通について、ちょっとお尋ねしたいと思います。

先ほどの行政側の答弁は、今言う北部、南部に分けて、とりあえず、南部のほうをというような計画でスタートするというような答弁でした。しかし、先ほども同僚議員がお話されたように、この計画は全町的な路線見直しと同時に、いわゆるデマンド交通も取り入れてやっていきたいというような、お話もございました。

そんな中、昨日、いわゆる身延山の入山行列のほうへ私も参加させていただきまして、その席で商工会長さんとも、ちょっと立ち話程度、お話をしました。そしたら、会長さんも非常にこのデマンド交通については、会長みずから非常に負担を感じておられるというような感触を受けました。というのは、やはり身延町という、この全町的に、私も3月の議会で質問したように、集落が非常に多いと。ですから、それを4台の車両でもって対応するということは、非常にエリア的に無理が生じると。そしてまた、その開業、いわゆるスタートして、やる趣旨自体がドア・トゥ・ドアというような、デマンド交通の謳い文句ですが、いわゆる月曜から金曜までだと。土日はお休みですと。言ってみれば、いわゆる病院の送迎バスと同じような形にとられると。だけど、商工会長の、いわゆる期待しているのは、土日を運行して、いわゆる店への集客を高めたいというような気持ちがあるわけです。

ですから、そのへんがこうして、今までの計画を見ますと、実施主体が身延町であって、運行主体が身延町商工会、それから運行委託先が身延町内のタクシー業者と、こうあるわけですね。だけど、昨日も立ち話程度に話をしたんですが、商工会との、ここまでのデマンド交通に対しての、細かな話がないというんですよね。だから今、10月からスタートしようという段階であるけども、果たして、この状況でもってスタートできるかどうか。そしてまた、こういった具体的な話が全町民はじめ、いわゆる、こういう組織の中で徹底されるかどうか。その点について、お伺いします。

○議長（松木慶光君）

政策室長。

○政策室長（依田二郎君）

商工会とは、会長も入れて、事務局ともこの前、1週間くらい前ですか、打ち合わせしてきたばかりなんですけど、こんなことをやってもらいたい、こういうふうなことでお願いしたいということで、まだ、はっきり商工会にお願いすると。商工会自体もはっきり、これを引き受けてくれるという話も決まっていますが、一応、商工会が引き受けてくれないかという話はしております。

土日の関係等は、今回、国の補助金をもらって実証実験ということですので、動き始めてから考えていきたいと考えております。山の奥とか、入り組んでいるという地形の中で、実際の話、デマンドが特にこういう地形の中で、デマンドをやっていくというのは、大変難しいことだと思いますけど、一応、動き始めて考えていくということで、すみませんが、今回は動き始めるということで、承諾してもらいたいと思います。

○議長（松木慶光君）

川口君。

○15番議員（川口福三君）

非常に今の答弁を聞いても、このデマンド交通に対して、私たち自身も不安をいただくような状況ですね。先ほども申し上げましたように、商工会長自体もこうやって、商工会で受けるとすれば、それだけの利潤がなければ、商工会としてもお受けできないというような、お考えのようです。

ですから、そういった点、やはりここまでくる時点にすべてを、それを行政だけで計画して、いわゆる頭の中で考え、資料だけを作って、さあ、お願いしますというような経過が非常に見え見えなんですよ。ですから、そのへんをもう少し、10月スタートするからにはもっともっときめ細かな、いわゆる話し合いを持ち、また商工会でも結局、現地調査もまだ、していないというようなことで、近々やりたいというようなお話も、昨日しておりました。ですから、これをもう少し、具体的な内容と同時に話し合いを進めていただきたいと、このように願います。

○議長（松木慶光君）

答弁いいですか。

（はい。の声）

ほかに質疑はございませんか。

（なし）

質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第63号について、質疑を行います。

質疑はございませんか。

笠井君。

○17番議員（笠井万沱君）

議案第63号について、1点、質問させていただきます。

前段の中で、説明があったわけでありましてけれども、禁煙対策事業、特定健康診査事業の中の26万8千円について、改めて答弁を求めます。

○議長（松木慶光君）

町民課長。

○町民課長（秋山和子君）

それでは、お答えさせていただきます。

禁煙対策事業については、今年4月1日から特定健診が始まりまして、メタボリックシンドロームの予防のために、禁煙対策として、喫煙者の禁煙を促がしていくという事業があります。その中で、禁煙対策として飯富病院さんが禁煙外来を持っております。その中で、飯富病院と保健師とが、ある程度、サポートをしていながら、事業を進めていくと。それによって、メタボリックシンドロームが予防できるんじゃないかという形で、やっていきたいと考えております。

○議長（松木慶光君）

笠井君。

○17番議員（笠井万沱君）

メタボリック、禁煙外来が飯富病院にあるということで、予定者が30人だというような説明を聞いたわけでありましてけれども、その予定者、30人をどう指定しているのか、どう選定をしていくのか、答弁を求めます。

○議長（松木慶光君）

町民課長。

○町民課長（秋山和子君）

これについては特定健診、5月から、今、下部町が全部終わりました、7月中富、8月に身延という形で、各地区を巡回して健診をしております。その健診結果の中で積極的支援、動機付け支援という中に、喫煙をされている方がかなりいらっしゃいまして、あえて数値が決められていまして、その数値以上の人たちに対して、動機づけで喫煙をしている方たちは、禁煙対策の対象になる方たちですので、なんとか禁煙してくださいという、そういう指導を保健師さんたちが、結果に基づいて実施をしていただけたという形になりまして、ただ、なかなか禁煙するというは大変ではないかという形で、大体30人ほど見込んで実施をしていくという形で、今、事業を進めていきたいと思っています。

○議長（松木慶光君）

ほかに質疑はございませんか。

（なし）

質疑がないので、質疑を終結いたします。
議案第64号について、質疑を行います。
質疑ございませんか。

（なし）

質疑がないので、質疑を終結いたします。
議案第65号について、質疑を行います。
質疑ございませんか。

（なし）

質疑がないので、質疑を終結いたします。
議案第66号について、質疑を行います。
質疑ございませんか。

（なし）

質疑がないので、質疑を終結いたします。
議案第67号について、質疑を行います。
質疑ございませんか。

（なし）

質疑がないので、質疑を終結いたします。
議案第68号について、質疑を行います。
質疑ございませんか。

（なし）

質疑がないので、質疑を終結いたします。
議案第69号について、質疑を行います。
質疑ございませんか。

川口君。

○15番議員（川口福三君）

議案第69号について、お伺いいたします。

中富地区の西嶋公民館の、いわゆる主体工事の工事請負の内容ですが、この69号の関係資料としていただいた資料を見まして、非常にびっくりしたんですが、いわゆる予定価格に対して、入札金額、入札、いわゆる落札の状況が99%台。8社の指名をなさって、指名を競争入札で、2社が入札のご辞退を申し上げたと。残った6社によって入札したら、予定価格の99%台の金額が6社も出したと。非常に私もこの数字を見て、これはおかしいというより、なんか数字のマジックにとりつかれているのではないかなというような感触を受けたんですが、このへんは行政側としては、どのようにとられておられるか、お伺いします。

○議長（松木慶光君）

財政課長。

○財政課長（佐野雅仁君）

私たちも、この資材の鉄骨の異常な高騰については懸念していました。皆さんも山日で見たとお思いますけど、6月11日の山日新聞。やはり、甲府は一般競争入札をしたら、全部辞退してしまって、これではとてもできませんよとって、みんな辞退してしまった。そしてまた、再入札をしました。再入札した結果が、やはり99.1%で落札していますね。私たちも、身延の場合、99.11%ですから、はじめ私も札を見たときに高いなとは思っていたけれども、原因を調べなさいとって調べた結果、その2社、これは大手でしたので、なぜなんだということ調べていたら、資材の高騰、ですから鉄骨が上がっているんで、とても、これではできませんよという結論をみたわけですね。2社が。残った業者で頑張ってくれた。ですから、不落にはならなくて済んだんですけど、ただ、それについては、私たちも長らく、今の現代の動きというのは、こんなふうになっているんだなと。これでは会社が潰れるわけだよなということは思っていました。ですから、これを発注した段階でのときと、入札の時期、約2週間ございますけども、その間で、ぐっと上がったことは事実なので、私たちもそのように思っております。

以上です。

○議長（松木慶光君）

川口君。

○15番議員（川口福三君）

今、財政課長からご答弁をいただきましたが、たしかに原材料費の高騰は油製品の値上げをはじめ、今の状況は異常であることは事実です。本町の、結局、こうした入札状況を見ますと、今回は今言うように、6社とも99%台だったと。だけど、過去からの入札状況を見ても、95%以下という、この公共工事というのは非常に少ないんですよ。よその町なんかの、こういった公共工事を新聞や、その他の報道で見ますと、結構、低い入札率でもって落札されていると。だから、やはりここへきて、それはたしかに、今言うように、原材料費の高騰によって、たしかに請け負う側も大変だろうと思います。しかし、行政側の努力によりましては、こういった大きな金額になると、1%違つと、もう100万円以上の、金額の開きが出るわけですね。だから、そのへんをまた、こういった、今回のことではなくて、今後の工事においても、そうした努力をぜひともされてほしいと、このように願ひまして、私の質問は終わります。

○議長（松木慶光君）

ほかにございませんか。

(な し)

ほかはないので、質疑を終結いたします。
発委第1号について、質疑を行います。
質疑ございませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑を終結いたします。
発委第2号について、質疑を行います。
質疑ございませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑を終結いたします。
ここで、暫時休憩いたします。
開会を3時20分といたします。

休憩 午後 3時00分

再開 午後 3時20分

○議長(松木慶光君)

それでは開会前にちょっとご報告しますが、産業課長が急きょ、体調を崩しましたので、代わりに高野リーダーが出席しておりますので、ご了承願いたいと思います。

続きまして、身延町の地域公共交通活性化協議会の規約等、ちょっと先ほど問題がありました。資料がお手元にはいると思いますので、説明をいたします。

副町長。

○副町長(野中邑浩君)

先ほど来、デマンド交通について、お尋ねをいくつかいただいておりますが、実は法定協議会の活性化委員会の会長を言いつかっております立場から、若干の説明をさせていただきます、そしてご理解を得たいと思います。

法定協議会は何をする組織かといいますと、地域の公共交通を円滑に運営するための組織ということで、国の法律で定められた組織であります。その組織の中で運行計画、事業計画等々を協議してまいったわけではありますが、協議会のメンバーはお手元にお届けをさせていただいております方々にメンバーとなつていただきまして、協議会を何回か重ねてきております。この組織で国の補助金を受け入れまして、この協議会で予算を処理すると、そういう組織であります。

先ほど来、ちょっと話題になりました段階的な導入という話の中で、協議会の中で、叩いた中で、タクシー事業者との協議が整い、なおかつ現在、公共交通システムの空白地域、それを優先的に取り組むべきではないかと。そこで実験的に運行をして、そして徐々に、協議会の席では真価という言葉が使われていましたが、半年間でしっかり研究して、21年4月からは本格的に全町一斉にデマンド交通を展開するのが、一番スムーズにスタートできるんじゃないかと、こんな話がありました。

協議会の、なんか自分は承知していたものですから、ちょっと公表といいますか、公開といいますか、多くの皆さんに知っていただく努力がちょっと欠けていたやの感もいたしますので、今後はご指摘をいただきました、より一層、この情報を公開して、協議会活動を進めるべきと、

こういうご意見を尊重しながら、今後デマンド交通の導入に向けて、協議会の役員としまして、努力をいたしていくつもりです。

なお、商工会の会長さんには、この協議会の副会長さんを担当していただいております、私どもとすれば、情報も結構入れたつもりですけども、まだ不十分と、こういう感じですので、今後なお一層、気をつけながら、協議会を運営してまいりますので、よろしくご支援、ご指導、ご協力をお願い申し上げます。

以上です。

○議長（松木慶光君）

それでは、開会いたします。

休憩前に引き続き、質疑を行います。

請願第1号について、質疑を行います。

質疑ございませんか。

（なし）

質疑がないので、質疑を終結いたします。

請願第2号について、質疑を行います。

質疑ございませんか。

（なし）

質疑がないので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

提出議案について、委員会付託を省略し、直ちに討論・採決をいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、提出議案については、委員会付託を省略いたします。

日程第8 提出議案に対する討論を行います。

報告第1号について、討論を行います。

討論ございませんか。

（なし）

討論がないので、討論を終結いたします。

報告第2号について、討論を行います。

討論ございませんか。

渡辺文子君。

○13番議員（渡辺文子君）

身延町税条例の一部を改正する条例についてですけども、高齢者の生活を保障すべき年金から住民税を天引きするものです。税金や保険料の徴収は、住民一人ひとりの生活や心身の状態をふまえ、支払いが困難な人たちの相談には、親身になって応じる体制を確立すべきで、一律に天引きすべきではないと考え、反対をいたします。

○議長（松木慶光君）

賛成討論はございますか。

(な し)

ほかに討論がないので、討論を終結いたします。

報告第3号について、討論を行います。

討論ございませんか。

渡辺文子君。

○13番議員(渡辺文子君)

身延町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について。

後期高齢者医療制度を導入することにより、世帯分離などで新たな負担が増えることになる人が出てくるもので、賛成することができません。

○議長(松木慶光君)

賛成討論はございませんか。

(な し)

ほかに討論がないので、討論を終結いたします。

報告第4号について、討論を行います。

討論ございませんか。

(な し)

討論がないので、討論を終結いたします。

報告第5号について、討論を行います。

討論ございませんか。

(な し)

討論がないので、討論を終結いたします。

報告第6号について、討論を行います。

討論ございませんか。

(な し)

討論がないので、討論を終結いたします。

報告第7号について、討論を行います。

討論ございませんか。

(な し)

討論がないので、討論を終結いたします。

議案第60号について、討論を行います。

討論ございませんか。

(な し)

討論がないので、討論を終結いたします。

議案第61号について、討論を行います。

討論ございませんか。

(な し)

討論がないので、討論を終結いたします。

議案第62号について、討論を行います。

討論ございませんか。

(な し)

討論がないので、討論を終結いたします。
議案第63号について、討論を行います。
討論ございませんか。

(な し)

討論がないので、討論を終結いたします。
議案第64号について、討論を行います。
討論ございませんか。

(な し)

討論がないので、討論を終結いたします。
議案第65号について、討論を行います。
討論ございませんか。

(な し)

討論がないので、討論を終結いたします。
議案第66号について、討論を行います。
討論ございませんか。

(な し)

討論がないので、討論を終結いたします。
議案第67号について、討論を行います。
討論ございませんか。

(な し)

討論がないので、討論を終結いたします。
議案第68号について、討論を行います。
討論ございませんか。

(な し)

討論がないので、討論を終結いたします。
議案第69号について、討論を行います。
討論ございませんか。

(な し)

討論がないので、討論を終結いたします。
発委第1号について、討論を行います。
討論ございませんか。

渡辺文子君。

○13番議員(渡辺文子君)

身延町議会の議員の定数を定める条例についてですけども、この問題については、議会でも活性化特別委員会とか全員協議会の中で、時間をかけて論議をしました。その中で多数ということで決まってしまったんですけど、私はどうしても、本町のように広域にわたって集落があるところにおいては、やっぱり、その地域の声を反映させるための議員の定数を減少させるということは、その声が届かなくなるのではないかということで、賛成することはできません。

○議長(松木慶光君)

賛成討論はございますか。

穂坂君。

○11番議員（穂坂英勝君）

身延町議会議員の定数を減少する条例に賛成する討論をいたします。

この条例の制定について、賛成の立場で討論させていただきますが、1つは議員定数削減については、今も言われたように、国・県においても行政改革の中で検討されており、特に近隣の類似町村等の人口減少と併せて、議員の定数減を考慮しているところが多々ございます。そんな中で、特に身延町議会活性化等調査特別委員会が1年にわたり、精力的な調査・研究・検討を行った結果の報告を受けまして、今もお話があったように、3月議会や全員協議会において慎重な論議をする中で、最終的に意見等を集約いたしました。その結果を総括して、今議会で決定し、このことを決定して、今議会で町民の負託に応えることが、町民の意見を代表する議員としての責務であろうかと考えます。

よって、発委第1号の身延町議員の定数を定める条例については賛成して、討論を終わります。

○議長（松木慶光君）

ほかに討論はございませんか。

（ な し ）

討論がございませんので、討論を終結いたします。

発委第2号について、討論を行います。

討論ございませんか。

（ な し ）

討論がないので、討論を終結いたします。

請願第1号について、討論を行います。

討論ございませんか。

（ な し ）

討論がないので、討論を終結いたします。

請願第2号について、討論を行います。

討論ございませんか。

（ な し ）

討論がないので、討論を終結いたします。

日程第9 提出議案に対する採決を行います。

報告第1号について、原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 全 員 ）

挙手全員であります。

よって報告第1号 専決処分の承認を求めることについて（身延町農村地域工業等導入促進のための固定資産税の免除に関する条例の一部を改正する条例）については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

報告第2号について、原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 多 数 ）

挙手多数であります。

よって報告第2号 専決処分の承認を求めることについて（身延町税条例の一部を改正する条例）については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

報告第3号について、原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 多 数 ）

挙手多数でございます。

よって報告第3号 専決処分の承認を求めることについて（身延町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

報告第4号について、原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 多 数 ）

挙手多数であります。

よって報告第4号 専決処分の承認を求めることについて（身延町手数料条例の一部を改正する条例）については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

報告第5号について、原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 全 員 ）

挙手全員であります。

よって報告第5号 専決処分の承認を求めることについて（平成19年度身延町一般会計補正予算（第8号）について）については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

報告第6号について、原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 多 数 ）

挙手多数であります。

よって報告第6号 専決処分の承認を求めることについて（平成19年度身延町老人保健特別会計補正予算（第5号））については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

報告第7号について、原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 全 員 ）

挙手全員であります。

よって報告第7号 専決処分の承認を求めることについて（平成19年度身延町下水道事業特別会計補正予算（第6号））については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

議案第60号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 多 数 ）

挙手多数であります。

よって議案第60号 身延町国民健康保険条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第61号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 全 員 ）

挙手全員であります。

よって議案第61号 身延町営住宅条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第62号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 全 員 ）

挙手全員であります。

よって議案第62号 平成20年度身延町一般会計補正予算(第1号)については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第63号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって議案第63号 平成20年度身延町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第64号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって議案第64号 平成20年度身延町老人保健特別会計補正予算(第1号)については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第65号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって議案第65号 平成20年度身延町介護保険特別会計補正予算(第1号)については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第66号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって議案第66号 平成20年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第67号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって議案第67号 平成20年度身延町農業集落排水事業等特別会計補正予算(第1号)については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第68号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって議案第68号 平成20年度身延町下水道事業特別会計補正予算(第1号)については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第69号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって議案第69号 中富地区公民館西嶋分館建築主体工事請負契約については、原案のとおり可決決定いたしました。

発委第1号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

挙手多数であります。

よって発委第1号 身延町議員の定数を定める条例の制定については、原案のとおり可決決定いたしました。

発委第2号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって発委第2号 身延町議会委員会条例の一部改正については、原案のとおり可決決定いたしました。

請願第1号について、原案のとおり採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起 立 全 員)

起立全員であります。

よって請願第1号 教育予算を拡充し、教育の機会均等及び水準の維持向上を図るための請願については、原案のとおり採択することに決定いたしました。

請願第2号について、原案のとおり採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起 立 多 数)

起立多数であります。

よって請願第2号 後期高齢者医療制度の廃止を求める請願については、原案のとおり採択することに決定いたしました。

以上で本日の議事日程はすべて終了いたしましたので、これをもちまして散会といたします。

○議会事務局長（遠藤守君）

それでは、相互の礼で終わりたいと思います。

ご起立をお願いいたします。

相互に礼。

ご苦労さまでした。

散会 午後 3時40分

平成 2 0 年

第 2 回身延町議会定例会

6 月 1 7 日

平成20年第2回身延町議会定例会(2日目)

平成20年6月17日
午前 9時00分開議
於 議 場

1. 議事日程

- 日程第1 一般質問
追加日程第1 追加提出議案の報告並びに上程
追加日程第2 追加提出議案の説明
追加日程第3 追加提出議案に対する質疑
追加日程第4 追加提出議案の採決
追加日程第5 委員会の閉会中の継続調査

2. 出席議員は次のとおりである。(20人)

1番	松浦隆	2番	河井淳
3番	望月秀哉	4番	望月明
5番	芦澤健拓	6番	上田孝二
7番	福与三郎	8番	望月寛
9番	日向英明	10番	望月広喜
11番	穂坂英勝	12番	伊藤文雄
13番	渡辺文子	14番	奥村征夫
15番	川口福三	16番	近藤康次
17番	笠井万汜	18番	石部典生
19番	中野恒彦	20番	松木慶光

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

(21人)

町	長	依田光弥	副町長	野中邑浩
総務課	長	市川忠利	会計管理者	中沢俊雄
財政課	長	佐野雅仁	政策室長	依田二郎
町民課	長	秋山和子	税務課長	笠井一雄
身延支所	長	佐野治仁	下部支所長	小林英雄
教 育	長	笠井義仁	学校教育課長	赤池一博
生涯学習課	長	佐野正美	福祉保健課長	広島法明
子育て支援課	長	近藤正国	建設課長	柴原信一
産業課	長	佐野由雄	土地対策課長	望月和永
観光課	長	赤坂次男	環境下水道課長	赤池義明
水道課	長	串松文雄		

5. 職務のため議場に参加した者の職氏名(2人)

議会事務局長 遠藤 守
録音係 馬場徳之

開会 午前 9時00分

○議会事務局長（遠藤守君）

それでは、相互の礼で始めたいと思います。

ご起立、願います。

相互に礼。

（ あ い さ つ ）

ご着席ください。

○議長（松木慶光君）

本日は、大変ご苦労さまでございます。

出席議員が定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

本日は、議事日程第2号により執り行います。

日程第1 一般質問を行います。

通告者は5人であります。

まず、通告の1番は日向英明君であります。

日向英明君、登壇してください。

日向君。

○9番議員（日向英明君）

私、持ち時間1時間いただいたわけですけど、なかなか私の時間の使い勝手が悪いために、通告の最後まで質問がなかなかできないときがありますので、今日はなるべく時間を有効活用して、最後までいきたいと思っています。

また、今後の人事異動に際しまして、新しい課長さんが何人かお見えだと思うわけですけど、何とぞひとつ、よろしく願います。

それでは、質問に移りたいと思います。

本年度当初予算が3月定例議会において決まり、一般・特別会計の総額は169億円を超えることになりました。町の借入金残高と積立金が町民1人当たりに対して、どのような割合になっているか、ちょっと調べてみました。そうしますと、町民1人当たり51万円の不足額となりました。人口減少と少子高齢化に伴い、本町を取り巻く財政は依然として厳しい状況にあると言わざるを得ません。

そこで小さくて効率的な役場経営について、以下、いくつかの質問をしてみたいと思います。

まず、職員の定数管理と給与の適正化についてですが、平成20年一般会計予算、歳出総額は94億2千万円であり、そのうちで人件費は16億4千万円になっております。歳出に対する構成比率は17.41%であり、本年度歳出予算では公債費に次ぐ高い構成比率であります。むろん人件費は職員だけではありません。私たち議員、各種委員、あるいは特別職等が含まれることを、私は理解しております。役場の経営は、極めて人的依存度が高いという中で、中期にわたり、人件費の軽減をしていく必要がありますので、以下、それに対して質問をします。

そこで、第1番に町長に2点について、答弁を求めます。

国家公務員給与水準を100としたラスパイレス指数は、本町は平成19年度は93.2%であり、全国市町村平均93.9%であることから、本町の給与体系は全国レベルであると考えております。本町は一般行政職の特別職員数は、平成18年に8級制から6級制に変更した

ので、平成19年4月1日現在、6級に20人、構成比率11.6%。5級に18人、構成比率10.5%であります。つまり、6級と5級で22.1%の構成比率になっております。6級の職務内容を見ますと、複雑困難な業務に関わる課長さん、局長、室長、各支所長、会計管理者となっております。

そこで肝心の質問ですが、一度、6級、5級になった職員は職務内容が変わっても、級別区分は変えないのか。これが質問の第1点目であります。

また、2点目は過去にそのようなことで、職務変更があった場合、その級別がそのままになっているのか、あるいは変わっているのか。これが2点目についての質問です。町長の答弁を求めます。

○議長（松木慶光君）

町長。

○町長（依田光弥君）

お答えいたしたいと思います。

第1点目ですけど、職務内容とか、そういうようなことが変わりましたら変えるということは、原則的な問題でございます。過去には、そういうことがございまして、行政改革推進委員会の皆さん方等々からご指摘をいただきましたので、それはすぐに実施をすることがよかったですけど、時期的に遅れたことだけは事実でありますけど、平成20年の1月1日付けをもって、お二人、対象の職員がありましたので、それは格付けを下げさせていただきました。そんなことでございます。

○議長（松木慶光君）

日向君。

○9番議員（日向英明君）

次に、退職には定年での自然減と自己都合、勸奨等がありますが、いわゆる勸奨による退職した職員は合併から19年度までに目標数値に達したかどうか、これは担当課長に答弁を求めます。

○議長（松木慶光君）

総務課長。

○総務課長（市川忠利君）

お答えをいたします。

定員管理上の数値目標としまして、説明をさせていただきたいと思います。

平成18年から22年の5年間におきまして、29人の減を見ております。それが実績であります。目標は、平成22年に約30人を定めております。18年から20年の3年間で退職者が29人ありました。そのうち早期退職者は、15人あります。

以上であります。

目標数値が29人、先ほどの、偶然、18年から3年間の退職者と同数であります。目標数値が29人ありますので、純減数としまして、対象者の純減数、また採用を加味しました純減数であります。82.8%という達成率であります。

○議長（松木慶光君）

日向君。

○9番議員（日向英明君）

質問の内容は、つまり自然減の退職、あるいは自己都合の退職ではなくて、あくまでの勧奨による退職の目標が、数値が達成したかどうかということを知りたいわけですが、そのへんはいかがでしょうか。

○議長（松木慶光君）

総務課長。

○総務課長（市川忠利君）

退職勧奨につきましては、制度の理解を求めながら勧奨を進めているわけですが、数値目標としては出しておりません。

○議長（松木慶光君）

日向君。

○9番議員（日向英明君）

それでは、勧奨による人件費の抑制額は平成18年度、あるいは平成19年度はどのくらいの金額になったか、担当課長。

○議長（松木慶光君）

総務課長。

○総務課長（市川忠利君）

勧奨のみでなく、退職者全体ということで説明をさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

18年度につきましては、対前年5人の減であります。人件費の抑制額としまして、4,866万9千円であります。19年度は18年度に対しまして、8人の減であります。人件費としまして、マイナスの2,126万3千円。両年度合わせまして、6,993万2千円の減となっております。

○議長（松木慶光君）

日向君。

○9番議員（日向英明君）

3回目ですので、これは政策的なことですので、町長に答弁を求めますが、一部分、町長の補足説明を担当課長に求めるところであります。

定年前早期退職特別措置について、本町では2%から30%の加算措置がありますが、現在2%から30%、現在の加算措置をこれ以上、増額というんですか、加算を大きく拡大することができるかどうか、町長に答弁と、それからまた、課長さんには補足として、この特例措置によって何人が該当したのか。また、その該当した人の金額は全部でいくらになるか。前段は町長、後段は担当課長の答弁を求めます。

○議長（松木慶光君）

町長。

○町長（依田光弥君）

加算措置につきましては、現行の数値3%、それ以上を上げるといことは、なかなか大変、財政上、難しい面もありますし、それと同時に職員の定員でございますけど、類似団体を比較しますと多いわけでございますけど、ただ、町の地理的な状況だとか、いろいろな状況を考えますと、類似団体と同じような格好にすることは、なかなか難しいなということでございます

ので、数値を上げて、早期退職者を募るといふようなことはなかなか、政策的には難しいのかなど。積極的に対応はやっていくことが、なかなかかなという感じはします。

○議長（松木慶光君）

総務課長。

○総務課長（市川忠利君）

早期の退職者であります。先ほど申し上げましたが、15人が早期退職の対象となっております。その加算した金額につきましては、のちほど答弁させていただきますので、ご了承願いたいと思います。ちょっと数字を持っておりませんので、大変申し訳ございません。

それから、町長の補足説明をさせていただきますけど、加算率であります。今現在、2%から30%の加算をしております。ただ、18年から20年の間、3年間におきましては、時限立法といたしまして、退職手当組合、退職手当を取り扱っております総合事務組合、それから本町の要綱によりまして、3年間は1年につき給料月額を3%、優遇するという措置を講じております。

以上であります。

○議長（松木慶光君）

日向君。

○9番議員（日向英明君）

分かりました。なるべく、再質問はしないようにしていきたいと思っています。

それでは、次の計画的な人事異動がされているかどうか。町長に以下、4点について質問します。

まず1点目は、人事異動については町長の特別なコンセプト、つまり思いはあるかどうか。これが第1点目。

2点目は、異動配置替えをした職員等について、当該課長からその後の様子、あるいは人間関係等の報告を受けているかどうか。

3点目は計画的に異動のサイクルとか、つまりこの部署が済んだら、この部署。この課が済んだら、どこの課というような、つまり、そういうようなローテーションがあるかどうか。また、考えているかどうか。

4点目は特定の部署が長期間、あるいは極端に短いと、職員から不平不満が私には出ると思うんですけど、その点、町長はどんなふうなことを考えているか。

以上、4点について答弁を求めます。

○議長（松木慶光君）

町長。

○町長（依田光弥君）

お答えをいたします。

まず1点の人事異動に対するコンセプトでございますけど、これは適材適所というのがコンセプトの、まず第一であろうかと思うわけでございますので、合併をして3年9カ月ということでもありますので、旧町時代のいろいろな職員の思い入れだとか、いろいろな資質等々と、ようやく、なんとなく見えてきたわけでございますので、今後は正直なところを申し上げて、きちとした人事異動に努め、進めていきたいなと思っておりますけど。

次に、要するに人事異動についての、あとの課長等への、いろいろな様子でございますけど、

課長会議でも何回か、私からも課長にお願いをしてございますが、やはり職員の健康上の問題だとか、心身の健康状態、さらにまた、いろいろな対外的なトラブルとか、そういうようなこと、それらは今の時代ですから、個々の職員、いろいろ持っている職員もあるわけでございますので、そういうケアをきちっとしていただきたいということと、職員の適材適所に配置をされたのかどうかは、これは課長がある程度、把握をして、私のほうへ報告はしてもらっております。

次に計画的なローテーションと申しますか、これは要するに大筋では、そういうものは持っておりますし、やらなければならないのかなとは思いますが、ただ、それぞれの職員の資質とか、そういうような、いろいろな能力的な問題、さらに人間的な問題とか、そういうようなものがございまして、確実なローテーションを組んでやるというのが、ちょっと難しいかなとは思いますが、大筋ではやはり、ローテーションをきちっと組まなければ、職員のほうもやりにくいだろうと思っておりますし、管理職のほうも、そのことについては、年度の最後あたりに各課長とのヒアリングをさせていただいて、そこできちっとした感じのものを把握させていただく中で、ある程度の基本的なローテーションに沿ったような格好で進めさせていただきたいということでございます。

あと特定の職員、長期化でございますけど、これは要するに合併をした1つの行政の中で、仕事のメリットとすれば、やはり専門的な職員がいてほしいし、また、それが能力を發揮してほしいということでもありますので、技術的なものとか、やはり、ある程度の専門的な職にきちっと応えられるような職員については、長期化もこれはやむを得ないと思っておりますし、また、それができることが合併をしたメリットではないかなと考えております。

特に短いというのは、正直なところを申し上げて、その職員の、これはこういうところで申し上げるのはなんでございまして、やはり能力的な問題、資質、さらに対人関係とか、いろいろな面で、やはり皆さん方にご迷惑をお掛けするようなこともあるかもしれませんので、できるだけ、そういうような格好で、短期でもって異動をせざるを得ないと。そういう方、正直なところを申し上げて、おいでになりますので、ここらへの対応は、各課長の皆さん方にそれぞれ力を合わせていただいて、なんとか長期に、落ち着いて仕事をしていただけるような措置を講じてはおりますけども、そんなところであります。

○議長（松木慶光君）

日向君。

○9番議員（日向英明君）

1点、では再質問させていただきます。

つまり4点目の極端に短い職員ということなんですけど、やはり職場というのは、その職員を育てるといって、育成するといったら、同じ意味なんですけど、仕事ができないから、たらいまわし的にあっち1年こっち1年というようなことを、私は本来すべきでないと思っていますので、できたらグループ化、あるいはグループ制度なんかも出ましたので、そういう中でリーダーをはじめ課長さんたちが、そういう職員を育成するというような見地から、もう一度、町長、お願いします。

○議長（松木慶光君）

町長。

○町長（依田光弥君）

そうですね、今、日向議員がおっしゃったように、どんなふうな格好で対応していくかというのは、いろいろ私も考えさせていただきました。特にこのことについては、ある程度、能力的なものを持っているという職員もあるわけですから、そういうところへ、移ってもらうということもありますけど、グループ化でやろうという話も出てはまいったわけですが、では、どういうふうな仕事をどんなふうな格好で、誰がリーダーとしてやるのかということはなかなか難しい面もありますので、こちらへんが考えなければならぬところがございますけど、今、そういう面で、だんだんそういう方は少なくなってまいっておりますので、ひとつ、このへんはご理解を頂戴いたしたいと思います。

○議長（松木慶光君）

日向君。

○9番議員（日向英明君）

では、次に移りたいと思います。

時間外手当、つまり残業手当の削減について、3月定例会で町長の施政方針の中にありました。非常に厳しい予算上から、残業手当は大幅に縮減するというご発言がありましたので、ちなみにどのくらいの数字になっているか、調べてみました。そうしますと、平成18年度は残業の予算額、時間外の予算額が5,454万円。支出額、いわゆる決算が4,244万7千円。残りの金額、1,209万3千円。つまり22%が残っております。それから平成19年度、当初予算が5,439万7千円。決算額3,505万2千円、執行率65%。それから残りの金額が1,889万5千円、34.7%が残って繰り越しになっています。これを職員1人当たりで換算しますと、やる人もやらない人もあると思いますが、職員の数で割りますと、16万8千円となっています。

現状、このような中で、何か具体案があるとすればどうするのか。あるとしたら、それぞれの課長さんに、どのような指導をしていくか、町長の答弁を求めますが、つまり私の言っているのは、こんなふうな大きな数字が残るとというのは、ちょっと大変おかしな話で、ここに表があるわけですが、それぞれ担当課で残した金額、使った金額を私、持っていますけど、それは時間がないので言いませんが、町長としては、こんなふうな数字が残るとというのは、大変いかかかと思っておりますので、課長にどのような指導をしているか、町長の答弁を求めます。

○議長（松木慶光君）

町長。

○町長（依田光弥君）

不用額というような格好ですけど、これは予算を計上するときの状況と、最終の決算の時期等が1年あるわけでございますので、その間、鋭意、各課長、それぞれ努力してくれたということで、数字がそういう格好になっていると思います。

ただし、予算のときに綿密な数字をつかまなかったということと、課長の皆さんもそれなりに数字を出してきてくれたわけですが、なかなか、そこらここ1年、ノー残業デーということでもって、徹底的に削減していただきましたから、19年度は1,800万円でございますが、不用額が出たということで、これは20年度以降についての予算は、できるだけ、そういうようなことがないような格好には、したいなと思っておりますけど。

役場の仕事の中で予定されていなかった、いろいろな問題が出てくるわけなので、ある程度

の余裕は持たせていただきませんと、予算でございますから、途中でもって補正をすればいいということもあるわけですが、そこらはきちっとした予算計上を今後させていただいて、できるだけ不用額がないような形にしたいなと思うところでございますが、いずれにいたしましても、時間外、なんとかきちっとした格好で少なくして、それぞれが時間的な余裕を持って、生活をしていただければなと思っております。

これは総務課長が取り仕切ってくれるわけでございますけど、去年からそういう問題で、各課長も協力していただいて、こういうような数字が出てきていると思うわけでございますけど、今後はノー残業デーの実施とか、時間差出勤とかというようなことでございますか、そういう点は課長のほうからのきちっとした明確化を、仕事に対してのきちっとした課長の指示等々を仰ぎながら、無駄な時間外が出ませんように、努力はさせていただきたいなと思っております。

○議長（松木慶光君）

日向君。

○9番議員（日向英明君）

それでは2回目で、担当課長にお聞きしますが、平成19年度は毎週水曜日、ノー残業デーがどのくらいの回数になったか、これが第1点。実施状況ですね。

20年度、本年度はノー残業デーはどのような方向に考えているか。もっと増やすのかどうかということですね。

それから先ほど、私が言った残業手当の縮減目標は何%くらいに考えているかどうか。

4点目は、特に残業を多くする職員が属人的に、あの人とこの人というふうに、特定の人だけに残業が発生している状況があるかどうか。例えば、あるとすれば、それは何人くらいか。できたら、その理由みたいなことが分かりましたら、答弁を求めます。

○議長（松木慶光君）

総務課長。

○総務課長（市川忠利君）

ノー残業デーの実施状況であります。おおよその数字で大変申し訳ありませんけど、9割の方が実施をしております。ですから1割の方がどうしてもという都合で、残業にあっております。

それから、このノー残業デーをさらに増やしていくかということですが、増やしていきたいと思っております。今、検討しているところであります。指定日を増やすということなんですが、具体的にはまだ、煮詰めてありません。

それから時間外の手当の削減目標という、具体的な数値目標は現在、立ててはありません。

それから特定の人が時間外をしているんじゃないかという質問ですが、これは先ほどの計画的な人事異動、人事配置等にも関係するわけですが、経過的な人事のローテーション、それから時間外における復命、命令の明確化をはっきりいたしまして、取り組んでいきたいと思っております。

以上でございます。

特定な人が時間外を受けているのではないかということですが、これは十分、事情を把握した中で、今後の人事配置等に反映をしていきたいと思っております。

○議長（松木慶光君）

日向君。

○9番議員（日向英明君）

なかなか、私の思っているような答弁がなされていないわけですよね。どうして、私がこういうふうなことにこだわるかというのは、やはり昨今の財政状況の悪化の中で、町民の施策、あるいは町民が今まで受けていたような、それぞれの補助金、あるいはいろんなものについて、なかなか厳しい状況になっているという町民の声があります。そういう財政状況の中で、このような、例えば残業手当が多く余り、また特に言葉は、私、ちょっときついかもしれませんが、残業手当を給料の一部と考えているような職員がもし、いたとするならば、これはもちろん大変なことでありますので、そういう観点から私が発言して申し上げるということを十分、理解していただいて、今後そういうことが起きそうになったとき、あるいは起きたときに、きちっと対処していただくというようなことが私の志す、そんなところであります。

3回目に、町長に答弁を求めるわけですが、この残業手当の、先ほど町長もちょっとふれていたわけですが、残業手当の当初予算は1年間の計画であります。そういうことからして、こういうような大きな数字が残って使われなくて、繰り越しをするからいいということでは、当然ないわけですから、そこでこの残業手当、時間外手当は予算を立てるときに半期、あるいは四半期ごとに予算を立てていて、それから、もし過不足が生じたら、それは補正ということができると思うんですよね。ですから少なめに、例えば抑えていたら、今度はまた補正でやればいいし、多くなったら、また、これも補正で考えればいいわけですから、こういうふうなことが、ちょっと無計画のような数字が起きるといことは、そういうこともやったらいかげんしょうかという、これは私の町長に対する提案です。これはいかがでしょうか。

○議長（松木慶光君）

町長。

○町長（依田光弥君）

大変ありがたい話でございますので、ただ、正直なところを申し上げまして、19年度は初めて、このノー残業デーだとか、いろいろな取り組みをして、数値がある程度、出てきたわけでございますけど、そういう面で職員間にきちっとした時間外勤務を、できるだけなくそうという気持ちが浸透してきたと思うので、それは課長の皆さんもそれなりに部下の、ある程度、仕事のことについては、きちっと掌握をしていてくれるわけでございますので、そういうような、1つのシステムがきちっと機能をしてきているような状況でございますので、当初の予算について、四半期ごとというのはなかなか難しい話なので、とりあえず1年間の予算は、ある程度、数値を精査して、きちっとした格好で出すことが肝要だと思いますから、その点はひとつ、試行ということで、なんか考えさせていただきますけど、原則的には1年の予算ということで、数字を出したいと思っておりますけどね。お気持ちは十分汲んで、このことについては、職員とともどもしっかりとお答えをしたいなと思っております。

○議長（松木慶光君）

日向君。

○9番議員（日向英明君）

それでは、組織機構の見直しについて質問をしていきたいと思っております・・・。

○議長（松木慶光君）

総務課長。

○総務課長（市川忠利君）

時間外手当の額について、ちょっと補足の説明をさせていただきますけど、よろしいでしょうか。

議員さんが、先ほど18年、19年度の実績の額を申し上げましたが、それは正しいんですが、それには選挙関係の時間外が含まれております。これは通常的な時間外ではありませんので、よろしいですか、はい。

○議長（松木慶光君）

日向君。

○9番議員（日向英明君）

それでは、組織機構の見直しについて質問します。

3月の定例会で、行政組織条例の一部改正により税務課、町民課、それぞれ分けたわけですが、その分けた提案理由として、税徴収の体制の充実を図るということで分けられたと。その目的は達しているかどうか、町長の答弁を求めます。

○議長（松木慶光君）

町長。

○町長（依田光弥君）

2つに分けたということで、行革の1つの目的とすれば、分けることはなんとなく、皆さん方からご批判をいただくようなこともあるわけで、そのことは十分、考えさせていただいて、分けさせていただいたわけですが、今回、町民課のほうは、やはり後期高齢者医療保険が入ってまいりましたし、それと同時に特定健診が入ってまいりました。そういうようなことで、要するに分けてよかったかなということは感触としてつかんでおりますし、実際、課長もそういう面で、前と違いまして、両方へというようなこともございませんですから、やりやすくなって、一生懸命でやっていただいております。

また、税務課のほうはご存じのように、税源移譲というようなことで、町民税、固定資産税等、いろいろ滞納が増えてきていることだけは、ご存じのとおりなんでしょうけど、このことにきちっとして対応をしていかなければならないということで、県の滞納整理の推進機構ですか、そういうようなこともタイアップする中で、やはり今までと違った、きちっとした税務課としての体制を、しっかりと整えてもらえるような状況になりましたので、前の状況のときは課長が両方を見なければならぬと。時間的になかなか難しい面も聞いておりましたので、分けさせていただいて、それぞれの課長のもとに、機能は発揮をさせていただいております。そういうようなことで、分けさせていただいてよかったかなということでございます。

○議長（松木慶光君）

日向君。

○9番議員（日向英明君）

それで、当然、分けられた新しい課長さんがそこにお座りでありますので、税務課長、あるいは町民課長、新しい部署につきまして、経過日数はまだ少ないわけですが、これから自分が担当課長として、仕事に立ち向かう気持ちというんですか、姿勢ですか、もし、よろしければ、感じたままで結構ですので、ご答弁をお願いします。

○議長（松木慶光君）

町民課長。

○町民課長（秋山和子君）

今、窓口業務、昨年度と比べまして、2人の人員減という形で、1人は正職員、1人は臨時の方がいらっしゃいましたが、2人減という中で、全員8人で頑張っております。特に今年については、先ほど町長さんからお話もありましたが、特定健診、そして後期高齢者医療制度、もう1つ、年金の特別便の相談が非常に多くなっております。その部分がありまして、ほかの住民にご迷惑を掛けるというわけにもいきませんので、課全員で業務分担をする中で、住民の皆さまのサービス向上という形で進めております。

課を分けたことで、不便を感じさせるといふことのないような窓口業務をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（松木慶光君）

税務課長。

○税務課長（笠井一雄君）

4月1日より、税を担当しているわけです。税につきましては、ただいま町民課で言ったような新しい事業とか、事業化というようなことでやっていく部分ではございません。ただし、適正な課税を、賦課をしていくという部分と、それから税の適正化の部分、また町の一般財源の確保という部分で、滞納につきましては許さないと。これは税の公平化の中で、本当に貧しい方も税金を一生懸命、納めてくれている人がいるわけでございますので、大変な方は分納相談をしていただき、税を納めなくて済むものなら済みたいというような皆さまに対しては、厳しく対応して、徴収率を上げていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（松木慶光君）

日向君。

○9番議員（日向英明君）

3回目ですので、本年4月1日より後期高齢者医療制度が始まり、その運営はいまだ流動的であります。今、新しい課長さんにそれぞれお聞きしたのは、やはりそういうような課の設置の中で最も望ましい、最も住民サービスができるような、そんな思いかどうかということで聞いたわけですけど、そのことを聞きまして、今回の組織機構についての見直しは、私は大いに町民サービスに役立つと、私は評価するところであります。

次の質問に移りたいと思っております。

開発センター周辺施設を含め、多面的な計画があるかどうかですが、下部支所、学校教育課の下部保健センターへの移転は老朽化、維持管理の理由から、19年5月に移転したところであります。開発センターについては耐震補強、あるいは改築が必要なことは、私も承知しております。

旧下部支所は移転して、1年余りが経過しております。宿直制度がなくなった今、防犯上、あるいは野良猫等の住みかにもなっているということで、ご近所の方から聞いております。取り壊しには財政的にも大変ですが、このままでよいとは言えません。跡地利用を支所機能と中央公民館的な構想があるかどうか、町長の答弁を求めます。

○議長（松木慶光君）

町長。

○町長（依田光弥君）

お答えいたします。

日向議員も、すでにこのことについては、ある程度、情報は入手をされていると思うわけ
でございますけど、あそこの下部の旧庁舎をなぜあそこ、保健センターに移したかというのがひ
とつあるわけでございますけど、これは17年から18年にかけて、県外の各役場庁舎等
についての耐震診断等を、集計をした数値が出てまいったんですけど、下部支所は完全に耐震
の数値が大変低いということで、危険な建物だということで、県下に2つしかないというよ
うなことで報道をされた経緯がありますので、それで急ぎよ、この庁舎、なんとかしなければな
らないのかなということで、保健センターのほうへ移っていただいたという経緯でございま
すし、また合併のときに、合併の特例交付金でございますか、それで非常時の発電機を設置す
るときに、ここの本所と、そして身延支所、そして下部支所、各支所へ設置をするときに、あ
の建物だと設置をしても、要するに発災のときに機能をしないというようなことで、保健セン
ターへ設置をした経緯があります。そのような経緯もありまして、とりあえず移っていただ
いて、あそこを整理させていただいたと。

ただ、職員の皆さん、なかなか、やはりできるだけ、片付けとか、いろいろなことをなか
なか、私どもが思うように進んでいなかった面もあるわけでございますので、ようやく、今年
の9月議会で、取り壊しの予算は計上させていただくような予定を立てております。

そして、開発センター等については耐震の診断もしてもらいましたし、構造上、大変、複雑
な構造でございますので、なかなか耐震補強をするのに難しい面もありますが、これは今、鋭
意、検討をさせていただいているところでございます。最終的には、今の庁舎を取り壊して、
そのあとへ、先ほど日向委員がおっしゃいました地区公民館的でございますかね、下部地区の
中央公民館的な公民館を建設させていただくと。これは21年度、設計等をしていただいて、
22年度建築というような格好になるかと思います。

ただ、僕が一番懸念しているのは、大きな建物をあそこへ建てさせていただいて、道路本
体をやっぱり、きちっと考えなければならないのかなど。今までみたいな格好の道路でござ
いますと、要するに災害のときに、あの状態ですと、完全に遮断をされるような状況でござ
いますので、これは前々から地域審議会の皆さん方にも、このことについてはお答えをし
たり、お願いをしたりはしておりましたんですけど、大きな建築をする場合には、やはり
道路本体をしっかり解決していただく、そのことが前提だなという感じはいたしますけど。
ただ、大変、地形的にも難しいところでございますので、いろいろと検討してまいらな
ければならないかと思えます。

そんなことでございますので、とりあえず計画とすれば、22年度にはということで、
その規模とか、その内容については、その時点で地元の皆さん方と合議をさせていただ
く中で、最終的な結論を出すことが妥当かなと思えますし、それと教育委員会が今、
下部支所においてになるわけですけど、町の1つの機能をきちっと果たすためには、
やはり同じところにいただくことのほうがよろしいかなと思えますけど、政治的な配
慮でああいうような格好になっているわけですから、このことは地域の皆さんにご理
解を頂戴しませんと、なかなか難しい面があって、教育委員会があそこに、ず
っと置かしていただくということであれば、また、それは建築の規模とか、そ
ういうようなものも変わってくるわけですけど、ただ、でき得れば、やはり支
所機能のみで、教育委員会の皆さん方には本庁のほうへいずれにしても、一緒
になっていただくような格好にしませんと、どうしても意思の疎通が図れませ
んのので、なかなか乖離をしたような格好になるおそれがあります。このこと
もひとつ、お考えの中で、皆さん方からご要

望等をお聞きさせていただいて、最終的な結論は出させていただきたいなど。

○議長（松木慶光君）

日向君。

○9番議員（日向英明君）

再質問を考えていたわけですけど、今、町長の答弁の中に9月に取り壊しの予算計上もしてありますし、22年度については、規模はどうであれ、あそこに中央公民館的な構想があるということをお聞きしましたので、これはこれで終わりたいと思っています。

次に大きな2番目の、自主性・自立性の高い行政運営についてであります。

事務事業の見直しをして、経費の節減を図ることは、これはもちろん当たり前の話でありまして、私は昨年12月の定例会で、滞納問題で一般質問をしましたが、なかなか時間の都合で全質問ができませんでしたので、今回また、この問題で質問をしたいと思っています。

また、本年度当初予算の議会で、町長の施政方針の重点項目にふれておりましたので、そこで少し、20、30秒でありますので、町長の施政方針の一部を読んでみたいと思っています。

ずっと長くおっしゃっているわけですけど、昨年度から新たな体制のもとに、資産調整や財産の差し押さえ処分まで視野に入れ、支払い能力があるにもかかわらず、支払いを拒否するなど、特に悪質な滞納者対応をスタートさせ、長期的には滞納ゼロを目指してまいりたいと思っています。いずれにしても滞納をなくすため、また新たな滞納者を生じさせないためにも、滞納整理を当面の間における町の重点課題の1つとして位置づけ、ここが大事なんですね。あらゆる手を尽くして取り組んでいく、そんなことをおっしゃっていますね。

そういう町長の思いの中で、最初の質問をするわけですけど、これは税務課長にお聞きします。

町税臨時徴収期間強化週間というんでしょうかね、5月12日から16日にかけて行われました。その際、徴収税目と、それから徴収した税目における19年度、20年度の徴収金額および納めた人の人数と申しましょうか、それをご答弁お願いします。

○議長（松木慶光君）

税務課長。

○税務課長（笠井一雄君）

徴収強化週間でございますけども、5月12日から16日まで実施をいたしました。その間、固定資産、それから軽自動車税、町民税、それぞれ徴収をしましたけれども、5日間で507万5,500円の、これは窓口の出納室での徴収金額でございました。ただいま、件数と言われましたけれども、件数につきましては、窓口で払った部分等がございます、はっきり細かい数字が出ておりませんので、のちほど調べさせていただきたいと思っておりますけども、ただ、この金額は5日間、徴収いたしましたけれども、それ以外にも銀行で、職員が配布した納付書で納めたり、あるいは督促状を持って、各金融機関へ行って納めた方がいると思いますので、これはただ単に目に見えるだけの金額で、これ以外にかなり効果があったと、こちらでは考えております。

以上です。

○議長（松木慶光君）

日向君。

○9 番議員（日向英明君）

これもやはり、課長に答弁をしてもらいたいわけですけど、つまり、その週間の間、地域、地元地区を歩いたわけですね。そんな歩いたところ、いろんな情報があったと思います。そんな中で、これから本町、身延町役場の行政を担っていく若い職員にも手伝ってもらったらどうか。そういう滞納者が、本当に困って納めないのか。あるいは、そうでない理由で納めていないのかということは、これから若い人にも知ってもらおうということは、大変重要なことですので、そのへんは時間がありませんので、答弁は結構ですから、ぜひ検討していただきたいと思っています。

これも時間があったら質問しようかと思っていたんですけど、徴収業務に歩いてみて、どんなような感じを持ったかどうかが、できたら、差し支えない程度で答弁を求めたいと思っているわけですけど、これもなかなか、時間が難しいので省きます。

質問の3回目に、私は考えていたわけですけど、平成18年度市町村別の徴収率、県下28市町村の状況がここにありますので、ちょっと、これをご披露したいと思っています。

平成18年度市町村税の徴収率ですが、山梨県13市15町村、全部28あるわけですね。市町村税、県の平均が87.5%。本町は、うしろから2番目の27番目で77.8%。個人市町村民税、これはうしろから3番目の26番目で87.8%。固定資産税については、これも特殊な事情があるとはいえ、最下位の68.1%であります。

こういうような状況の中で、やはり税の滞納は、私も一番頭を痛めているところでありますが、やはり、そういった部分で、税の徴収については、ほかの人が、これをやるというわけにはいきませんので、やはり役場の職員がそれぞれご熱心に、あるいはもっと言葉を悪く言えば執念深く、これに当たらなければ、これは到底、解消することができません。

時間があと5分しかありませんので、やはりまた、これも最後までいきませんので、あと5分ありますので、以下の質問については議長の取り計らいで取り消したいと思いますが、5分ありますので、私の思いというんですかね、そんなことを少し述べて、質問を終わりたいと思います。

大変、身近な話で恐縮ですが、私の家も、それから皆さんの家も、また行政でも、ほとんど変わらないということは、突然、つまり予想もしないお金が入ってくるということは、ほとんど、私の家はありませんし、皆さんの家も、とんでもないお金が突然飛び込んできたというようなことは、当然ないと思いますね。町でも、やはり予想外のお金が突然きて、これは大変うれしいなというふうなことも、あまりないと思います。つまり、決まった財政の中でよりよい、効率的と申しましょうか、そういうことに使っていくということが、私たち議会の仕事でもありますし、また役場職員の仕事でもあると思います。

つまり、それは町民の重い責任を担っている。そういう重い責任を担っている中で、税の滞納、あるいは各使用料、あるいは時間外手当の大幅な増、こういうことをやはり見直していくというのが大変、大事かと思っています。私ども議会、行政ともに頑張っていきながら、これから訪れる、あと2、3年でしょうかね、町の償還もピークに達すると思いますので、なんとか、のちの世代の人に、そういうような負の遺産を残さないような、そんな努力をしていければ大変いいなと。そんなふうな思いを持って、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（松木慶光君）

以上で日向英明君の一般質問が終わりましたので、日向英明君の一般質問は終結いたします。
ここで、暫時休憩いたします。

開会を10時15分といたします。

休憩 午前10時00分

再開 午前10時15分

○議長（松木慶光君）

先ほどの、税務課長のほうの徴収の件数なんですが、報告のほうをお願いします。
税務課長。

○税務課長（笠井一雄君）

先ほどの、5日間の収納金額につきましては、先ほど言ったとおりでございますけれども、
件数についてでございます。

夜と昼を合わせて、256件ございました。ただし、これは税目ごとには分けられなかった
ので、大変申し訳ないですが、件数だけ256件とご報告させていただきます。

以上です。

○議長（松木慶光君）

それでは、開会いたします。

休憩前に引き続き、一般質問を行います。

次は通告の2番、望月寛君です。

望月寛君、登壇してください。

望月君。

○8番議員（望月寛君）

僕は、通告させていただきました少子化対策について、お伺いいたします。

私は前々から少子化対策の記事を、関心を持って読んでいました。過日、ある新聞に10代
で現役の高校生の意見の記事に目が留まりました。その題名は「このまま少子化が進むと、国
の存続が危うい」との題名でした。内容は第2次ベビーブームの時代に誕生して、現在30代
で結婚している人と未婚の割合が五分五分。離婚にあっては、かつては10組中1組だったが、
現在は5組中2組が離婚していると書いてありました。さらに今の現状が、この先50年進む
と、1人のお年寄りを支えるのに1.2人で支えるようになるとも書いてありました。

国では、平成15年から少子化対策担当大臣を設置して、はじめはいろいろ議論している
ところがニュース等で流されましたが、近ごろは静かになってしまいました。

これらの観点から、いくつかの点をお伺いいたします。

まず合併して、今日までに何組の婚姻届がありましたか、お伺いいたします。

○議長（松木慶光君）

町民課長。

○町民課長（秋山和子君）

お答えさせていただきます。

合併が平成16年9月13日以降という形で、答えさせていただきます。

全部で183件の婚姻届が出されております。年度別では16年度、23件。17年度、55件。

18年度、58件。19年度、47件となっております。20年度については、まだ統計をとっておりませんので、19年度までの実績でお願いしたいと思います。

○議長（松木慶光君）

望月君。

○8番議員（望月寛君）

結婚をすれば、子どもを授かるのは当たり前のことと思っておりましたが、現在の若い人たちは不妊対象者が多いともいわれております。1人でもおおぜいの出生届が出されるのを望むところであります。これらの点をふまえ、お伺いいたします。

今日までに、何人の出生届が出されましたか。

○議長（松木慶光君）

町民課長。

○町民課長（秋山和子君）

お答えいたします。

先ほどと同じように、平成16年9月13日以降の出生届け出件数は、223件となっております。年度別では16年度、19件。17年度、63件。18年度、79件。19年度、64件となっております。

○議長（松木慶光君）

望月君。

○8番議員（望月寛君）

3番にいきます。特定不妊治療費助成事業をご存じですか。

○議長（松木慶光君）

福祉保健課長。

○福祉保健課長（広島法明君）

特定不妊治療助成事業についてという質問ですね。では、それについてのお答えをさせていただきます。

この事業は山梨県でしている事業ですけど、不妊治療のうち体外受精および顕微受精については、1回の治療費が高額でありまして、その経済的負担が重いことから、十分な治療を受けることができず、子どもを持つことを諦めざるを得ないものも少なくないことから、その経済的負担の軽減を図ることを目的に、費用の一部を助成するという事で始まった山梨県の事業です。

その対象者は夫婦どちらかが山梨県内の住民で、法律上の婚姻をしており、特定不妊治療以外の治療法によっては妊娠の見込みがないか、または極めて少ない等、専門の医師に診断されたもので、所得制限もありまして、夫婦の所得合計額が730万円未満の夫婦となっております。

なお、参考にですけど、不妊治療そのものは保険適用のものもありまして、排卵誘発剤とか薬によるもの、そして男性に向けての精管形成術、精子を送っている管ですね、等は医療保険が適用されていますが、先ほど申し上げました体外受精、顕微受精等は保険適用外ということなんです。

以上です。

○議長（松木慶光君）

望月寛君。

○8番議員（望月寛君）

それでは、1回の治療費はどのくらいかかると思っていますか。

○議長（松木慶光君）

福祉保健課長。

○福祉保健課長（広島法明君）

平均では、30万円から40万円。その病院等によっても違うと思うんですけど、ものすごく高いところは50万円という話も聞いています。平均すれば、30万円から40万円ということで聞いております。

○議長（松木慶光君）

望月寛君。

○8番議員（望月寛君）

僕が調べたところによると、最低でも50万円かかると。ただ、行って、ついでに治療というものができるとはしないと。前もって何回か行って、身体検査というんですか、それをしてもらわなければ、その治療ができないということだから、最低でも50万円かかるといっています。僕は、東京の新宿まで行ってきました。山梨県でも、ここに県のインターネットでとったものがありますけど、山梨県でも6カ所ほど病院がありますけども、大体、この病院でも50万円以下ではできませんねというような話でした。特に2人で行くということ。そうすると仕事も休まなければならない。そうすると、50万円以上の金が結局かかるといことです。それでも、2人は自分の子どもがほしいんだというように、一生懸命になっている。

最近、あるところで話を聞いたところによると、結婚して7年、子どもがなかった。奥さんも仕事に行っています。だけど、どうしても子どもがほしいということで、その奥さんは仕事を辞めて、もう子どもに専念するというようなことも聞いております。そうすると、収入はゼロになって、それでもまだ、自分で子どもがほしいんだよと一生懸命になっているんだから、行政でも、もっと力を入れてやってもらいたいと思います。

次に、県では平成19年度から1回の治療費に10万円まで、1年度当たり2回を限度に通算5年間予定している。これに従い、このような助成を行っている市町村がありますが、このことはご存じですか。また、中には1回の治療費に20万円の助成を出している町もあります。身延町では、このような助成を考えたことがありますか。

○議長（松木慶光君）

福祉保健課長。

○福祉保健課長（広島法明君）

町によって、助成をしているところは聞いております。先ほど、県の補助事業に準じての特定不妊治療費助成が1市1町、2つの市と町で実施しています。そして、特定以外で不妊治療の助成として、現在1町3市、合計、県内6つの市と町が助成をしております。

そうして、身延町ではということですけど、身延町では、現在はしておりません。身延町とすれば、その前の段階、不妊に悩む夫婦の方々へ精神的支援とか、こういった相談窓口、または医療機関等の紹介は行っていますが、現実的には相談件数は非常に少ないと。どうしてもプライベート的な問題、また相談しにくいような内容と感じている夫婦もおりまして、身延町で

も実際、どのくらいの人数の方がいるかというのは把握できていないのが現状です。これからはアンテナを高くしまして、その対象者の人数を把握する中で、町の財政状況等も考えまして、検討したいと思います。

以上です。

○議長（松木慶光君）

望月寛君。

○8番議員（望月寛君）

今の答弁の中で、アンテナを高くしてやるということですが、ある町で、このことを始めたら、1年でもって28組の希望者があったと。それだけに、みんな悩んでいるんですよ。財政なんてことを言ったら駄目ですよ、あなた。なんでも財政財政といえば、それでことが済むと思っているんだから。それで自分に子どもがいれば、もう、こんなことはいいやというようなことでしょう。もっと真剣になりなさいよ、知っているんだったら。僕がさっき言ったとおり、もう仕事を辞めて一生懸命になっているんですよ。財政ではないですよ。やるのは当然ではないですか、これは。最後に、町長からも考えをお伺いしますけど。

○議長（松木慶光君）

その前にちょっと、あんまり言葉を。ちょっと行き過ぎた言葉は謹んでいただきたいと思います。

望月寛君。

○8番議員（望月寛君）

次に妊婦の一般健康診査について、お伺いいたします。

一時期、テレビのニュースや新聞紙上において、妊婦を救急車に収容して、2時間以上も病院を探し、たらいまわしをして、収容しても中には尊い子どもが他界したり、その反面、子どもが残って母親が他界したりして、授かった子どもを抱くこともなく、亡くなってしまいました。このようになるのは、子どもが授かっても家庭の事情で病院にかからず、放置していたためにこうなると聞きました。そこで、お伺いいたします。

子どもを授かってから出産までに、健康診査は何回受診するのですか。

○議長（松木慶光君）

福祉保健課長。

○福祉保健課長（広島法明君）

人によって違いますけど、平均的な回数としまして、出産までの健診回数、これは厚生労働省のほうで妊婦健診の望ましいあり方の中に、妊婦が受けるべき健診回数として示されていますのは、13回から14回となっております。

○議長（松木慶光君）

望月寛君。

○8番議員（望月寛君）

一応14回という、新聞紙上でも謳ってありますけども、人によっては違ってくるといって、これはあり得ることだと思いますよ。だから、そのときにはどういうようにしてあげるかということも考えていただきたいと思います。ぜひ、そのような方向をつけていただきたいと思います。

次に、2番に移ります。

受診の助成を5回としておりますが、何を根拠としてやっているのか。

○議長（松木慶光君）

福祉保健課長。

○福祉保健課長（広島法明君）

また怒られそうですけど、本来、財政事情が許されれば、すべての回数に助成すれば理想なんですけど、どうしても昨今の財政事情のことを考えれば、最低必要減ということで、この5回というのは健康な妊娠、出産を迎える上で、最低限必要な妊婦健康診査の回数ということで、その時期や内容をちょっと申し上げさせてもらいますけど、第1回目としましては妊婦の健康状態等の確認。そして第2回は、妊娠20週前後。3回目を妊娠24週前後。第4回を妊娠30週前後。第5回を妊娠36週前後ということで、このことで最低限すれば、その経済的理由によりまして、受診を諦める人を出さないように、この必要最小限の5回に対しての公費負担ということで、全県的にもなっております。

以上です。

○議長（松木慶光君）

望月寛君。

○8番議員（望月寛君）

その5回は分かりますけども、さっきから言いますように、人によっては違うということ。やっぱり、こういうのは特例をつくっておいてもいいのではないかと思います。こういうときには手助けをしますよとか、ただ5回なら5回、あなた、もう5回だから、もうおしまいですよではなくて、特別なことがあったら相談に来てくださいよ、そうすれば手助けをしますよというような特例を、僕はつくってもらいたいと思います。そうしないと、一番最初言ったとおり、結局、たらいまわしのような状態になるんです。まだ、ここの場合、たらいまわしが無いからいいけども、たらいまわしが出たときに、こうですよ、うちでは関係ありませんよでもって、終わってしまうようになる。ぜひ、それも検討というか、早く結論を出すようにしてもらいたいと思います。

それでは最後になりますが、3番、公費で6千円負担しておりますが、実際にはいくらかかりますか。また、その根拠はどうなっているんですか。

○議長（松木慶光君）

福祉保健課長。

○福祉保健課長（広島法明君）

妊婦健診は任意のために、医療保険の適用対象外となっておりますが、実際の健診費用は、その病院や検査項目の内容によって異なりますけど、3千円から1万2千円。その医療機関の決め方によっても、決め方というか、検査内容によっても変わってきております。平均では、約5千円ぐらいではないかといわれております。その6千円の根拠は、その積み上げの、具体的な数字は示せませんが、県内市町村の意見を県のほうで聞く上で、補助できる範囲の妥当な金額ということで、6千円ということに決まりました。

以上です。

○議長（松木慶光君）

望月寛君。

○8番議員（望月寛君）

どうしてもこれ、最後、納得いかないんだけど、妥当だとか、1万2千円かかることを分かっていて、妥当だから6千円にしましたよ、どうもそれが納得できないんですよ。14回、病院へ行かなければならないよ、それも5回にしましたよ、それが妥当ですよ。もうちょっと、納得できる回答をもらいたいんですよ。どうですか、課長。

○議長（松木慶光君）

福祉保健課長。

○福祉保健課長（広島法明君）

先ほども言いましたように、なんだかんだ言っても財政なんですよ。だけど、これにして、ほかを削ってまわすことは可能なら、できると思うんですけど、限られた範囲の中で、どうしても、この範囲までは必要最小限ということでのことでなければ、町は厳しいと思います。だから、言っていることも分かるんですけど、なんでもかんでも住民のニーズにすべて応えることは不可能です。結局はそっちにゆれば、そのしわ寄せをほかの住民に我慢してもらわなければならないということで、そういうのを平均的に、プラスマイナスを考えた結果が、この金額だと思います。

○議長（松木慶光君）

望月寛君。

○8番議員（望月寛君）

どうしても、いくら言っても、結局、財政財政で逃げられてしまうんだから、どうしようもないと思うんですけど、教育委員会でも少子化対策はいろいろ今まで、学校の統合というんですか、そういうようなことも言ってきたんですけども、今、僕が言ったことを考えて、どういうように思いますか。

○議長（松木慶光君）

教育長。

○教育長（笠井義仁君）

望月議員さんの、ただいまお怒りですけど、そのくらい少子化問題が本町の緊急課題であるということは、私たちも今、適正審議配置委員会を立ち上げて協議していますが、そういう中で、ひしひしとを感じるわけですね。このままいったらどうなるかなということを、ひしひしと、内容が分かれば分かるほど、もう安気してられないなということを感じます。

審議委員会につきましては、おかげさまで議会の先生方に大変ご指導をいただきまして、何回かご指摘をいただきましたけども、協議を重ねまして、今月の26日が最終になります。そのあと答申が、審議会のほうから教育委員会のほうに下りてきますので、緊急な対応をしなければならぬと思っております。

今日の新聞を、皆さん、お読みになったと思いますけども、国のほうでも統合を促進しろと、こういう、中央教育審議会の答申が近々下りるということになっておりますけども、本町では議員さんたちにご指導をいただきながら、いち早く、もう終盤を迎えているということです。

これは子どもたちが減るという結果において、こういうことをせざるを得ないということなんですけど、これでは、また望月議員さんも何か、収まりがないように思いますので、若干、そのへんを申し上げないと、またお叱りをいただくとお思いますので申し上げますけども、教育では、まず職員については、できるだけ女性に負担がかからないようにということで、国や県

の方針にもあるわけです。これは教育に限らないんですけれども、男性教員も育児休業をできるだけとるようにということで、本町でも、これは個人情報に関わりますので、具体的なことは申し上げませんが、現には育児休業をとっている男性教員もおりますし、校長以下、まわりの職員も大変、理解をして協力しております。

それから、もっと根本的なことを申し上げますと、私は日ごろ思うんですけれども、学校側サイドでいうと愛郷心、ふるさとを愛する心が希薄になっているなということを強く感じます。職業がないからいないんだとかいうけれども、これはそんなことはありません。例えば、南アルプス市とか中央市ですか、あのへんにはいっぱい就職していますけれども、私、西嶋ですが、西嶋からでは30分足らずで行けます。なのに、どんどん出る。出るのではなくて、出す親、親ですね、自分はここでとぼれていくからいいけれども、お前たちはどんどんいいところへ行って住めと、これが大きな問題で、もっとふるさとを愛する心が必要だということは、私は痛切に感じるわけですけれども、ただ少子化という自然減はしょうがないにしても、いわゆる、ここから出ていくという大きな問題がありますけれども、これは総合学習等をとおして、学校教育の中でまだまだ、いっぱいやる必要があるなというふうに思っております、減る原因のところ、これからの教育の支援をあてていかなければならないというふうに思っております。

以上です。

○議長（松木慶光君）

望月寛君。

○8番議員（望月寛君）

行政としても、子育て支援課というんですか、それをつくってあるんだから、やっぱり、それがもっと活用するような、福祉課でもって、それは結構ですけど、やっぱり福祉課には福祉課のいろいろな仕事があって、なかなか難しいと思います。せっかく、子育て支援課があるんだから、そこの人たちが、もっと頑張って、アンテナを高くして、町長さん、副町長さんにどんどん、こういうことはこうだよというふうに進言して、実行してもらえるような、報道をしてもらいたいと思います。おそらく身延町でも、この問題を広報なんかで出せば、希望者が絶対出ますよ、これは。おそらく、ないということはないと思います。僕もどことは言いませんけど、この付近の町もちょっと行って聞いてみたら、あるんですよ、困るんだよねと、家の近所にもあるんですよ、そういう人がということ、みんな言っています。ただ、さっきも福祉課の課長が言うとおり、みんな、恥ずかしいというか、そればかり言えない。だけど、これが報道されれば、おそらく出てきますよ、これは。そうしなければ、人口はどんどん減って、月に3人か4人の出生届が出て、お悔やみが30人、40人あるなんてことでは、増えるわけがないですよ、これは。そこはもっと、ちゃんと考えなければ、財政なんてことを言てはいられないですよ。僕は、そう思いますよ。最後になりますけど、町長さん、どうでしょうか。

○議長（松木慶光君）

町長。

○町長（依田光弥君）

望月議員の質問をお聞きしていて、大変ご熱心に、いろいろなことを積極的に取り組んでいただいていることは大変、敬意を表したいと思いますし、特にこの特定不妊治療費助成という事業ですけどね、望月議員が大変ご熱心に今、ご質問されていますが、該当者をどなたか、ご存じなんですか。知っていますか。ですから、そういう場合は特定の形で、子育て支援課でも

いいですし、福祉保健課でも結構でございますので、とりあえず、ご相談をしていただけるようなことのご面倒をいただきたいなど。民生委員の方もおいででございますしね、それはこういうような問題ですから、民生委員の方へお願いするというのも、なんとなくやりにくいということでございますので、望月議員は該当者を知っておいでということであれば、具体的にそのことをまず、やっていただいて、そして制度は、こういう人たちがおおぜいいるわけだから、なんとかしようということで、これのほうも対応したいなと思いますし、健診の場合も、ある程度、それは満足のいくような回数を助成すればいいわけですけど、ただ、やはり個々のそれぞれのご家庭の問題でありますので、とりあえず自助努力と申しますかね、そういうようなもの。よく自助・共助・公助ということがありますので、ご自身である程度、やっていただいて、そのあと、まわりの皆さんにご相談していただく、そういう形の中で、また解決がつかなければ、行政のほうでサポートをさせていただくというような順序もあるわけですけど。ただ制度として、できれば、おっしゃるような形で進めてはいきたいなと思います。

定住促進で、いろいろな手当をさせていただいておりますけど、ご満足のいくような形にはならないかとは思いますが、姿勢とすれば、少子化というのは大変、いろいろな面で難しい問題が発生をしてくるわけでありますので、おっしゃることは、真摯に受け止めてさせていただいて、今後の対応をさせていただきたいなと思います。

ただ、財政がうんぬんということでお怒りでございますけど、財政は財政できちとした格好でやりませんと、母屋が傾いたではどうにもならないわけでございますので、このことは総体的に町全体のことを考えていただいて、積極的に対応をすることは、私どもとしてもやぶさかではありませんので、とりあえず、望月議員の積極的なお取り組みに対して、重ねて敬意を表したいと思います。ありがとうございました。

○8番議員（望月寛君）

以上で、終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（松木慶光君）

以上で望月寛君の一般質問が終わりましたので、望月寛君の一般質問は終結いたします。

次は通告の3番、芦澤健拓君です。

芦澤健拓君、登壇してください。

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

通告に従いまして、質問を行います。

国家百年の大計という言葉があります。われわれも末端ではございますけども、政治に携わる者として、100年とは言わないまでも、ある程度、先のことが見えないといけないという戒めであり、国家のこと、まつりごとを安定させていくためには、長い時間がかかるものだというような意味合いではないかと考えるわけです。

政治的な安定ということで考えますと、今、日曜夜の大河ドラマでやっております「篤姫」が登場する徳川300年の江戸時代が代表的なものでしょう。その江戸文学と江戸文化を研究している法政大学の田中優子教授は、江戸時代は食料受給率100%、農民人口80%という時代だったと。現在のように、食料自給率が40%を切っているというふうな状況は、ここ40年ほどのできごとである。日本は、有史以来の大きな変化を迎えていると指摘しております。また、この変化を克服する方法は自給率の回復しかない。今なら、まだ間に合う。地方が

小さな単位を形成し、食料や原材料の生産だけではなく、加工・流通・広報・教育までを行い、石油以外の電力生成をはじめとする、持続可能な社会構築の拠点となるという方法があるはずだと。地方が豊かになることで、市場は国内に開かれる。日本の今後は、食料自給率の増加にかかっているというふうについております。

この発想はまさに、現在の身延町の農業環境の活性化と、町長が日ごろ提唱していらっしゃるコミュニティの構築構想とも一致するのではないかとということで、今回、この質問をさせていただきます。

私の叔父は岩欠というところに住んでいますけども、92歳になりますけども、いまだに叔母さんと一緒に田んぼで働いています。息子も休日に合わせて田植えをしたり、元気いっぱい、百姓に取り組んでおります。ここにいらっしゃる松木議長も、2反7畝の水田を耕作しているということです。私自身もわが家の食卓のために、狭いながらも畑を作っております、無肥料・無農薬という、自然農法という野菜作りで、安全で安価な食料の補充に努めております。

ただし、いざ本格的に農業に取り組み、農業で収入を得ようというふうにと考えると、大変なことであるというのは、非常に実感として分かっております。農地が少なく、農業人口が高齢化し、農業従事者が減少しているのが身延町では、農業をめぐるさまざまな問題が山積しております、大変、悲観的な状況になっていることは明らかであります。

新町誕生以来、4年を経過しようとする現在、中山間地域総合整備事業というものへの取り組みなどを含めて、わが町の農業について質問したいと思います。

はじめに農業と遊休農地、耕作放棄地など農地の利用の問題については、過去の議会においても何回か質問がされております。平成17年3月議会で担当課長である産業課長は、地域住民や各種団体の提言をもとに、対策を検討することが里山の保全につながる。棚田を守ることが水源涵養と里山の保全につながると考え、積極的に取り組むとの答弁がなされております。

その後、議会広報で追跡調査ということで聞いたところによりますと、荒廃地の削減を図る対策はどうなっているかという質問に対して、町民に中山間補助事業導入を呼びかけているというだけで、具体策は述べられておりませんでした。現在の遊休農地と耕作放棄地の面積、それからこの土地の利用・活用を含めた現状について、伺いたいと思います。

○議長（松木慶光君）

産業課長。

○産業課長（佐野由雄君）

お答えいたします。

現在、おっしゃるように、農業そのものは低迷を続けておまして、わが町においては耕作放棄者とか遊休農地が増えている状況でございます。その中において、先ほどおっしゃいましたように、中山間地域総合整備事業なんかを採り入れながら、農業生産基盤の整備をも進めているところですけども、なかなか高齢化、あるいは労働力の不足というような状況の中で、現状とすれば、荒廃農地だとか遊休農地は増えていく傾向にあるという状況でありまして、誠に残念なところでございますけれども、数字的な問題は、これは参考というんですかね、そういう格好で捉えてほしいんですけども、平成19年に、昨年度ですね、調査した部分で遊休農地、耕作放棄地としてカウントされているのが62ヘクタールです。これは身延町全体ですね。原野化した農地ということで、これは耕作放棄地、遊休農地よりも荒廃が進んでいると。農地に戻すのには、相当な労力が必要だというような状況のものが124ヘクタールございます。

この調査は、500平方メートル以上の農地について調査をしておりますので、実際にはこの数字を上回る数字がカウントされてくると考えておりますけれども、こういった遊休農地、耕作放棄地について、ご存じのとおり、耕作放棄地対策ということで、県のほうでもいろいろ考えているというような状況の中で、一体どのくらいあるのか、ちゃんとした数字をつかみなさいという調査もきております。平成20年度中に、そのへんの調査もしながら、できれば、これらの遊休農地だとか耕作放棄地、これらの有効利用がうまくできるような方策があるかというようなことも含めて、考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（松木慶光君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

実際、遊休農地とか耕作放棄地があった場合に、このウイークエンド農業とか市民農園というふうな、そういうふうな発想とか、遊休農地のオーナー制度、それから里山エリア再生事業ということで、今までも散々というか、何回も議会の中でやりとりがされていることだと思います。

具体的な取り組み状況というか、それにいく前に、当然、農地に対する農業者というか、あるいは農地の所有者の思いというのが、欧米なんかと全然違うということで、日本では特に、先祖伝来の農地を手放すのはということで、おそらく話を固めてもなかなか、その農地の利用ができないというふうなこともあり得ると思うんですけども、そのへんについて、具体的に遊休農地とか、耕作放棄地に対する取り組みをなされているのかどうか。これはたぶん政策室の関係の仕事も含まれているのではないかと思いますけども、政策室ではどのような取り組みがなされているのか。あるいは、これから取り組む予定があるのかどうかについて、お伺いしたいと思えます。

○議長（松木慶光君）

政策室長。

○政策室長（依田二郎君）

お答えいたします。

農業関係の今、オーナー制度とか市民農園、何も考えていないわけではないんですけど、具体的にどういうふうに取り組んでいくかということについては、ちょっと具体的な案は、今のところありません。すみません。

○議長（松木慶光君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

というのは、定住促進ですとか団塊世代対策などについて、何回か質問がなされているはずでございまして、これはどちらかと言うと産業課というふうなことではなくて、政策室かなというふうに思って、今、質問させていただいたんですが、産業課のほうでは、先ほど中山間地域総合整備事業などの考えもあるということですが、それについて、具体的にお考えのところがございましたら、お願いいたします。

○議長（松木慶光君）

産業課長。

○産業課長（佐野由雄君）

中山間地域総合整備事業等の事業の考えに入る前に、現在、行われている、先ほどのウイークエンド農業だとか市民農園、そういった格好への取り組みというのを、状況とすれば、ウイークエンド農業そのものについての町としての取り組みは、現在しておりません。ウイークエンド農業の捉え方として、土日を利用しての耕作というようなことになろうかと思えますけれども、これは現在、町に在住して農場を持っておられる方で、勤める方については、ウイークエンド農業というような言い方になるのかなというふうに思うわけですが、そういった人たちに対しての町での支援だとかというものの取り組みは、一切しておりません。

あと市民農園というような格好についても、市民との交流を図りながら、この町を知ってもらったり、その市民の方にも町の方にも農業を知ってもらったりということでの、交流も含めてのことだと思えますけれども、これについても、町としての取り組みは現在、なされておりません。ごく一部の組織がやられているということで、市民農園というところまでいけるかどうかの状況で運営はしておりますけれども、ほかには、事例としてはつかんでおりません。

もう一つ、体験農業というようなことで事業をしているわけですが、これについては、町も観光等、提携というんですか、協賛する中で、いくつか実施をしてきております。一つについては、これも耕作放棄地になろうとする茶園をそのまま、来年からは作れないという茶園をそのまま借り受けまして、そこを新茶の茶摘み体験というようなことで、今年で5年目になりますけれども、やっております。

そしてあと、農業体験という格好になるかどうかですが、この身延町で生産される大豆を使って味噌作りの体験なんかしております、これらも結構、好評でございます。味噌作りの体験なんかについては、年々、希望者が増えているような状況でございます。ほかにも、枝豆の収穫体験というふうなことも、商工会もタイアップしながら実施をしております。これについても、町での取り組みとしては、試験的圃場というようなことで、耕作を依頼して、それについて体験農業ということで開放していくと。商工会の取り組みとしては、農家の方に耕作してもらって、そこを体験というふうなことで、枝豆の摘み取りをやっているというような状況がございます。

あとオーナー制でございますけれども、オーナー制度につきましては、合併前からJAふじかわで、曙地区で曙大豆のオーナー制というようなことで、1区画、1坪ですね、3.3平方メートルの規格というようなことで、1区画5千円というような料金でオーナーを募集しまして、収穫時に枝豆で収穫をしてもいいし、もう少し置いて、大豆にして収穫をしてもいいしというような格好での事業をしております。これについては、町も応援をしているわけですが、そんな状況がございます。

そして、あと中山間総合整備事業。現在、町で行われている総合整備事業につきましては、県営で行われている事業ですね、基盤整備が主ですが、中山間地域総合整備事業、あとは農地防災ということで、溜め池等整備事業、それからふるさと農道ということで、農道の整備、併せて水路の整備ですね。これらを今、町とすれば、県営事業という格好の中で取り組みをしております。

それ以外の事業につきましては、今のところ予定はしておりません。よろしいでしょうか。

○議長（松木慶光君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

大変、丁寧に説明していただき、ありがとうございます。

予算書の中で、第6款農業費、第4目農業土木費、第19節負担金補助金及び交付金という節がありまして、そこに今、おっしゃられた中山間地域総合整備事業、中山間地域総合農地防災事業、あるいは溜め池整備事業等に関する負担金が掲載されておりますけれども、これがすべて、お聞きしたところによりますと、15%とか17%の町の負担で、残りは県のほうで出しているということによろしいのでしょうか。そういう考え方でよろしいのでしょうか。

○議長（松木慶光君）

産業課長。

○産業課長（佐野由雄君）

数字的には若干、違うところもありますけれども、基本的な考えとすれば、そういうことでございます。

ちなみに中山間地域総合整備事業につきましては国が60%、県が25%、町が15%というふうなことで、町の負担が15%ということですが。農地防災の事業につきましては国が50%、県が25%、町が25%というふうな負担割合になっています。ふるさと農道につきましては、これは県営事業ですけれども、国費は入らなくて、県費での県単の事業になりますけれども、県が70%、町が30%というような格好での事業でございます。このほかに、そこに載せてある予算書の内容のほかに、今、言いましたほかに、土地改良事業団体連合会の、こういった事業に対する賦課金がございます。それらを全部含めて、今、言いました県営事業、総事業費2億1,700万円ほどになるんですけども、それに対しての賦課金ということで、ほかにもありますけれども、200万円ほど、土地改良連合会のほうへ納めるものがございます。予算の内容としては、そんなところです。

○議長（松木慶光君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

中山間地域総合整備事業というのは、地域の立地条件に即した農業生産基盤、農業生活環境基盤等の整備を総合的に行って、農業と農村の活性化を図るとともに地域の定住促進、国土環境の保全に資する総合事業であるというふうに理解しておりますけれども、平成16年に旧下部町におきまして、中山間地域総合整備事業の一環として、議会議員、農業委員、農事組合長などが参加して、ワークショップから始まりまして、地域の新規事業計画作成作業を行ったということを知っております。この結果は現在、なんらかの形で生かされているのか。あるいは、まったく生かされていないのか、この事業そのものが今は実施されていないのか。その点について、お伺いしたいと思います。

○議長（松木慶光君）

産業課長。

○産業課長（佐野由雄君）

大変申し上げづらい部分もあるわけですが、たしかに平成16年において、旧下部町の各地区で、今、言ったような方々にお寄りいただいて、ワークショップを開き、この地域の活性化に期するためにはどんなことをしたらいいのかというような、聞き取りといたしますが、まず1回のそういうことは実施をしていることは、事実でございます。

これらが、ただそれだけに終わらず、具体的に骨を付けたり、肉を付けたりということですが、それをやったときに関心が薄かったと申しますか、参加者がかなり、こちらで案内をさせてもらった方々より、かなり少ないメンバーで、そのへんの聞き取りをやった経緯がございます。

そんなこともあるというような状況の中で、お聞きいただきたいんですけども、これをある程度はまとめて、県のほうとの交渉もして、事業として成立させたいというようなことで話をしてきたわけですけど、その平成16年当時の山梨県の状況などもございまして、この部分につきましては、計画策定という状況まで至っておりません。

ただ、先ほど、前の質問の中で財政というような言葉も出てきたんですけども、そのへんも踏まえながら、そのときに出た要望等は一部、参考にさせてもらいながら、進めているというような状況もございます。本当にわずかですけども、そんな状況での報告になります。

○議長（松木慶光君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

実際、16年に行われた、そういうワークショップによる作成作業というのが途中で終わっているということでございますが、つい最近、山梨県峡南農務事務所から得た情報によりますと、ワークショップを基本とする、今、申し上げたような事業というのが日本中で実施されており、特に県内では今年から鳴沢村で実施が予定されているものがあるということで、資料をいただいております。鳴沢村農業未来予想図という、こういうものを作成して事業を進めていくということになっているそうです。

一番はじめに申し上げましたように、こういう各地域における問題の掘り起こしですとか、それから地域の活性化のためにどうすればいいのかというふうな、ワークショップを設けていくことによって、コミュニティのコミュニティづくりが進められるのではないかとということで考えたわけですけども、その点について、町長のお考えを伺いたいと思います。

○議長（松木慶光君）

町長。

○町長（依田光弥君）

お答えをいたします。

中山間地域総合整備事業というのは、ずいぶん前から実施をされておるわけでございますが、旧身延町の例をとりますと、平成10年に総額事業費20億円ぐらいの形で、一番最初には各集落からの要望をとりまして、そしてそれを集約して、今おっしゃるワークショップみたいな形でまとめさせていただいて、最終的に事業が決定をいたしましたわけでございますが、なかなか財政状況、国・県も大変厳しいということで、遅れてはおりますけど、去年、和田の圃場整備が終わりましたし、大体、計画をいたしました総合整備事業はある程度クリアできて、いろいろ地域の皆さん方にご苦労いただいたんですけど、農業の基盤整備がきちっとでき上がったのではないかなという感じはいたしております。ですから、新町になってからの総合整備事業につきましては、先、課長からも話がございましたように、まだ具体的に県が今、手を付けていただいている清沢、大炊平線の農道ですか、これが一番大きな事業ですけど、そのほかには西嶋の溜め池事業、これも県の指導でやっていただいておりますので、町が住民の皆さんのご意見を拝聴して、そういうものを集約した中で、国・県にお願いをするという、今、作業は残念

ながら進んでいないわけでございますけども、芦澤さんのご質問等をお聞きする中で、このことについて、鋭意、今後、担当課とともに努力をしてみたいなと、そんなふうに思っております。

○議長（松木慶光君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

依田町長には新身延町の長として、1期4年間をお務めいただき、今、3年9カ月を経過しているわけですが、新町の基礎づくりということで、大変なご苦労があったということとは推察しております。これまでの経過、それから今後の身延町のあるべき農業の姿など、今のコミュニティの充実・活性化などを含めまして、今後のあるべき姿などを含めまして、町長の農業政策に対する基本方針といえますか、事業施策等がございましたら伺いたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（松木慶光君）

町長。

○町長（依田光弥君）

大変、難しいので、十分にお答えができるかどうか分かりませんが、まず今、国の、要するに農業政策というのがなんか混沌としている感じがいたしまして、まず基本的には国が何を考えて、何を進めようとしているのかということをきちっと把握することが、まず第一にあるかと思えます。食料自給のお話も、芦澤議員の先ほどの質問の中でもございましたが、40%ということでございますけど、今の世界的なバイオ燃料みたいなことを考えますと、やはり輸入だけで頼るようなことは、なかなか難しいんじゃないかなということ、米の生産調整をうんぬんとか、いろいろな食料自給についての政策的なものは、国が今、泥沼みたいな感じですけど、やっていただいているところでございますので、ただ国は国、私どもの町は町ということで、とりあえず国の、要するに農業政策でございます農業農村整備事業というのが、国が今まで進めてきているわけでございますので、中山間地域の直接支払いとか、そして農地・水環境の向上事業だとか、いろいろタイトルは変わっても、大体、内容は同じような政策的なものが進められておりますので、そういうようなものをうまく活用する中で、先ほどの中山間総合整備事業なんかは、財政的には大変、有利な事業でありますけど、こういうようなものを進めて、とりあえず、農業の生産基盤をきちっと詰めていかなければならないのかなと。これはJAの皆さんも、このことについては取り組んでいただいておりますけど、信用事業とか購買事業に力をお入れにならないで、やはり理事さんもおいでで、あんまり今、こういうことを言うと怒られるけど、ぜひ農業の基本的なものに、JAの皆さん方のお力添えをいただきたいなと思えます。

そういうようなことで、生産基盤をきちっと整備をし、そして、あとは高齢者がだんだん農業から離れておいでになるということですから、担い手をなんとか確保しなければならないと。これは農業ばかりではなくて、林業でもそういうことが言えるわけですけど、そういう人的なことにも、町もある程度、力を入れて、取り組んでいかなければならないのかなと思えます。

ですから、とりあえず、今の国の政策的な、県も本当に一生懸命やっただいております。農業の総合整備事業の中で、下部道の駅の管理委託をしていただいております、下部特産物食品加工組合ですか、伊藤晃さんが代表理事で頑張っただいております。ああいうような形

でもって、特産物を生産したり、また購入をしたりとか、そしてまた、それを販売していただくというような、地産地消につながるというようなことでやっていただいております。

あと、大島の活性化センターを運営していただいている、大島の農業をやっていただいている方々とか曙大豆の皆さん、あと宮木の農事組合の皆さん、大変、高齢の皆さんですけど、ご熱心に取り組んでいただいて、毎年、コンバインを補助してくれとかということで、ご熱心に取り組んでいただいておりますので、そういう実質的にきちとした格好でおやりになっている方のサポートをさせていただくと同時に、新しくそういうような組織を立ち上げていただいで頑張ってくださいということが、まず第一であろうかと思えます。

ですから、中山間地域総合整備で基盤整備をし、担い手をなんとか養成をすること。さらに、この販路をどういうふうにするのか。ですから、ゆばの里だとか大島活性化センターとか、下部の道の駅等々で地場産のものを販売していただいていること、そういうことを積極的に進めていくことが、身延町の農業の振興につながるのかなということでございますので、大きな仕事は国・県の助成をいただく中で、また、そういう一つの、ソフト面からハード面も含めてでございますけど、町でできる範囲のことは積極的に取り組んでまいりたいということでございますので、いいアイデアがございましたら、ぜひともひとつ、お教えをいただきたいなと思えます。

それでまた、県が今、山梨県の農業ルネサンスの大綱をつくって、大体、進んでおるわけでございますけど、やはり果樹地帯のほうへ、なんとなくウエイトがいつているわけで、これは換金するには大変、適当な生産でございますので、外国、台湾だとか中国へ輸出をするとかというようなことも含めて、大いにPRをしているようでございますけど、基本的にはこの自給をきちっと高めるためにも、この中山間地域の狭い農業について、もう少し国・県が大きく目を開いていただきたいなと、そんなふう思うところでございますし、また、そのことについて、積極的に取り組みをしていただきたいなと思えます。

○議長（松木慶光君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

農業、非常に難しい状況である中ではございますけども、各地域を見回しますというか、見て歩きますと、いろんなところで、皆さん農業に対して真剣に取り組んでいらっしゃる方が多いわけですね。そういうことも含めまして、農業整備、農業の基盤整備については積極的な取り組みを、私たちもできるだけ力を尽くしたいというふうに考えておりますけれども、よろしくお願ひしたいと思えます。

地産地消というふうな話が今、出ましたけれども、地産地消ということでいうと、学校給食ですとか、保育園の給食なんか地元でできたものを食べさせるということも必要なことではないかなというふうな気もいたします。そういうことも含めまして、今後の農業の育成というか、農業基盤の整備ということで、取り組みをよろしくお願ひしたいと思えます。

以上で、質問を終わります。

○議長（松木慶光君）

以上で芦澤健拓君の一般質問が終わりましたので、芦澤健拓君の一般質問は終結いたします。

ここで昼食のため、暫時休憩いたします。

開会を午後1時といたします。

休憩 午前 11時25分

再開 午後 1時00分

○議長（松木慶光君）

開会前に、先ほどの日向君の質問に対しまして、早期退職者の優遇措置についての問題で、総務課長より答弁をいたさせます。

○総務課長（市川忠利君）

日向議員から質問がありました、早期退職者に関わる優遇措置につきまして、説明をしたいと思います。

平成17年度から20年度の間に、29人の退職がありました。そのうち15人が早期退職であります。その15人に関わる優遇措置であります、それぞれ給料月額、年数とか違うわけですが、全体で2,357万2,183円の優遇措置を講じております。

以上であります。

○議長（松木慶光君）

それでは、開会いたします。

休憩前に引き続き、一般質問を行います。

次は通告の4番、渡辺文子君です。

渡辺文子君、登壇してください。

渡辺君。

○13番議員（渡辺文子君）

私は2点について、お尋ねをしたいと思います。

まず1点目、後期高齢者医療制度について、お尋ねをいたします。

制度の仕組みとしては、これまでの保険料よりも安くなる、特に所得の低い人は安くなる、与党はアピールしてきましたが、これがまったくの嘘だったことが、厚生労働省が発表した調査結果で明らかになりました。特に負担増になる世帯構成を除外した上、丸ごと負担増の健保の扶養家族200万人を対象から外した、不当な推計調査です。それでも負担増になった人は所得が低いほど多く、所得が高いほど少ないという政府の説明とは、まったく逆の結果が出ています。国の実態調査の結果をどう捉えていますか。それと、本町の高齢者の実態をどう捉えていますか、お聞きいたします。

○議長（松木慶光君）

町民課長。

○町民課長（秋山和子君）

本町の実態等について、お答えいたします。

国の実態調査の結果と本町の高齢者の実態についてのご質問ですが、平成20年4月1日現在において、年金201万円の保険料については、全国47都道府県中、山梨県においては37番目と低い保険料になっております。また町内における保険料については、世帯構成によって異なりますが、年金額400万円以上の被保険者以外については、昨日、お示しました資料の中に書いてございますが、国保と比較した場合は、保険料は低くなっております。

○議長（松木慶光君）

渡辺君。

○13番議員（渡辺文子君）

先に質問した国の実態調査の結果については、どういうふうに捉えていらっしゃるか。

○議長（松木慶光君）

町民課長。

○町民課長（秋山和子君）

国の実態調査ということで、新聞等で示してありましたが、その基礎となる部分について、身延町としては、ベースが分かりませんので、なんとも言いがたいところがございます。しかし、身延町だけを見ますと、やはり高齢者に対しては保険料が低くなっているという形で、先ほど言いましたが、国の実態的なものは分かりませんので、なんとも答えの仕様がございません。

○議長（松木慶光君）

渡辺君。

○13番議員（渡辺文子君）

昨日、資料をいただきまして、それが6月5日の朝日新聞の中にどのくらい少なくなった、多くなったというような一覧表が出ているんですね。それが、この調査の結果、12ケースですか、その一部分が3ケースだけ出ているんですね。資料をいただいた部分には12ケースあるんですけども、これはあくまで、最低が79万円ですか、79万円、年金額の方からの試算が出ているんですね。これだと、県内の市町村の全部、ここを出ているわけですけども、今までの国保が安いところほど、比較して少なくなっている、差額が少なくなっているという結果が出ました。そうすると、本町は1万4千円という、79万円からすると、国保は高いというふうに、片方で言えるのではないかなというふうに私は思っているんですけども、そのことについてのお答えと、それからもう一つは、あくまで、先ほど言ったように、これは1つのデータであって、本当に実態を示しているものではないと私は考えているんですね。本町の75歳以上の方が3,775人いて、それで特別徴収が2,443人、普通徴収が1,332人ということは、年金1万5千円以下の方が1,332人。まるまるとは言わないんですけども、この部分の中に多くが入っているのではないかなというふうに思うんですね。その2,443人の特別徴収の中でも、75歳以上で現役なみの所得という人は181人ですから、差し引き2,262人が現役なみの所得はない。ただ、1万5千円以上だという、その中間層の中にいる人たちの部分だと思うんですね。そうすると、ここで言う79万円とか、201万円とか、400万円とかという人たちはあんまり多くない、実質はもっと所得が、無年金とか少ない年金の中で暮らしている人たちがいるということだと思うんですね。そういう人たちの実態をやっぱり、きちんと把握する中で、この制度に伴って、どういう対策を講じるのかというところが、町では考える必要があると思うんですね。

法律は法律として、たしかにありますから、これは変えることはできません、廃止するまでは。だけれども、やっぱり、その法律の中で苦しむお年寄りをどう、町の支援策で救っていくのかということを考えるのが、町の仕事ではないかなというふうに思うんですね。そういう意味では、実態をどういうふうに捉えているのかということを中心にきちんと把握をしていかないと、この支援策が出てこないのではないかなということで、この第1番目の質問をしたんですけども、これについて本町の、さっきおっしゃった年金の額とかではなくて、高齢者の生活の実態から支援策ということをどういうふうに考えているかということです。国でも、いろんな支

援策が今、あるんですけども、町として、それを見ながらということもありますけども、町としてはどういうふうに考えているのかということで、ちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○議長（松木慶光君）

町長。

○町長（依田光弥君）

お尋ねのことですけれども、今、国がこのことについては、いろいろとご批判があるということで、悪法だなんてことで、福田さんも正直なところを言って、大変、頭を悩ましておりますし、厚労省もいろいろと手立てを講じているわけですが、このことについては、国がどんな格好でもって、最終的な結論みたいなものを出すのか、まだ細かい点は分かりませんが、町独自として今、軽々にこういうような格好で、支援策を講じるというようなことはちょっと考えられないので、流動的でございますので、そのことはちょっとご勘弁をいただきたいなと思います。

○議長（松木慶光君）

渡辺君。

○13番議員（渡辺文子君）

いずれにしても、国で支援策は出してくると思うんですけども、それを見ながら、町としてそういう、高齢者がこの町で困ることがないような支援策を考えていただきたいということをお願いしたいんですけども。無理な部分ですね。

○議長（松木慶光君）

町長。

○町長（依田光弥君）

渡辺議員のお願いでございますから、承っておきます。

○議長（松木慶光君）

渡辺君。

○13番議員（渡辺文子君）

2番目なんですけども、相談窓口の状況ということなんですけども、運営の主体というのは広域連合ですけども、保険料の徴収、それから督促、保険証の受け渡し、受付、窓口業務など、住民と直接やりとりを町では担っていかなければいけない。直接、住民と対応していくという、本当に大変なところだと思うんですけども、私のところにも年金が少なくて、保険料が引かれたらどうしたらいいのか、それから無年金なんだけども、保険料が引かれるというけど、どうなるんだろうとかということで、心配の声もかなりきています。

町ではそういう窓口というか、前にも一般質問の中で町民の心配に応えていただくように、本当に職員一丸となって、相談業務にまい進をしていただきたいという願いをしておいたんですけども、その相談窓口の状況ですね、始まってからどういう状況があるのかということで、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（松木慶光君）

町民課長。

○町民課長（秋山和子君）

相談窓口の状況についてですが、4月1日からスタートいたしまして、住民よりの相談に対

して、問い合わせ等は職員が対応してきたところなのですが、内容的には保険証に対する問い合わせ、これが未着等も含めた中で7件。保険料の賦課に対する問い合わせが32件。保険料の引き落としに対する問い合わせが31件。制度に対する苦情が2件となっております。これは、今日までの苦情の件数となっております。

○議長（松木慶光君）

渡辺君。

○13番議員（渡辺文子君）

保険証が高齢者のもとに届かないということで、新聞紙上で最初に見たときには身延町、結構多いなという感じを受けたんですけど、2回目の報道のときにはかなり減って、安心はしたんですけど、そのときの状況、どういう状況で手元に届かなかったのか、今はどうなのかということで、お聞きしたいと思います。

○議長（松木慶光君）

町民課長。

○町民課長（秋山和子君）

保険証の送付数が、全部で3,528通ございます。そのうちの配達記録郵便で受け取れなかった件数が75件。75件のうち、窓口での受け取り件数は9件。転送先への送付数が66件という形で、今現在、窓口等でも受け取りに来ておりまして、お預かりの保険証はないと。

そして、どうして受け取れなかったかといいますと、皆さん、ご存じかと思いますが、住民票は身延町にございますが、実際には人がいらっしやらないという形で、全部戻ってくるという件数が大半でございます。一度、戻ってきたものについては、送付先等の確認等をいたしまして、そちらのほうに転送してよいかどうかの確認をした中で、転送をさせていただきました。

あと、こういうわけで、転送先が分からないところには、こういう保険証がありますので、気が付いたら受け取りに来てくださいという、普通郵便で文書を差し上げまして、それに気付いた方があとから持ちにいらっしやる。ご本人ではなくて、ご家族の方がお持ちになるというケースが、残りの件数となっております。

○議長（松木慶光君）

渡辺君。

○13番議員（渡辺文子君）

子どもたちのところに行っていて、住所はあるんだけど、そこに住んでいらっしやらない。高齢の方は、やっぱり生活するのに、そこで一人暮らしではなかなか生活できないという、そういう実態があるのかなというふうには思いましたけれども、この窓口への対応ということで、これはすべて電話なり、来庁するなりして、受けたものということなんですか。職員が地域の中で、本当に身近な役場職員ということで、相談に乗っていただきたいという話もしたんですけども、そういう意味での相談も含めてということで、理解してよろしいでしょうか。

○議長（松木慶光君）

町民課長。

○町民課長（秋山和子君）

苦情件数の、先ほど言いました、どういう形でというお話のようですが、これについては完全に窓口、ないしは電話等に対しての件数になります。

○議長（松木慶光君）

渡辺君。

○13番議員（渡辺文子君）

減額対象者への周知ということなんですけども、なかなか数字的に、資料が出てこないなどというふうに思っているんですけども、7割、5割、2割の減額の制度があって、自分はどこに当てはまるのかというようなものが、きちんと連絡はきているのかどうなのか。それから随時、75歳になって、この制度に入ってくる人たちが、更新というか、していますよね。そういう方たちの周知というか、そういうのはどういうふうになっているのか、お願いいたします。

○議長（松木慶光君）

町民課長。

○町民課長（秋山和子君）

減額対象者への周知ですが、ここの部分については、各個人への周知はされておられません。というか、私たちのほうでは、まったくできない状況でございます。これについては、3月15日までに、皆さん申告をしていただきました資料を広域連合のほうで吸い上げをいたしまして、それから町村に下ろしてくるという形になりますので、昨日お示ししました後期高齢者医療制度の仕組みというところの部分で、市町村の役割というところがございます。

市町村の役割というのは保険料の徴収、申請や届け出の受付、保険証の引き渡し等になっておりまして、あと相談の部分についても市町村が受けている形ですので、その部分については、ちょっと私たちのほうでは、事務ができない状況になっております。

○議長（松木慶光君）

渡辺君。

○13番議員（渡辺文子君）

ほかの町村では、この7割、5割、2割の人たちが去年のベースで、どのくらいいるのかということで、やっぱり、その町の実態というか、7割の人たちがどのくらい、5割の人たちがどのくらい、あと2割はどのくらいというようなことで出ているところもあるので、それはそれで、きちっと把握すべきだと思うんですね。そういう意味では、市町村でできなかつたら、広域連合ですかね、そこに問い合わせをするなりして、この町の後期高齢者の方たちの保険料の全体像というんですかね、そういうことをやっぱり、町としても把握する必要があるんじゃないかというふうに私は思うんですけども、そのことについていかがでしょうか。

○議長（松木慶光君）

町民課長。

○町民課長（秋山和子君）

把握の問題ですが、今現在、特別徴収ということで、送付されております納付書については、平成18年度の申告に基づいて送付されておまして、10月に本算定がございまして、その折になりますと、はっきりした減額の被保険者数というものが分かってくるかと思いますが、今については、全体的なものではございませんので、特別徴収をしている人のみの形になってまいりますので、それではちょっと、全体的な数という形は報告ができないかなと思われまして。

○議長（松木慶光君）

渡辺君。

○13番議員（渡辺文子君）

そうすると、その特別徴収の中に2割とか、7割という方は普通徴収かなと思うんですけど、あと2割とか、5割の人たちは普通徴収か特別徴収か、ちょっと分からないということで、ちゃんとした数字が出てこないということで、理解していいんでしょうか。

○議長（松木慶光君）

町民課長。

○町民課長（秋山和子君）

特別徴収の中だけの人数であれば、広域連合のほうに問い合わせをすれば、数字的なものは出てくるかと思えます。

○議長（松木慶光君）

渡辺君。

○13番議員（渡辺文子君）

残りが普通徴収なわけですから、出ると思うんですね。実際、出している市町村もあって、では、そのためにどういうふうにしようかということで、論議しているという話も聞いているものですから、どうして7割、5割、2割の数字が出てこないのかなというのが、ずっと私、前からお願いしているんだけど、なかなか分かりづらいなということで、この減額対象者への周知ですね。町では、すぐには分からないでしょうけど、やっぱり調べれば、私は分かるんじゃないかなというふうに思うんですけど、それは無理ということなんでしょうか。

○議長（松木慶光君）

町民課長。

○町民課長（秋山和子君）

先ほど来からお話しておりますが、特別徴収については、平成18年の収入の申告に基づいてやっておりますので、10月に本算定をいたしますので、そのときのほうが数字的には一番、分かる数字ではないかなという話をしております。

○議長（松木慶光君）

渡辺君。

○13番議員（渡辺文子君）

分かりました。正確な数字ではなくて、大体の数字を私は知りたかったんです。分かりました。

あと4番目の資格証ということについてなんですけども、普通徴収の方が1,332人ということで、この方たちは年金が月に1万5千円以下の方たちが、自分で納めに行くということなんです。この方たち、やっぱり今、大変な生活の中で、保険料を払わなければいけないということで、広域連合では1年以上の保険料滞納者に対して、保険証を取り上げ、資格証を発行するという、本当にお年寄りにとって過酷な仕組みが導入されました。

前の国会答弁でも機械的に資格証を交付するものではないという、国会の答弁もありました。前に、私がここで質問をしたときにも、機械的に一律にはしないよという答弁があったんですけども、これは来年、1年間ですから来年、そういう事態に陥る人も出てくるんじゃないかということで、早めにやっぱりきちっと、町としてどういう姿勢を持っているのかなということで、きちんとしていかなければいけないかなというふうに思っています。

そういう批判の中で、後期高齢者には資格証を発行しないと表明をする市町村も出ていて、

市川三郷町では、やっぱり、その表明をしたという話を聞きました。今でもやっぺらっしやると思うんですけど、やっぱり分納相談とか、特別な事情の認定なんかをして、高齢者の立場に立った対応が必要だと思えますけれども、これについては町として、これは広域連合のことなんですけど、町の対応として、細かな対応として、どういうふうに考えていらっしやるかということで、町長、お願いします。

○議長（松木慶光君）

町長。

○町長（依田光弥君）

この資格証については、広域連合で今、検討もしていますし、期間等だとか、その情報といえばおかしいんですけど、現実の問題として、そういうことが発生した場合に、どんなふうなケースになるかというのは未定でございますし、今、私どものほうで、そのことを前提にというようなお答えは、なかなか難しいなと思えますし、そういうことはあってはならないということが、要するに、この保険の一番趣旨だと思うんですよね。

ですから、いろいろのケースがありますけど、なんか暗いほうへ暗いほうへ、なんとなく誘導されるような感じで、もう少し明るく、お互いにこういう制度がうまくないよというのは、それは僕らも感じていますし、昨日も委員の皆さん方が出された、請願が13対6で採択されておりますので、お互いにそういう面は、この法律については、いかがなものかなと思っているわけでございますよね。ですから、そのことについては、私どもとしても、きちっとした格好で答えを出したいなと思っています。

ただ、要するに今、渡辺議員はこういう保険だとか福祉には、大変、熱心にお取り組みをいただいておりますけど、国保の実態というのを、もう少し頭の中で考えていただきたいなと。今、町の国保会計というのは、平成20年度安定化計画をつくれということで、これは早川町に次いでワースト2という、要するに医療費が増嵩しているわけですが、このままでいくと、町の国保会計はパンクをするというような形になるんですよね。ですから、そういうようなことも、要するに制度のご批判をするのは、それはそれなりで、お互いの立場がありますけど、ただ、基本的にはこのままで推移すると、国保がおかしくなるということもお考えをいただきたいなと思えます。

国民皆保険というのが、日本の一番素晴らしい医療制度だと思うんですよ。ただ、それをどんな格好で、きちっとした維持をしていくかというのは難しい問題だと思いますし、それで後期高齢者が出てきたわけですけど、これは小泉さんが総理のときに決まった話なんですけど、一説によれば、財務省と小泉さんは、できれば国民皆保険をなくそうと。要するに、普通の保険会社が、アメリカと同じようにですね、やるような格好でしたほうがいいではないかと。そのほうが、国が関与しなくても、財政的に大変楽になるというようなお考えを基本的に持っている方もいるようなことも噂では聞いていますけど、そんなことはないと思うんですけど。

ただ、アメリカの今の実態は大変、深刻でございますので、参考までに、アメリカの医療問題を取り上げたドキュメンタリーに「シッコ」というのがございます。これを見ていただければ分かると思いますが、こういうような悲惨な状況に、日本が追い込まれるようなことがあってはならないのかなと思うので、やはり国保会計やら、今回の後期高齢者医療制度、正直なところを言って、お互いに知恵を働かせて、なんとか、いい格好へ持っていこうということが、私どものとるべき道であろうかなと思うんですよね。

闇雲に、この制度が悪いのでとバッシングをされたんでは、ことは前へ進みませんし、ぜひひとつ、この点をご理解を頂戴して、私どももお年寄りを姥捨て山みたいな格好で捨てに行こうなんて気持ちはさらさら持っておりませんので、僕も後期高齢者の一人でございますので、切実に感じておりますから、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

○議長（松木慶光君）

渡辺君。

○13番議員（渡辺文子君）

町長、暗い話ばかりするなおっしゃったんですけども、やっぱり、この制度に対する国民の怒りとか不安とか、そういうものが本当に、私は根深いと思うんですね。やっぱり町民の方からも、どうして生活していったらいいのかという声も多く聞きますよね。そういうときに、やっぱり、さっきおっしゃった悪法なんですけども、では国がそういう悪法を押し付けたときに、町として、そういう人たちをどうしたら救えるのかということを考えていくべきだと、私は思っているんです。だから、しつこく、この後期高齢者、こういうところがおかしいではないか、町としてはどう救っていくんだということ、本当に町民の切実な思いというか、そういうものを私はここで、町に伝えていくということが仕事だと思っていますので、そういう声には真摯に、きちんと受け止めて伝えていかなければいけないという、そういう思いで言っていますので、別にわざと暗いことを言っているわけではなくて、本当の不安な気持ち、どうしたらいいんだろうという気持ちを代弁しているだけです。今、町民がそういう状況にあるということは、ご理解いただきたい。

姥捨て山と、さっきおっしゃったけど、もちろんそうだと思います。どうしたら、この町の住民が、この町で最後まで元気に暮らしていけるかということを考えていくんですけども、やっぱり住民の不安はこういうところにあるんだということ、私は代弁者として、言っていかななくてはならないと思っているので、暗いとか明るいとかという問題ではなくて、言うべきことは言わなければいけないというふうに思います。

それと、最後に5番目ですね。障害者の制度選択ということなんですけど、この制度、75歳以上の全員、亡くなるまで制度に入ると。それから65歳から74歳の障害者寝たきりの人、それから人工透析患者なども、この制度の対象者となりますけども、この制度に加入するか、今までの保険に加入し続けるかということは、その本人の選択なんですよね。ただ、これがなかなか、本人が選択するといっても、この制度自体が難しく、どういうふうを選択していったらいいのか。保険料のこと、利用料のこと、それから医療内容のこと、いろんな意味でやっぱり、高齢者はなかなか選べないという現実があると思うんですね。そういう意味で、身近な窓口としての町として、やっぱりきめ細やかな相談業務で、人さまざまですから、さっきおっしゃったように、人によったら保険料が安くなる、後期高齢者に入ったほうが安くなるという方もいるでしょうし、そういう意味では人それぞれだから、やっぱり、その人それぞれの状況に応じたきめ細やかな対応ということは、必要になってくると思います。そういう意味では、この障害者の、この65歳から74歳の対象者ですね、その方が何人いらっしゃるのか。それから、その相談についてはどのような対応をしているのかということで、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（松木慶光君）

町民課長。

○町民課長（秋山和子君）

障害者の制度選択についてということですが、19年の11月27日付けで、対象者130人に通知を差し上げてあります。この130人のうち、こちらの制度に入るという手続きをされた方が85人、130人中の85人が手続きをされております。この部分については、窓口等に問い合わせ等があった場合、担当職員がかなり丁寧に説明等をしておりまして、ほかの人たちについては、もう入りませんよという承諾。例えば、制度自体が加入等については自由になりますので、その途中において、どうしても入りたい、こちらのほうに移行したいという形があれば、その都度、加入ができることになっておりますので、その部分については、制度が浸透した中で、十分、対応できる状態になっておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（松木慶光君）

渡辺君。

○13番議員（渡辺文子君）

130人、対象者がいる中で、この後期高齢者は脱退届を出さない限り、そのままですよ。そうですね。そうすると、脱退届を出した人が85人ということでしょうか。そのところが数字がちょっと、よく分からなかったんですけど、それが1点と、それから医療保険の選択にかかわらず、従来どおり、県は助成を行うというふうにしていますよね。そういう意味では、今までどおり、後期高齢者に入っても、今までの国保や健保のままでも、そういう医療費助成ですか、そういう制度は使えるかどうかということで、確認をお願いします。

○議長（松木慶光君）

町民課長。

○町民課長（秋山和子君）

先ほどもお話ししましたが、高齢者の移行、ないしは国保の移行というものは本人申請によって行われますので、その部分については、なんら問題ないかと思えます。

あと障害者への医療費の助成というのは、今までの制度の中で、福祉保健課さんの対応になりますので、ちょっと私たちのほうでは答えられませんので、申し訳ございません。

○議長（松木慶光君）

福祉保健課長。

○福祉保健課長（広島法明君）

自己負担分につきましては、従来どおり使えます。

○議長（松木慶光君）

渡辺君。

○13番議員（渡辺文子君）

分かりました。

では、障害ある高齢者にとっても、制度はどちらを使おうが、障害者の医療と福祉、生活を守るということで、理解してよろしいでしょうか。確認なんですけど。今までどおりで、医療費助成というのは、県によっては、これはもうしないよ、後期高齢者に入ったんだから、もうしないよという県もあるという話は聞いているんですけども、山梨県の場合には、これは続けるという話は聞いているんですけども、それで、今までどおりで、障害者の方たちがどっちにいつでもできるということで、理解していいということですね。

○議長（松木慶光君）

福祉保健課長。

○福祉保健課長（広島法明君）

医療費については、そのとおりです。

○議長（松木慶光君）

渡辺君。

○13番議員（渡辺文子君）

分かりました。では、2点目の児童館について、質問をいたします。

今年4月に、本町に初めての身延児童館がオープンをしました。私も行ってきましたけれども、紙皿の中に赤ちゃんの写真を貼って、本当にその人だけの壁飾りというのか、そういうのがあって、すごく先生たちやお母さんたちの熱意というか、そういうものを感じられて、楽しく、そこで親子で過ごしているんだろうなというのは感じたんですけども、まず、その利用状況について、お尋ねをしたいと思います。まだ、4月からですから、そんなたくさんはないと思いますけれども。

○議長（松木慶光君）

子育て支援課長。

○子育て支援課長（近藤正国君）

児童館の利用状況についてのご質問でございます。

その前に、まず開館日、これにつきまして、ご説明させていただきたいと思います。

開館日につきましては、身延町児童館条例、施行規則において定めておるわけでございますけれども、土曜日、日曜日、祝日、年末年始、これを除きました毎日を開館するという事になっております。

そういう状況になっておりますけれども、先の議会におきまして、議員の皆さま方の貴重なご意見をいただく中で、当面の取り組みといたしまして、第2・第4の土曜日と日曜日、これを開館して運営するという事とさせていただいたところでございます。

開館時間につきましては、午前9時から午後5時。常時2人の指導員を配置し、運営にあたっている状況でございます。

開館日数でございますけれども、4月1日のオープンから昨日、6月16日までの77日間の間におきまして、62日間、開館しております。したがって、休館が15日あったという状況でございます。

月別の開館日数でございますけれども、4月の開館が25日。それから5月が24日。6月が昨日、16日締めでございますけれども、13日となっております。

入館者数でございます。月別の入館者数といたしましては、4月が123人。1日平均にいたしますと、4.9人。5月が89人でございまして、これを1日平均にいたしますと、3.7人。それから6月が79人でございまして、1日平均6.1人となっております。

なお、曜日別に分析したデータでございますけれども、月曜日が10回開館いたしまして、40人。月曜日の1日あたりは4人。それから火曜日が9回開館いたしまして、入館者数が44人。1日平均いたしますと4.9人。それから水曜日が11回開館いたしまして、入館者数が39人。1日平均入館者数は3.5人。それから木曜日が11回開館いたしまして、入館者数が24人。1日平均入館者数が2.2人。金曜日が11回開館いたしまして、入館者数が

87人。1日平均しますと7.9人。土曜日につきましては、5回開館いたしまして、入館者数が39人。1日平均入館者数が7.8人。日曜日が5回開館いたしまして、入館者数が18人。1日平均入館者数が3.6人となっている状況でございます。

利用者層でございますけれども、これにつきましては、午前中は主に乳幼児を連れた親子の来館がほとんどでございます。午後になりますと、小学生が来館するというような状況が多いということでございます。それから土曜日、日曜日の来館者でございますけれども、小学生と、その保護者が来館するというケースが多いと、こういった状況でございます。

なお、地域別の来館者数の状況につきましては、やはり身延地区が大多数を占めておりまして、下部地区、中富地区からも若干ではございますけれども、来館者数があつたという状況でございます。

○議長（松木慶光君）

渡辺君。

○13番議員（渡辺文子君）

細かくありがとうございました。

利用状況をふまえて、いくつか質問をさせていただきたいと思います。

まず、利用者はこれから口コミなんかでも、どんどん増えるんじゃないかと思っているんですけども、まだかなり知らない人がいるんですね。もっと、広報だけではなくて、知ってもらって利用してもらうことをどうしたらできるかということで、もうちょっと宣伝、どういう宣伝が効果的なのかということで、やっぱり検討すべきではないかなということを感じました。

それと、さっき開館日ということでお話があつたんですけど、先ほどおっしゃったように3月の定例会の中で、教育厚生常任委員会の児童館条例の制定の審議の中で、この開館日ということで、かなり問題が出て、同僚議員もそうですけど、私もその中で、やっぱり土日、祭日、年末年始が休館日では、そして9時から5時では、では一体、いつ子どもたちが遊びに行けばいいのかなということで、かなり論議をする中で、土曜・日曜日は開館をするという委員会での答弁だったんですね。それが隔週ということになったんですけども、その委員会での答弁、その整合性ですね、そのところはどうなっているのかということも1点。

それから、やっぱり、お母さんたちの話を聞くと、行ってみたいけども、土日、隔週だと、いつ休みなのか、第2・第4とかと書いてあるけど、そんなのいつも持っているわけではないから、今日は雨が降っているから行きたいなと思うけど、やっていたかなということで、つい利用を控えてしまうというような話も聞きました。それから9時から5時までだと、どうしても時間的に無理だという話も聞いています。そういう意味では、9時半から6時とか、やっぱり放課後、学童保育に行く子どもたちとは別に児童館に遊びに来る子どもたちの時間に合わせて、もうちょっと臨機応変にできないものかなということを感じました。

それと、もう1点。児童館というのは、0歳から18歳まで利用ができる施設なんですね。それが、あそこを見に行きましたら、就学前の乳幼児、それから小学校低学年向けのおもちゃや遊具というのがあるんですね。ただ、小学校高学年、中学生、高校生用の備品というか、遊べるものというか、そういうものがないので、本来、やっぱり異年齢の子どもたちが交流を深められて、健全に育ち合えるという意味では、児童館の果たす役割は、私は大きいものがあると思っているんですけども、そういう意味では午前中、ちょこちょこと、就学前の乳幼児が来て、あとはちょっと放課後、小学校の低学年だけだともったいない気がするんですね。もう

ちょっと幅をもたせた利用ができるような工夫を、私は必要だというふうに思いました。

以上4点ですか、答弁をお願いします。

○議長（松木慶光君）

子育て支援課長。

○子育て支援課長（近藤正国君）

1点目のPRが不足しているのではないかという、ご指摘でございます。これにつきまして、議員さんのご発言にあったわけでございますが、広報紙、あるいはホームページ、あるいは、そこにおいていただく利用者の、保護者の方等々に児童館の利用につきましてのPRをするとともに、口コミですね、口コミを活用したPRを、これを特に強めていきたいなというふうに思っています。やはり口コミというのが結構、重要なPRポイントになるというふうに捉えております。そうした方々に児童館の運営についても、いろんな意味で、ご協力をいただいて、状況によっては、ボランティア的な役割を担っていただくような形がとれば、そこから一層、PRが進んでいくのかなというふうに思っておりますので、そのへんにつきましては、そういったことに留意しながら、今後のPRをしていきたいと考えてございます。

それから土日について、隔週ということで、非常に分かりにくいというようにご指摘ございましたけれども、これにつきましては、他の市町村の運営状況、これらも確認いたしましたところ、ほとんどの児童館におきまして、土曜、日曜、あるいは祝日は休館をしているという状況にございました。

また、保護者や児童、毎日、大変忙しい時間を過ごしておるのではないかと。特に中学生、高校生につきましてはクラブ活動であるとか、あるいは塾通いであるとか、そういった意味では、休日については家族でゆっくり時間を過ごす必要性もあるだろうと。このような判断のもと、隔週での取り組みとさせていただいたと、こういった経過でございます。これにつきましても、事前の十分なPRの中で、その開館日は明確にするような取り組み、これをしてまいりたいと思っております。

あと開館時間につきましては、今後、もう少し検討させていただきまして、朝、早い時間帯での利用が少ないとすれば、ご指摘のような部分も検討する必要があるのかなというふうには思っているところでございます。

それから中学生、高校生の利用、これにつきましては、やはり実態として、非常に難しい場面が多いと思います。やはり全国的な調査を見ましても、児童館における高校生の利用率というんですかね、それにつきましては2%に満たないというような結果も出ている状況がございます。地域との連携事業とか、あるいはスポーツを組み込んだイベントであるとか、そういったものを検討する中で、少しでも小学生、あるいは中学生の利用が増えるような取り組みはしてまいりたいと思います。特に中学生を対象にいたしましては、この秋に、10月ですか、赤ちゃんとの触れ合い体験というようなことで、これにつきましては、福祉のほうとの共催でございますけれども、赤ちゃん中学生で触れ合いの時間をつくるというような取り組みも計画しておりますし、そのような取り組みを進める中で工夫してまいりたいと、このように考えております。よろしく願いいたします。

○議長（松木慶光君）

副町長。

○副町長（野中邑浩君）

教育厚生常任委員会のおきの答え、各委員さんからの考えや意見を聞く中で、土日も開館した例はないけども、では身延町では試行的にそういうふうな方向でと、そういうことを内部で検討いたしました。その結果、渡辺議員さんのお考えは、たしかに土日もすべて受け入れるべき、それが一番正しいと、そういうお考えでしたが、いろんな方のご意見を聞くと、では社会の最小単位の家族はいつ、どこで触れ合うんだと、こういった意見も相当ありました。

そんな中で、委員会答弁との整合性を考えれば、土日はどうしてもやらなければならないと、こういうことを前提に検討した結果、隔週でスタートをして、それで様子を見て、そして本格実施、そういったものを考えていこうと、そういうことで隔週とさせていただきます。

○議長（松木慶光君）

渡辺君。

○13番議員（渡辺文子君）

いくつかあるんですけど、時間がもう、ないものですから、今の議会答弁について、あのときに副町長は、町長と相談をなさって、土日やりますという答弁だったんですよね。それで、この条例に私は賛成をしたんです。それが今になって隔週ということは、では、そのときの答弁は一体なんだったんですかということになると思うんですね。たしかに、やりますと聞いたんです。そういう答弁だったから、賛成したんですけど。

○議長（松木慶光君）

副町長。

○副町長（野中邑浩君）

先ほど、ちょっとふれましたが、土日やるという委員会での答弁は非常に重いと、こういうふうに理解しております。それで土日をやらない方向でという意見もだいぶありましたが、土日をとにかくやらないと、委員会との整合性がとれないと、そういうことで、試行的に第2・第4でしょうか、とにかく土日はやるんだと、そういうことで苦渋の結論、選択、そういうことで、今は試行ということでスタートをさせていただいております。

○議長（松木慶光君）

渡辺君。

○13番議員（渡辺文子君）

時間がないものですから、本当はもっと言いたいことがいっぱいあるんですけど、最後に今後の方針についてということで、最後の質問をいたします。

広報を見たときに、児童館でポリオと、それから歯科検診を、児童館を休館にしてやったということで、8月には住民健診も児童館ですという、広報にありました。せっかく造った児童館で、子どもたちがやっぱりそこへ行って遊ぶのを楽しみにしているにもかかわらず、健診の日にはお休みだよということでは、児童館の意味がどうなのかなということ、やっぱり、本来の業務を休むことなく、健診をほかでできるような工夫はできないものかなということが1点と、それから、あそこには職員はいるんですけど、子育て支援の体制が全然ないですね。社協があって、生きがいデイがあって、児童館があって、学童保育があって。やっぱり、子育て支援の、もうちょっと関わりというか、親たちが何を望んでいるのか、何を考えているのかということから、やっぱり子育て支援政策が出てくると思うんですね。それが、あんなに離れてしまっていると、そこのところがなかなか、難しい問題が出てくるのではないかなと。もう

ちょっと、連携をとるような工夫ができないものかなというふうに思っています。

それと、あそこの児童館はやっぱり、場所的に近くでない、行けない子どもたちがいるものですから、やっぱり、ああいう施設というのは、近くにあることがベストだというふうに思うんですけど、統廃合の問題もありますけども、将来的にはどういうふうな考え方でいращやるのかということで、3点について、答弁をお願いします。

○議長（松木慶光君）

福祉保健課長。

○福祉保健課長（広島法明君）

最初の健診会場での使用について、お答えさせていただきます。

毎年8月20日すぎに身延町地区を対象にということで、文化会館の裏での健診を実施してありましたが、非常に暑い時期ということもありまして、基本的には児童館というようなことなんですけど、児童館、福祉センターということなんですけど、町の施設ということで、町の施設の有効利用ということで、どうしても全体がいいというか、全員がいいということにはならないかもしれませんが、本当にその期間、申し訳ないけど、高齢者というか、一般の受診者のために、子どもたちには協力してもらおうような形になると。それも時間的には午前中というか、午後はその児童館部分を、ある程度、片付けて使用できるような形にはするというので、夏休みの後半も、そのころは2日、夏休みで、そのあとは授業が始まっているような状態ですので、先ほどの子育て支援課長からすれば、平均的な、3人から5人ぐらいの人たちには本当に申し訳がないとは思いますが、町の施設の有効利用ということで、ご協力を願うつもりです。

○議長（松木慶光君）

子育て支援課長。

○子育て支援課長（近藤正国君）

児童館、機能といたしまして、今、ご質問のように子育て支援機能というものも、そこにあるわけでございますけども、これにつきましても、現在、配置しております指導員、資格を持った指導員でございます。具体的には保育士の資格、あるいは小中高、あるいは幼稚園の教諭となる資格を持った方、こうした方が指導員として、そこに勤務されている状況でございます。本町におきましても、保育士と幼稚園の教諭の免許を持った方が指導員として勤務しているわけでございます。

そうした中で児童館に訪れる、特に保護者の方、これらの方々から児童館への要望、あるいは期待するもの、これをアンテナを高くして把握する中で、特に相談機能というものも充実させるべく、そうした体制をとっていききたいと、このように考えてございます。

また今後、将来的なことでございますけども、児童館につきましては、この4月にオープンしたばかりでございます。当面は、やはり全町的な利用が図られるよう、一層のPR、これを進めなければならないだろうと、このように考えております。

各地区へというようなことにつきましては、現在の児童館の利用を高める中で、やはり、その利用実績であるとか利用実態、これを十分、見極める必要があるのではないかと、このように考えてございます。そうしたことからいたしますと、長期的な課題になるのではないかなというふうに捉えているところでございます。

○議長（松木慶光君）

以上で渡辺文子君の一般質問が終わりましたので、渡辺文子君の一般質問は終結いたします。皆さん、大変お疲れのようでございますので、ここで2時15分まで暫時休憩いたします。開会は2時15分といたします。

休憩 午後 2時00分

再開 午後 2時15分

○議長（松木慶光君）

休憩前に引き続き、一般質問を行います。

次は通告の5番、松浦隆君です。

松浦隆君、登壇してください。

松浦君。

○1番議員（松浦隆君）

通告に従いまして、質問をさせていただきます。

わが国において、また山梨県においても少子高齢化が進み、人口が大変減少しているという状況にあるわけございまして、本町におきましても同様に、少子高齢化が進み、同時に過疎化の勢いも加速している状況となっております。高齢化が進むことで医療費が増加し、若年層への保険料負担が増大することを懸念した中で、後期高齢者制度がスタートした現在、国の根幹を揺るがすような大きな問題として話題になっているところでございます。

本町の発展に大きな功績を残されました高齢者の方々、大変、大事な町民の方々でございますが、同時に今後の、この本町の発展に寄与するであろう若い人たち、そして本町の未来を担うであろう、いろいろな面で担っていただけるであろう町の宝ともいえる子どもたち、この若い子育て世代と子どもたちが安心して生活できるまちづくりも、高齢者の問題と同様に、行政が真剣に取り組むべきことではないかと、私は考えております。

そこで、本年4月1日より山梨県内の医療機関での乳幼児の医療費が窓口無料化となりました。この機会を捉えた中で、この乳幼児医療費助成事業について、質問をさせていただきます。

窓口無料化移行についての1番目、窓口無料化制度への移行までの経緯、そして制度を簡単に説明いただきたいと思います。お願いいたします。

○議長（松木慶光君）

子育て支援課長。

○子育て支援課長（近藤正国君）

1点目のご質問でございます、窓口無料化移行までの経過、制度の概要でございます。

乳幼児医療制度につきましては、昭和48年4月1日の山梨県乳幼児医療補助金交付要綱、これの施行と同時に各町におきまして、関係法令を整備いたしまして、制度をはじめでございます。当初は0歳児のみを対象に実施したわけでございますが、以降、順次、対象年齢の引き上げ等、制度の充実を行いながら、各町それぞれ充実に努めてまいったところでございます。

その後、平成16年には3町の合併に至ったわけでございますけれども、合併前におきます旧3町の制度内容、これには若干の相違がございました。旧下部・中富両町につきましては、助成の対象年齢、これは県の補助金と、まったく同一としてございます。具体的には、通院の治療に関わるものにつきましては、5歳まで。それから入院の治療にかかるものにつきましては

は、6歳までといたしまして、そのほかに保護者の一部負担金につきましても、1人1月700円の負担は、それを負担していただく内容となっております。

一方、旧身延町でございますけれども、こちらの場合につきましては、入院・通院ともに6歳までを対象年齢といたしまして、また保護者の負担金についても負担なしというような内容となっております。

合併にあたりましては、制度内容を統一する必要がございます。これにつきましては、合併時の事務レベル協議の中で、最も内容が充実しておりました旧身延町の制度内容を取り入れまして、新町の乳幼児医療費助成に関する条例として制定したところでございます。

乳幼児医療制度の概要でございますけれども、ただいま申し上げましたように、満6歳の誕生日を迎えた年度の3月31日までの間に受けた入院・通院治療、これに関する医療費につきまして、保護者の負担分を町が医療費助成金として、支給するというものでございます。

19年度までは、本人負担分は保護者が病院等において支払いを行いまして、後日、その分を助成金請求書により、町に請求し、助成を受ける形となっております。こうした保護者の請求に基づき、町が助成金を支払う、いわゆる償還払いという形をとってきたところでございます。

平成20年度からは、先般の3月議会においてご審議いただきました乳幼児医療費助成に関する条例、この改正によりまして、この4月から窓口無料化が実現したところでございます。

○議長（松木慶光君）

松浦君。

○1番議員（松浦隆君）

合併時において調整しながら、今の通院・入院とも6歳という形になったということによるのでしょうか。はい。県のほうは通院が5歳未満で、入院に関しては6歳までという形になっているわけですが、町のほうでは通院に関しての1歳部分を、この助成事業ということをやっているという形だと思いますけれども、それは本町の、現段階での対象者はどのようになっているのでしょうか。

○議長（松木慶光君）

子育て支援課長。

○子育て支援課長（近藤正国君）

対象者の数ということでしょうか。はい。6歳までの乳幼児・児童の数でございますけれども、6月1日現在、496人となっております。

○議長（松木慶光君）

松浦君。

○1番議員（松浦隆君）

496人が、約500人ほどですね、対象になっているわけございまして、6月1日現在でいきますと、人口が1万6,039人でしたが、これでいきますと、約3%の対象者の形になるわけですが、次に償還払い制度、先ほども話が出ました、償還払い制度下での財政負担等の状況、これはどうだったのでしょうか。

○議長（松木慶光君）

子育て支援課長。

○子育て支援課長（近藤正国君）

財政負担の状況につきましては、非常にどのような形で捉えるのかという部分が難しいわけでございますけれども、ある程度、長期的なスパンで考えさせていただきたいと思っております。

決算数値がございますので、年度での決算額、これによりまして、説明させていただきたいと思っております。

もう少し短い、スパンの月ごとの数字という考え方もございますけれども、償還払いにつきましては、保護者の生計に基づいて行うため、その月々の請求が、その当該月にくるという状況ではなくて、遡った請求や数カ月まとめた請求などが当該月にくるということで、ちょっと月の集計がなかなか難しいという状況がございますので、ある程度、長いスパンで捉えて、それを逆算して月数で割るといような形がよろしいかと思っておりますので、そのような形で説明させていただきたいと思っております。

平成17年度の乳幼児医療助成額に関する決算でございますけれども、平成17年度の決算額が1,104万826円。そのうち、県の補助金が378万6,119円。したがって、一般財源が725万4,707円でございます。同じく平成18年度決算額でございますけれども、969万7,558円。同じく補助金が324万3,960円。一般財源が645万3,598円。平成19年度につきましては、決算見込み額でございますけれども、1,174万8,544円。うち補助金が390万537円。一般財源が784万8,007円という状況でございます。この3カ年を年平均いたしますと、助成金は1,082万8,976円。県の補助金が364万3,538円。一般財源が718万5,437円という積算結果となります。

この3年間で36カ月の月平均、これで算出いたしますと、月額でございますけれども、助成金といたしまして、月額90万2,414円。補助金が30万3,628円。一般財源が59万8,786円となります。

なお、県の補助金につきましては、事業費の2分の1が補助されることとなっておりますが、本町におきましては、先ほど、ちょっとご説明いたしましたとおり、対象年齢を5歳から6歳に引き上げている。あるいは月額700円という、保護者負担金も免除しているというような補助対象外がございまして、こうしたことから補助金が50%に届いていないと、こういった状況になってございます。

○議長（松木慶光君）

松浦君。

○1番議員（松浦隆君）

ありがとうございます。

詳しく町単分も含めて、また県の補助金も含めて出させていただいたわけですが、今、3年間で振りかえてみますと、月割が約90万2千円で、町の負担分が約59万8千円、そういう形になるわけですが、それでは窓口無料化制度に移行後、だから4月1日以降ですね。4月分が6月で、国保が10日ごろですね。10日過ぎに社保のがくるわけですが、そちらのほうで出た結果があると思っておりますので、そちらのほうはどのようになっていますでしょうか。

○議長（松木慶光君）

子育て支援課長。

○子育て支援課長（近藤正国君）

窓口無料化の初めてとなる4月分の請求、これが6月10日に、町に届きました。1カ月以

上の遅れがあるわけでございますけれども、これにつきましては、医療機関から出された請求が審査支払い機関であります国保連、あるいは社会保険診療報酬支払基金に届きまして、ここでの審査等に時間を要するために、当月分が翌々月の10日に、町に届くということになってございます。

4月分の請求額でございますけれども、国保分といたしまして、22万5,226円。それから社会保険分が47万2,034円。合計いたしまして、69万7,260円となっております。先ほど、ご説明いたしました過去3カ年の月平均請求額、90万2,414円と比較いたしますと、ちょっと意外な感じもするわけでございますけれども、20万円ほどの減額となっております。

助成金額が減った要因として、いくつか考えられます。1つは、窓口で本人負担金を支払ったケースもあるものと推測されます。例えば、受診の際、受給資格証を忘れてしまったと。こういった場合につきましては窓口の支払いが発生しますし、あるいは県外の病院、例えば静岡の病院で診療を受けたというような場合につきましても、窓口の負担が発生してきます。こうしたケースもかなり、ある可能性があるということです。

それから、もう1点といたしましては、3歳、4歳、5歳、6歳、この負担割合が国民健康保険法など医療保険、各関係法令の改正に伴いまして、4月以降、3割から2割に引き下げられたことが考えられます。例えば、病院にかかって1万円の医療費が発生したときに、3月までですと、3割負担ですから3千円。それから4月以降につきましては、同じ1万円の医療を受けたとしても、2割ですから2千円ということになりますので、結果としましては約30%ほどは、請求額が少なくなったというような状況がございます。

それから、もう1点。やっぱり考えられるのは、月々でのバラツキというのが相当あるのではないかとということも考えられる状況でございます。

こうしたことを考えますと、今回、たまたま、助成額が減ったような形となっておりますけれども、今後、もう少し長いスパンで捉えますと、前年度よりは助成額が増加していくのではないかなというふうに推測をしております。

○議長（松木慶光君）

松浦君。

○1番議員（松浦隆君）

3月、4月以前と4月以降ですね、これで金額的には約20万円ほど下がったと。その要因は、基本的に個人で負担した場面もあるでしょうし、また4月から3歳、4歳、5歳、この負担割合が減ったという、そのへんの要因は非常に大きいかと思うんですが、どうなんでしょう、今後の見込みとして、このくらいの下がった形で、月によってバラツキがあるという話なんです。将来的に今後、1年間通してやった場合に、このままの状況でいくんでしょうか。それとも、バラツキがあって分からないというような状態なんでしょうか。どのように、町としては見ているんですか。

○議長（松木慶光君）

子育て支援課長。

○子育て支援課長（近藤正国君）

先ほど、ご説明させていただきましたように、不確定要素が非常に多くあるような状況でございます。今後におきましては、窓口無料化が浸透してまいりますので、当月分が当月分とし

て請求されるというような数字が出てくると思われますけれども、いずれにいたしましても、混在している状況というのは変わらないわけで、償還払いも並行して行われるというような状況を考えますと、なかなか分析というのが難しいというふうに考えております。いずれにいたしましても、もう少し長いスパンで、統計的なものは考えさせていただきたいなと思っております。

○議長（松木慶光君）

松浦君。

○1番議員（松浦隆君）

そうですね、償還払いも並行して行われているわけですし、結構、この問題に関しては、窓口無料化ということに関しては、子育て世代の方々がほとんど知っています。正直言います。また、関心があることなんですね。ですから、今、課長がおっしゃったように、まだ周知が足りないのかなというところは、僕は少ないような気がするんです。ただ、償還払いも並行しているということで、結局、あとでまた請求を出すという可能性も、若干はあるかと思うんですが、今後、そんなに多く、増えるような、この状況を見まして、1年間見てみなければ分からないわけですけども、そんな気が私はしています。ただ、そうになってくれればいいかなというふうな気持ちでもいる、その期待も含めてですけども、そういう気持ちでいます。

先ほど、基本的に県の基準でいきますと、町の負担50%、県が50%と、そういう形になっていますね。それが保護者負担金700円ですね。これについての話がありまして、その中で50%の保護者負担金のペナルティーがあって、それで50%こないんだよと、そういう答弁でしたけども、そのへんをもうちょっと説明していただきたいのと、この保護者負担金ですね、これは全体的に、県内で状況はどうなんですか。

○議長（松木慶光君）

子育て支援課長。

○子育て支援課長（近藤正国君）

保護者負担金につきましては、これは先ほどご答弁させていただきましたように、合併前の旧下部と旧中富では、この負担をしていただいていた経過もあるわけでございますけれども、これにつきましては、1月当たり700円だけは負担をしていただくという、県の補助制度の内容の中で規定されているものでございます。

具体的には、その県の補助金要綱の中で、助成金を算定するにあたって、乳幼児1人につき1月当たり700円を保護者負担金として、差し引いて算定するという規定がございます。これによって計算すると、必然的に700円だけは、保護者の負担金として残るとような状況でございます。合併後につきましては、この負担金はいただいておらないという状況でございます。

ここに乳幼児医療に関わる助成についての調査ということで、調査の一覧表があるわけでございますけれども、県内28の市町村で半数以上は、この負担金はいただいていないと。半数近くですね。ちょうど28市町村中17市町村につきましては、この700円の負担金は現在ないという状況で、残りにつきましては、県と同じように700円のご負担をいただいているという状況でございます。

なお、これにつきましては、平成20年度からは、今回の窓口無料化に伴いまして、県の制度においても、この700円の保護者負担の制度は廃止されたという状況でございます。

○議長（松木慶光君）

松浦君。

○1番議員（松浦隆君）

そのことなんですよ。県の補助金の規定がありまして、結局、700円を町が出している。免除しているというか、補助金を町のほうで出しているとなると、基本的には県の規定で、その分、差し引かれてくるわけですね。そうすると20年度からは県のほうが、それを廃止するということですね。そうすると、20年度からは今度、50%、出てくるということですよ。その分をやっていても、そうですね。

○議長（松木慶光君）

子育て支援課長。

○子育て支援課長（近藤正国君）

その700円の部分につきましては、まったく、そのとおりでございます。ただし、年齢につきましては、従前の5歳、6歳という形になっておりますので、それを超える部分につきましては、補助の対象にならないということでございますので、そこらへんをよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（松木慶光君）

松浦君。

○1番議員（松浦隆君）

ありがとうございます。

やはり、この保護者負担金について、保護者の方々が非常に関心を持っているんですよ。実際に保護者負担金があるか、ないか。700円のことなんです。やはり、町で補助をしてくれるかどうかという、そこで非常に大きな意味があるみたいで、補助金を出して、保護者には負担をかけないという町もあるし、そうではない町もあるわけですね。徴収している町もあるわけです。そのへんでの、子どもの親同士の、いろいろ話をした中で、非常に気になっているということだったものですから、あえて質問をさせていただきましたし、20年度から、それが廃止されて負担金がなくなるんだよという、そういう形ですから、保護者の方も非常に、このことに関しては、ある意味で喜ぶ、明るい未来が一部出てくるのではないかなというふうな形になるかと思うんですよ。

それでは、次に移りたいと思います。2番の、無料化年齢の引き上げについてに移りたいと思います。

先ほど来、課長から話がありましたように、乳幼児医療費補助事業、県の基準が5歳、それから通院が5歳未満、入院が6歳未満という形になっているわけですが、現在、全国の都道府県、すべてで乳幼児医療費助成を実施している状況でございます。市町村におきましても、全国の市町村、本町も含めまして、97.5%のほぼ、すべての市町村において、なんらかの形で実施されているわけでございます。各県、平均の事業費が13億5,600万円。市町村の平均事業費が9,631万2千円。このような形になっておりますけれども、これはあくまでも町の大きさ、市町村すべてを含めてですから、東京も全部含めてですから、大きいところと小さいところ、差が出てきて当たり前なんです。山梨県においても、この県の基準を、県内市町村に独自の考えで延長しているところがあると。この延長の事業が、実際に県のほうでも、県の児童家庭課ですね、そちらのほうでも毎年、増加しているというふうな形で把握していま

す。それで、特にここ2、3年が非常に多くなっていると。窓口無料化への制度の医療化に伴って、特にここにきまして、今、実施していないところの市町村も模索している。また、検討をはじめたという、そういう動きが見られるというふうに、実は県の児童家庭課のほうで言ってらっしゃるわけですね。

そのことについては、医療費助成事業、各市町村が主体となってやる事業だからということで、県のほうではなんら問題がないというふうな形の中でできているわけなんです。そこでお伺いしたいんですが、県内市町村で、今、窓口無料化、県の5歳と6歳、それ以上に引き上げているところも含めまして、実施の状況を簡単をお願いします。

○議長（松木慶光君）

子育て支援課長。

○子育て支援課長（近藤正国君）

県内における実施状況でございますけれども、県内28市町村のうち、入院・通院とも対象年齢を12歳まで引き上げている市町村が7つ。それから入院・通院とも対象年齢を6歳としている、本町と同様な形をとっている市町村が4つ。それから県の補助制度と同様な6歳、5歳の形をとっているものが17市町村となっております。これにつきましては、ちょっと手元の資料が古くて、19年4月1日のデータでございますので、そのあと若干、増えているという状況もあろうかと思えます。

○議長（松木慶光君）

松浦君。

○1番議員（松浦隆君）

ありがとうございます。

現在、先ほど出てきましたけども、多くの市町村で、独自のなんらかの形で無料化年齢の引き上げ政策を実施しているわけですね。その中で、大きく引き上げているのが甲府市、大月市、道志村、韮崎市、それから南部町、昭和町、早川町、市川三郷町、このようになっています。これは6月1日現在ですね。そういう各市町村で、県の基準を大きく上回りまして、入院・通院ともに小学校卒業。一部、中学校卒業までを補助期間として、実施されている状況があるわけです。

私は今回、本町に隣接している峡南地域、それから本町から子育て世代が通勤するであろうという甲府近辺をちょっと調べてみたんですが、その中で本町と同等の、人口が同じくらいの昭和町をちょっと調べてみました。

この中で、ざっと話をさせていただきますが、南部町の人口が9,800人ですね。実施が19年4月1日からで、入院・通院とも小学校6年生まで。対象者が615人です。実施前は390人でしたけども、615人に増えた。これは少子高齢化への対策として、町の思いやり予算という形の中でやられたそうで、子育てに力を入れるという、町のコンセプトに沿って実施されていると。南部町に関しては、それ以外にも、先ほど同僚議員から一般質問の中にありましたけども、妊婦健診ですね。こちらのほうも同じ、子どもを大事にするコンセプトの中から、国・県の5回、プラス町が5回と、そういう形での妊婦健診も併せてやっていると、そういう話も伺いました。

また、お隣、早川に関しては人口が1,430人。実施が19年10月1日からです。入院・通院とも中学卒業までという形になっています。対象者に関しては約100人なんです。こ

これは総務省の頑張る地方応援プログラムという形の中で、補助金をいただき、この制度を利用しています。また乳幼児の医療費助成もそうですが、そのほかの妊婦健診、それから給食費、それから入学祝金等も併せてやっているというふうな状況でした。この中で、やはり、早川も過疎対策の一環で導入していると。転出者の流出に、ある一定の効果は出ているという、そういう考えでした。

それと鯉沢、増穂なんですけど、これは両町とも県の基準で運用しておりまして、鯉沢は対象者が490人。それから増穂の対象者が982人。これはあくまでも、県の基準の小学生以下ですね。そういう状況になっています。

そして昭和町ですが、人口が1万6,791人で、実施が19年10月1日、昨年10月1日から実施されました。入院・通院とも小学校6年生までの延長で、これは入院時の食事の補助もやっているそうです。申し遅れましたけど、先ほどの南部町も入院の食事の補助もやっております。対象者が約2,400人程度。先ほど、本町でもやっています保護者負担金700円、これも補助を出しているという、そういうことです。この制度につきましては、甲府市がやっていますね。甲府市はドーナツ現象で、中心街の学校が統廃合しなければいけないような、人口が外にどんどん出ているというような、そういう状況なわけですね。そういう中で、やはり甲府が実施したということに対しての、大きな影響を受けているそうです。中には、昭和町にきたんだけど、乳幼児のそういう補助金がないから、では、ちょっと行けば甲府だから、そっちに住んでというような、そういう話も実際にあったそうです。そういうことで、昭和町も去年の10月1日から、やり始めたということです。

一番最近が市川三郷町です。人口が1万8,339人。実施が窓口医療無料化になったと同時の4月1日からございまして、入院・通院とも小学校6年生まで延長していると。対象者が1,623人。これはなぜ、こういうふうな形になったかといいますと、議会と町民からの要望が非常に多かったと。そういう形の中で、その要望に応える形で町長が決断したというふうな話を伺いました。市川三郷町としては、多くの県内各市町村が実施および実施の方向にあるという、そういう判断のもとに行われたと、そういうことを伺ってきました。

私、いろんなところの、各町の担当の方と話をしました。皆さん、やはり、この少子高齢化の中で、人口の流出、それから子育て世代、それから子どもの減少に、非常に敏感になっておりました。それをなんとか食い止めたい、食い止めないと町の将来展望にも大きな問題が出てくるのではないかと、そういう危機感の中から、非常に各町とも財政的には厳しいと。厳しいけれども、やっぱり将来のことを考えた中では、そうするのがベストではないかという形の中で、実は実施されているという、そういう実態がございました。

すみません、次に移ります。

峡南地域の、今の、僕が調べた、また町の担当課でも、おそらく、僕と同じような資料を持っていると思いますが、そういう調べた中で、峡南地域の実施状況の分析のほうに入っていくと思いますが、先ほど申し上げましたように、甲府市がドーナツ現象で、子どもの人数が減少して、統廃合を進めている、そういう状況です。基本的には、少子高齢化の中での過疎化を食い止めるためということで、今、説明したような、各町でも実施されている状況なんですね。県内におきましても、人口減少率の高い、この峡南地域において、なおさら、これは直近の課題として、私はクローズアップされている。それと同時に峡南地域全体の問題になっているのではないかと。このように考えているわけです。

その中において、峡南地域6町、これ6町ありますね、増穂から下ですね、南のほうですね。峡南6町からの半分、すでに無料化年齢の引き上げを実施しているわけですね、小学校6年生。早川はちょっと別格なんですけど、中学3年生までと。そういう形でしているわけです。増穂、鯉沢については、今、両町合併問題が浮上しているわけで、そういうことも含めて、増穂、鯉沢を抜きますと、残ってくるのは本町のみ状況なような気がするわけですね。実際に、そんなわけです。

本町の場合は、地理的に見ましても、ちょうど、峡南地域の真ん中に位置しているわけです。真ん中に位置している関係からか、近隣の市町村にお勤めで出かけている、ちょうど子育て世代というのは、やはり、自分たちが一生懸命働いて、子どもを育てあげるといふ、そういう年代ですよ。働き盛りですから。当然、近隣の市町村に働きに出るわけですね。そうすると、それが大体、市川だとか増穂、それから昭和、あっちのほうへ行くわけですね、南のほうに行く方もいらっしゃるでしょうけども。そうした中で、勤めている実情があるわけですが、やはり子育て世代が会社の同僚と話をしている中身というのは、やはり子育てのことなんですよ。そして、この4月1日に窓口無料化になったということが、1つのきっかけになって、いろんな、そういう話をするらしいんです。その中で、最近では自分の住んでいる町の医療費補助対象の年齢の話題が非常に多くなっているんだそうです。中には勤め先で、うちの町は小学校6年生まで医療費がタダになっているんだから、身延の山奥にいないで、こっちへ引っ越してくればいいではないかというふうな、そういう自信に満ちた、その方が私の町は6年生までやっているんだよ、子どもを手厚く、こうしているんだよというような、そういう自信に満ちた誘いもあったということを知りました。

峡南地域の中で、表現がどうか、ちょっと僕も適切かどうか分からないんですが、そういうふうな、うちの町へ来いよということは、ある意味では若い人たちを引き上げているような、そんな気もしないでもないんです。そういうふうな誘われた若い人たち、それは当然、気持ちの中で動揺をしないわけじゃないと思うんですよ。その人たちの心の動揺というのは、そのまま、私は町に対する無料化年齢を引き上げてほしいなという、そういう大きな気持ちにつながってくるというふうには私は感じているわけですが、今、この峡南地域に関しては、人口減少を防止するために、各町がサバイバル的な状況になって、峡南地域でなっているわけですね。その中で、本町も、やはり同等の内容、また、それ以上の内容にせざるを得ないような状況下にあるんじゃないか、峡南地域においてですよ、本町が。そうではないかというふうな、私は気がしてならないので、また、そういうふうな、今、思っているところなんですけど、町としての、峡南地域の実施状況、先ほど説明しましたけども、それを見て、どのように感じているのでしょうか。町長にお伺いしたいと思います。

○議長（松木慶光君）

町長。

○町長（依田光弥君）

松浦議員が今、おっしゃったように感じています。

○議長（松木慶光君）

松浦君。

○1番議員（松浦隆君）

そうですね、非常に今、この状況が若い世代に対しては厳しい状況になっているかと思うわ

けですね。そういう状況の中で、私は実現がなんとかなっしてほしいなというふうな気持ちの中で、今日は質問させていただいているわけですが、3番目の無料化年齢引き上げ、これをもし、やった場合、対象者数、これはどのようになりますか。

○議長（松木慶光君）

子育て支援課長。

○子育て支援課長（近藤正国君）

無料化年齢を引き上げたという場合の対象者数でございますけれども、現在、実施しております0歳から6歳までの対象者数は、先ほどご答弁申し上げましたとおり、496人でございます。対象者年齢を12歳まで引き上げた場合は、1,200人となります。それから中学生までということで、対象年齢を15歳まで引き上げた場合は、1,605人となります。

○議長（松木慶光君）

松浦君。

○1番議員（松浦隆君）

そうですね、今、話がありましたように、中学まで引き上げた場合でも1,605人。小学校6年生までだと、1,200人になるわけですね。峡南各町の、先ほど話をしましたけども、他町とあまり変わらないような、そういう数字になってくるわけですね。ただ、やはりそうは言いましても、各町の財政問題とか、財源の問題とか、いろいろ出てくるわけなんですけど、これで、もし、やった場合に、やはり病気でどの程度、子どもたちが入院したり、通院したりするかという、そういう部分にも当然なってくるんだと思うんですよね。やはり、子どもたちが多く通院・入院、そういうことになれば、当然、金額もかさむわけですし、負担も大きくなる。そのへんの問題が出てくると思うんですが、年齢別で通院・入院の状況、これは大体、傾向があるような、僕は気がしているんですが、このへんはどうでしょうか。小学校以上、小学校、中学校ですから、教育委員会のほうではどのように考えるのでしょうか。ケガの状況ですね。ケガとか、子どもたちの病気の傾向。小学校、中学校で、きっと違うと思うんですが、どうですか。

○議長（松木慶光君）

学校教育課長。

○学校教育課長（赤池一博君）

小学校入学前というのは、ある程度、疾病に弱いような体質がありますから、入学前、それから小学校の児童、それから中学校の生徒というようなことで比べれば、入学前のほうが、まだ疾病の率は多かろうと思います。ただ小学校、中学校になりますと、今度はケガというような部分は出てくるだろうと思いますが、疾病の面からいきますと、入学前のほうが多いと思います。

○議長（松木慶光君）

松浦君。

○1番議員（松浦隆君）

まったく、そのとおりなんですよね。今、実施しているところで、どのような状況なのかということ、実は確認しました。小学校以下ですと、大体、内科、それから歯科だそうなんです。小学生になって、もちろん若干の内科なんかもあるわけなんですけど、小学生高学年、それから中学生になりますと、病気というよりも骨折が多いそうです。そういう状況を見た中で、やは

り実施しているところは、その状況の、毎年やっているわけですが、その状況の中で見て、大体、0歳から6歳、それから6歳から12歳まで、倍になるわけですけども、簡単に倍の金額でということは、全然考えていないようで、先ほど課長が出したような形にもありましたけども、大体、各町が1.5倍ぐらい、このような形で見ているという形だそうです。

そこで、今の内容も含めた中で、無料化年齢引き上げを実施した場合、この問題点はどのように感じてもらえるでしょうか。

○議長（松木慶光君）

子育て支援課長。

○子育て支援課長（近藤正国君）

問題点といたしまして、2点ほど心配される部分がございます。

1点は当然、財政面からの負担が増えるわけでございます。これにつきましては、県補助は現在と同じように5歳、6歳という部分での補助しかございませんので、それ以上の年齢につきましては、すべて町の一般財源を投入しなければならないということが1点。

それから、もう1つは無料化したことによって、今まで病院にかからなかったような、ごく軽い症状の場合でも、すぐ病院を使おうというようなことも想定されるわけございまして、こういったことによって、国保財政等を圧迫するような1つの要因になる可能性もあるのではないかなというふうに考えております。

○議長（松木慶光君）

松浦君。

○1番議員（松浦隆君）

やはり一番は、財政的な面だと、やっぱり私も思います。財政的な面をやはり、これから考えていかなければいけない。一番、大きな問題だと思うんですね。ただ、いくら町が、行政の方々が皆さんでどんなに知恵を出し合っても、やはり無料化になったことによって、人間の心理というのは、そういうものだと思うんです。お金を出すとなると、当然、やはり抑えたりします。今のガソリンの高騰もそうですよね。できるだけ走らないように、エコでなんとかスピードを出さない、また急ブレーキをふまない。そういうことを考えながら走るんですね。それがタダになると、構わないと、どんどんいってしまう、そういう傾向が実際にあると思うんです。今までも6歳まで保育園児まで、やってきた。それが償還払いということもありましたから、当然、窓口で無料にならないわけですから、役場の窓口なりに領収書を持っていかなければいけない。そういう部分もあったから、ある程度のブレーキというのはあったと思うんですよね。だけど今度は、やはり、町のこういうふうに若い世代、町の将来を考えてやるんだからということで、逆に、これをきっかけにして、若い方々とよく話をし合う。そういう無駄なこと、無駄につながるような、そういう病院にかかるようなやり方を抑制してもらおうような、そういうお互いに、町と若い世代がこの町を考えながら話し合って、そういう方向に持っていくような、そういう形ができれば、これは僕は今、実際にやっている、実施している町でも、やはり同じような、そういう問題を抱えていました。そういうことを打破するような、新たな形ができないかなというふうに、私は今、思っています。

時間があまりなくなりましたので、次に移らせてもらいますが、今、本町に在住している子育て世代、若い方々ですね、決して都会と同じように住みやすく、また通勤や買い物に便利な状況に住んでいるというふうな、私は認識を持っていません。やはり、これだけの山の中、交

通の便が悪いところに住んでいるわけなんです。しかしながら、それと同時に、今、少子高齢化の大きなうねりの中で、今後どのようになっていくかと、不透明な部分も大きく抱えているわけです。先ほど、町長が同僚議員の質問に暗くなる、そういう話ということが出ましたけども、これも実際には、その世代の人たちにしてみれば、やはり将来が見えない、暗い部分、どうなるんだろうという、そういう不安な部分が非常に多いんですね。その中において、私は今、この町に残ってくれている、それから先ほどの答弁の中で、教育長が話をしました。子どもの生活、それから通勤等を考えて親が外に出す、そういう時代になったという、そういう話がありました。僕はまさに、そのとおりだと思っています。そういう状況の中で、今、町に残っている、この若い世代は、これは私は、町にとっては非常にありがたい、そういう世代で、貴重な財産だと思うわけですね。

私たちが先人から受け継いだ、今、町でこういうふうにして活動しているわけではないですか。まちづくりをしているわけですね。今度は私たちから、その世代が受け継いで、この町をつくっていく、そういう世代なわけですね。この若い世代と、その世代の次の子どもたちが、他の市町村に対しても、わが町、この身延を誇れるような環境づくり、これをできるような環境をつくるのが、今の私たちの使命ではないかというふうに、私は強く感じているところなんです。そこで最後に町長にお伺いしたいと思います。

すべての子どもを産み育てる、経済的負担の軽減を図るためとして、2003年の7月に少子化社会対策基本法が公布されました。これを受けて、乳幼児に関わる医療費負担の軽減と病気の早期発見・早期治療等を目的とした、乳幼児医療費助成制度が実施されているわけです。本町においても、現在、先ほども言いましたように、6歳まで通院・入院がされているところでございますが、本町の若い世代と子どもたちに、将来に明るい夢と希望が持てるような、最低でも小学校6年生までの引き上げ、また、これは僕もお願いするのがちょっと、切ない部分もあるんですが、できることであれば、他市町村に先駆けて、新たな身延方式を構築した中で、中学3年生までの引き上げもあつたらいいなというふうに思うわけですが、こういう改正の考えがとおりでしょうか、町長お願いいたします。

○議長（松木慶光君）

町長。

○町長（依田光弥君）

お答えをいたします。

いつもながら、松浦議員の本当に建設的なご意見を拝聴して、本当に敬意を表したいと思います。ありがとうございます。

松浦議員に、こういう一般質問をしていただくということは、町が何をしているんだということに相なるわけでございますけど、今までも財政と財源につきましては、検討をまいりました。たまたま今日、そういう格好でご質問をいただくわけでございますが、町としても、腹は決めておるわけございまして、12歳までの無料化というものは、できるだけ早い時点でもって実施をしなければならぬのかなということでございますので、松浦議員が1時間の中で、何を目的にこの質問をされるのかというのは最後のこのことだと思うわけで、真摯に受け止めさせていただいて、やらせていただきます。

○議長（松木慶光君）

松浦君。

○1 番議員（松浦隆君）

ありがとうございます。

今、町長からお話がありました。また、私の真意も町長に十分通じたという、そういう中で、ぜひ、先ほども申し上げましたように、ほかと同じではなくて、身延方式、そして新しいまちづくりを若い人たちと一緒にやるような、そういうことを、そういう流れの中で、ぜひ早い時期に実施していただきますように切望しまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（松木慶光君）

以上で松浦隆君の一般質問が終わりましたので、松浦隆君の一般質問は終結いたします。

通告されました一般質問は、すべて終了いたしました。

お諮りいたします。

本日、町長より追加提出議案が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程として議題としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、追加日程として議題とすることに決定いたしました。

追加日程第1 追加提出議案の報告ならびに上程を行います。

同意第2号 身延町仙王外五山恩賜林保護財産区管理委員会委員の選任について

同意第3号 身延町下山地区財産区管理委員会委員の選任について

以上、2件を一括上程いたします。

追加日程第2 町長から提出議案の説明を求めます。

町長。

○町長（依田光弥君）

それでは追加提出議案につきまして、ご説明をさせていただきます。

同意第2号 身延町仙王外五山恩賜林保護財産区管理委員会委員の選任について

身延町仙王外五山恩賜林保護財産区管理委員会委員に下記の者を選任したいので、身延町恩賜県有財産保護財産区管理条例（平成16年身延町条例第194号）第3条の規定に基づき、議会の同意を求めます。

記

身延町仙王外五山恩賜林保護財産区管理委員会委員

住 所 身延町下山2380番地

氏 名 望月清史

生年月日 昭和22年10月3日

平成20年6月17日 提出

身延町長 依田光弥

提案理由でございますが、身延町仙王外五山恩賜林保護財産区管理委員会委員1人が、平成20年3月31日をもって辞職したため、新たに委員を選任したい。

これが、この議案を提出する理由であります。

次に同意第3号 身延町下山地区財産区管理会委員の選任について。
身延町下山地区財産区管理会委員に下記の者を選任したいので、身延町財産区管理会条例
(平成16年身延町条例第195号)第3条の規定に基づき、議会の同意を求める。

記

身延町下山地区保護財産区管理会委員

住 所 身延町下山2380番地

氏 名 望月清史

生年月日 昭和22年10月3日

平成20年6月17日 提出

身延町長 依田光弥

提案理由でございますが、身延町下山地区保護財産区管理会委員1人が、平成20年3月
31日をもって辞職したため、新たに委員を選任したい。

これが、この議案を提出する理由でございます。

よろしくお願いを申し上げます。

○議長(松木慶光君)

町長の提案理由の説明が終わりました。

追加日程第3 追加提出議案の質疑を行います。

お諮りいたします。

同意第2号、同意第3号は人事案件でありますので、質疑・討論は省略したいと思いますが、
これにご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって同意第2号、同意第3号は質疑・討論を省略いたします。

お諮りいたします。

追加提出議案につきましては、委員会付託を省略し、直ちに採決を行いたいと思いますが、
これにご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、追加提出議案の委員会付託は省略いたします。

追加日程第4 追加提出議案の採決を行います。

同意第2号について、原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

よって同意第2号 身延町仙王外五山恩賜林保護財産区管理会委員の選任については、身延
町下山2380番地、望月清史氏、昭和22年10月3日生まれに同意することに決定しまし
た。

同意第3号について、原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

よって同意第3号 身延町下山地区保護財産区管理委員会委員の選任については、身延町下山2380番地、望月清史氏、昭和22年10月3日生まれに同意することに決定しました。

追加日程第5 委員会の閉会中の継続調査について、議題といたします。

議会運営委員会委員長、議会広報編集委員会委員長から所管事務調査について、会議規則第74条の規定によって、お手元に配布しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

以上、2委員会から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会委員長、議会広報編集委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上、本日の議事日程は終了いたしました。

ここで、町長よりあいさつをいただきます。

町長。

○町長(依田光弥君)

それでは閉会に先立ちまして、最後のごあいさつをさせていただきます。

平成20年身延町議会第2回定例会、16日に開会をされまして、本日まで、議員の皆さん方にはお暑い中、大変ご苦労さまでございました。

私どもから提案をさせていただきました議案、報告案件が11件、条例2件、補正予算、それぞれ一般会計・特別会計7件、さらに中富地区公民館西嶋分館建築主体工事請負契約について、全案ご承認をいただきましたことは、厚く御礼を申し上げます。また、ただいま追加提出議案、人事案件でございますが、ご同意を頂戴いたしました。誠にありがとうございます。重ねて御礼を申し上げたいと存じます。

今議会、皆さん方の本当に真摯な姿勢、行政に対します、いろいろなご熱意、一般質問等、大変ご熱心に取り組みをしていただきました。私どもといたしましても、皆さん方のお気持ちをしっかりと受け止めをさせていただき、今後の町政に反映をさせていただきたいと思っております。

ご決定を頂戴いたしました予算案等、執行に向けて職員ともども、日々の実務をしっかりと歩みを進めてまいりたいと存じますので、議員各位はじめ、町民の皆さまのさらなるご指導・ご協力を賜りますよう、お願いを申し上げます。議員各位の真摯な議会活動に対しまして、心より敬意を表し、厚く御礼を申し上げます。

本町を取り巻く環境は大変、変化をいたしておるわけでございます。町の特性と課題をふまえ、目指すべき目標を定め、将来像の実現に向けて、先導的に取り組むべき施策群を戦略プロジェクトといたしまして、第3次集中改革プランのもとに鋭意、進めてまいりたいと存じておるところでございます。

しかしながら、まちづくりを進める環境は多くの面で、大変難しい問題を抱えておるところでございます。私は合併により得られました、身延の宝物を議員の皆さま方のご指導をいただく中で、町民の皆さんともども考え、また活用していくことにより、新たなまちづくりの展

望が大きく開けてくるものと、確信をいたしておるところでございます。

夏本番を迎えます。何かとお忙しい中でございますが、どうぞ健康にご留意をいただいて、さらなるご活躍をいただきますよう、心よりお祈りを申し上げたいと存じます。

昨日、今日にわたりまして、議会の皆さん方のお取り組みに対し、心より敬意を表し、また今後ともご指導、またご支援を賜りますよう重ねてお願いを申し上げまして、私のあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（松木慶光君）

以上をもちまして、本定例会に付議されました事件は、すべて議了いたしました。

会議規則第7条の規定により、閉会したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、本定例会はこれで閉会することに決定いたしました。

議員各位には慎重審議をいただき、心から敬意と感謝を申し上げる次第であります。

これをもちまして、平成20年第2回定例会を閉会といたします。

ご苦労さまでした。

○議会事務局長（遠藤守君）

それでは、相互の礼で終わりたいと思います。

ご起立、願います。

相互に礼。

ご苦労さまでした。

閉会 午後 3時25分

上記会議の経過は、委託先（株）東洋インターフェイス代表取締役薬袋東洋男が録音テープから要約し、議会事務局長遠藤守が校正したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、議長並びに署名議員により署名する。

議 長

署 名 議 員

同 上

同 上